

第九回 参議院大蔵委員会會議録第二号

昭和六十二年八月二十五日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

七月二十九日

鈴木 和美君

補欠選任

七月三十日

鈴木 和美君

補欠選任

八月二十五日

八百板 正君

補欠選任

中村 太郎君

補欠選任

佐藤栄佐久君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

村上 正邦君

大浜 方榮君

梶原 清君

吉川 博君

赤桐 操君

多田 省吾君

井上 裕君

大河原太一郎君

河本嘉久蔵君

佐藤栄佐久君

斎藤栄三郎君

斎藤 文夫君

中村 太郎君

福田 幸弘君

藤野 賢二君

矢野俊比古君

山本 富雄君

国務大臣

大蔵 大臣

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房総務審議官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局たばこ塩事業審議官

大蔵省国際金融局長

国税庁次長

常任委員会専門員

説明員

運輸大臣官房国

有鉄道改革推進課長

運輸省港湾局開設課長

建設省建設経済局建設課長

建設省都市局下水道部公共下水道課長

建設省都市局下水道課長

建設省都市局下水道課長

建設省都市局下水道課長

建設省都市局下水道課長

建設省都市局下水道課長

建設省都市局下水道課長

建設省都市局下水道課長

建設省都市局下水道課長

建設省都市局下水道課長

建設省都市局下水道課長

建設省都市局下水道課長

建設省都市局下水道課長

志苦 裕君

鈴木 和美君

丸谷 金保君

塩田 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉岡 吉典君

栗林 卓司君

野末 陳平君

宮澤 喜一君

藤井 孝男君

角谷 正彦君

斎藤 次郎君

水野 勝君

足立 和基君

宮島 壯太君

内海 孚君

日向 隆君

保家 茂彰君

岩村 敬君

栢原 英郎君

村瀬 興一君

齊藤健次郎君

建設省道路局有料道路課長

自治省財政局準公営企業室長

日本銀行副総裁

松延 正義君

大屋 正男君

三重野 康君

参考人

本日開会に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用

による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用

による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(村上正邦君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。宮澤大蔵大臣。

○国務大臣(宮澤大蔵大臣) ただいま議題となりました日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案の両案について、社会資本の整備の促進を図るための国の融資に関する特別措置を講ずるとともに当該資金の運用等に関する必要な事項を定めるものであります。

すなわち、第一に、国は、当分の間、公共事業に要する資金を、別に法律で定めるところにより、地方公共団体等に対し無利子で貸し付けるこ

と、国債の償還財源に充てることとしております。

これは、厳しい財政事情のもとで、建設国債の増発を可能な限り抑制するよう工夫したものであります。また、この資金については、日本電信電話株式会社の株式売払収入の性格を踏まえ、最終的には国債の償還財源に充てることとしております。

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案は、以上申し述べましたとおり、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用し、社会資本の整備の促進を図るための国の融資に関する特別措置を講ずるとともに当該資金の運用等に関する必要な事項を定めるものであります。

他方、国債整理基金の状況を見ますと、昭和六十一年度と同様に日本電信電話株式会社の株式の順調な売払収入が行われれば、国債の償還等国債整理基金の円滑な運営に当面要する資金を上回る資金が、同基金に蓄積されることが予想されます。

このような状況にかんがみ、現下の経済情勢に緊急に対処するため、国債整理基金の円滑な運営に支障の生じない範囲内で同基金に蓄積された資金の一部を活用する無利子の貸付制度を設け、社会資本の整備の促進を図ることとしております。

説明申し上げます。

我が国の現下の経済情勢を見ますと、国民生活に緊要な社会資本の整備の促進を図ることにより、内需拡大の要請にこたえたとともに地域の活性化に資することが重要な課題となっております。

説明申し上げます。

我が国の現下の経済情勢を見ますと、国民生活に緊要な社会資本の整備の促進を図ることにより、内需拡大の要請にこたえたとともに地域の活性化に資することが重要な課題となっております。

説明申し上げます。

我が国の現下の経済情勢を見ますと、国民生活に緊要な社会資本の整備の促進を図ることにより、内需拡大の要請にこたえたとともに地域の活性化に資することが重要な課題となっております。

説明申し上げます。

我が国の現下の経済情勢を見ますと、国民生活に緊要な社会資本の整備の促進を図ることにより、内需拡大の要請にこたえたとともに地域の活性化に資することが重要な課題となっております。

説明申し上げます。

我が国の現下の経済情勢を見ますと、国民生活に緊要な社会資本の整備の促進を図ることにより、内需拡大の要請にこたえたとともに地域の活性化に資することが重要な課題となっております。

説明申し上げます。

我が国の現下の経済情勢を見ますと、国民生活に緊要な社会資本の整備の促進を図ることにより、内需拡大の要請にこたえたとともに地域の活性化に資することが重要な課題となっております。

説明申し上げます。

我が国の現下の経済情勢を見ますと、国民生活に緊要な社会資本の整備の促進を図ることにより、内需拡大の要請にこたえたとともに地域の活性化に資することが重要な課題となっております。

説明申し上げます。

我が国の現下の経済情勢を見ますと、国民生活に緊要な社会資本の整備の促進を図ることにより、内需拡大の要請にこたえたとともに地域の活性化に資することが重要な課題となっております。

説明申し上げます。

我が国の現下の経済情勢を見ますと、国民生活に緊要な社会資本の整備の促進を図ることにより、内需拡大の要請にこたえたとともに地域の活性化に資することが重要な課題となっております。

とができることとするほか、特定の民活事業に対し、日本開発銀行等を通じて無利子で資金を貸し付けることができることとする等の措置を講ずることとしております。

第二に、従来の補助または負担を必要とする公共事業の場合には、この補助または負担については、別に法律で定めるところにより、当該貸付金の償還時において行うこととしております。

第三に、無利子貸し付けの財源に充てるため、国債整理基金特別会計から一般会計を通じて産業投資特別会計へ資金の繰り入れを行うことができることとする等の措置を講ずることとしております。なお、この繰り入れに相当する金額については、後日、産業投資特別会計から一般会計を通じて国債整理基金特別会計へ繰り戻すこととしております。

第四に、以上の国の無利子貸し付け等に関する政府の経理は、産業投資特別会計において、新たに社会資本整備勘定を設けて経理することとする等の措置を講ずることとしております。

次に、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案は、たゞいま御説明申し上げました特別措置法に定める措置を実施するために必要な関係法律の整備を図るため、奄美群島振興開発特別措置法等三十九法律及び関係特別会計法六法律について所要の規定の整備を行うものであります。

以上が議題となりました二法案の提案の理由及びその内容でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(村上正邦君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(村上正邦君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、本日、参考人として日本銀行

副総裁三重野康君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(村上正邦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(村上正邦君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○赤桐操君 今回のこの法案が提案されるに当たりまして、内容についてお尋ねする前に、中曽根内閣がいよいよ最終の段階に来ていると思うわけでありまして、間もなくその任務を終るに当たりまして、少くもその経過の中で、私は聞われなような問題が出てきていると思うのであります。

在任期間中に果たすべき政治課題、これはたくさん掲げておられます。その掲げられたスローガンによって、こういう段階になりますという、そのスローガンに基づく施策がどのように講ぜられ、あるいはまたその結果がどういう方向に向かつて実現をされてきたか、国民の皆さん方からどういふ影響を与えておられるかということ等がまず大きく問われてこなきゃならないと思うのであります。

この大蔵委員会は、場所が大蔵委員会でございますので、全体に対して質問を申し上げるあれもございまして、特にこの中で財政再建と税制問題についてはこの場の任務でございますので、とりわけ財政再建について私はまず触れてみたいと思うのでございます。

財政再建に関する中曽根内閣の功罪は、私はいろいろあると思うんです。基本的な問題といたしまして、この中で大蔵大臣として最終の段階を受け持たれ、また中曽根総理の次のいわゆるポスト中曽根としての立場におられます宮澤大蔵大臣に、私は今までの財政運営についての中曽根内閣

がとってきた経過を顧みて、どのようにお考えになり評価されているか、今後またどういふ姿でこれを展開していかなきゃならないか、これについてひとつまず大臣の所信をお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 中曽根内閣が発足いたしました当時の我が国の財政は、それまでのいろいろな経緯から相当大きな国債を発行しなければならぬ状況であり、その国債も年々累増を続けておった状況でございました。こういう状況の中で財政再建、それと密接に関連をいたします行政改革、これらの二つのことはどうしても欠くべからざる課題である。それは、ただ財政至上主義という立場からではなく、将来に向かって国民のいろいろなニーズが複雑になってまいりますときに、このままでは財政がそれに弾力的に対応できない、そういう見地からして、早く財政の弾力性を回復しておくことが必要である。そういう観点でございまして、そういうことから財政のいわゆる一般歳入の伸びをゼロにする、あるいはマイナスにするというようなことを五年間にわたって実際にやってまいったわけであります。

それにもかかわらず、なお一般会計の二割程度のものが国債費でございまして、また一般会計の国債依存度も二割に近いということが現状でございまして、しかしこのような一般歳入を数年間にわたって抑えてきた、伸ばさなかったということ、我が国のようにこれほど大きな行政にとりましては、やはり画期的なことであつたと申さなければならぬと思ひます。その間に、いわばいろいろな制度の改変をこれは事実上強いることになりましたし、また物の考え方もその結果としておのずから変化してきたようなことも少なからずございまして、いわば金がないということから、いろいろな新しい改革への芽がそこから生まれてきたということも申し上げてよろしいことであらうと思ひます。そのような努力はどうしても我が国の財政としてはしなければならぬことであつたし、中曽根内閣はそれを果敢に遂行してまいった

というふうにお考えをしております。それにもかかわらず、現状は先ほど申しましたような状況でございまして、財政改革はなおその途上にあると申し上げなければならぬかと思ひます。

他方で、この間に一昨年の九月のブラザ合意以来急激な円高が生まれて非常に短時に大きな円の上昇がございましたために、我が国の経済はその対応に非常に困難を感じてまいりました。昨年当初から見られましたようないわばかなり極端なデフレ、それからそれまでにやはりいろいろ困難を持ち始めておりましたいわゆる長大重厚と言われるような産業は、殊にデフレに遭ひまして相当難しい状況になった。また輸出産業、電機系統の輸出産業などもそうでございますが、そういったようなことから雇用の問題にも影を落とすに至りました。

そういう経済情勢の中で、諸外国からは輸出摩擦をめぐって日本はもと内需拡大をすべきではないかという声が非常に強くなりまして、財政としても非常に困難な状況ではありますけれども、このような内外の要請に困難は覚悟の上でこたえなければならぬというそういう問題を持つに至りました。私が就任いたしましたのはたゞいまからほぼ一年前でございますけれども、そういう財政再建と、しかし内外のそのような情勢にこたえなければならぬといういわば二つのやや相反するような命題を処理しなければならぬ、そういう仕事を財政は背負わなければならぬことになりました。昨年も本予算の後、十一月に補正予算の御審議をお願いいたしましたわけでございますが、ことしはまたもっと早い時期に過般補正予算を成立をさせていただきまして、それをただいま施行いたしておりますようなわけでございます。

我が国のこのようなブラザ合意以来の現状は、前川報告が指摘しておりますように、一度や二度の補正予算で対応できるものではなく、やはり日本経済全体の構造改善というものを必要とするという認識に政府は立つておりますから、したがって財政の対応も一、二度補正予算を組んだと

いうだけで済むとは考えられません。財政再建は途上にありますけれども、しかしこの内外の要請にこたえなければならぬ財政の務めもまた一度二度の補正予算で終わるわけではない。

こういふふうに考えておりましたところ、たまたま国民の過去の努力の集積でありました電電公社の株式がその価値で売れておりまして、それからかなりの余裕が生ずるといふことが見込まれるに至りましたので、一般会計の今までの公共事業の歳出にこれを加えますとかんがりのいわば援軍になる、今後何年間かこの社会資本整備会計の活用を見込むことができると思ひましてこのたびの御提案をいたしておるわけでございますが、これによりまして、しからずんば内外の要請にこたえて建設国債を増発しなければならぬであつたらうその部分につきましては、このNTTの売却代金が当面内外から要請されておるその要請にこたえることができる、あと何年間かはそういう情勢にこの会計がこたえることができる、このように考えまして今回の御提案に及んだわけでござい

○赤桐操君 中曾根さんが総理に就任されたのは五十七年の十一月でございます。その前年度の五十六年度には二兆円を超える歳入欠陥が生じております。五十七年度も補正で三兆円余の特例公債の増発が余儀なくされた。そういう状況でございまして、五十八年度以降はゼロシーリングでもって超緊縮財政が展開されてきたと、私もそういうふうに認識をいたしております。その結果、確かに一般会計の歳出の伸び率は圧縮をされてきていると思ひます。公債依存度にはいたして、総理就任前の五十六年度の二七・五%から六十二年度に至るまでの経過を見て今日の段階を比較いたしますと、二一・一%というふうになつておるわけでありまして、財政再建は進捗をしておるのか、これは見えるわけでありまして、しかし、その実態はどうかというところを見なきゃならぬと思ひます。

増税なき財政再建を唱えて今日まで至つたわけでありまして、租税負担率の状況を見ると、これは全く逆でございまして、五十六年度の二三・〇%から六十二年度には二五・五%近い状態に拡大をされております。したがつてこのまま放置すればこれはもう実質増税になると、そういう状況になつてきておりました、また所得減税にいたしましてもこれまでの在任期間中行つたのはたつた一回五十九年度だけだ、さらに一般会計の収支を償うための本来の一般会計で負担すべき経費、こ

うしたものをみてみますと、地方自治体に負担させる部分が非常に大きく出た。例へば補助金の高額補助率の一括カットですね、それから実質上特例公債の発行と同じとも言つべき特別会計からの借り入れあるいは繰り入れ、こうしたものについての状況等を見ますと、地方と特別会計の負担の肩がわりを強行したと、こういう経過であつたと私も認識をせざるを得ないでございまして、で、一般会計だけの収支を辛うじて償つてきても実態は地方に全部これを分散したり、あるいはまた今申し上げたようなそれぞれの分野にこれをしわ寄せしていると、こういう一言にして言えは言えぬと思ひます。これが私たちの実態は認識なんです。

そこで、これを数字的に少し大蔵当局から明らかにしてもらへると思ひますが、五十七年度以降歳出削減による後年度関係の先送り、それから特別会計のしわ寄せあるいは地方自治体へのしわ寄せ、こうしたものについての金額を総体的におわかりでありましたら説明をお願いいたします。

○政府委員(斎藤次郎君) 私ども、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、歳出カット、財政改革の努力を強力に一生懸命やつてまいつたわけですが、今赤桐先生御指摘のように、さまざまな負担金の特例等の措置も講じておるわけでございまして、例へば厚生年金の国庫負担金の繰り入れ等の各種の施策につきまして、極めて厳しい財政事情のもとでございまして、それぞれの

制度の施策をめぐむ状況を検討いたしましたして、中長期的視野に立つて経費の節減効率化を図るために行ふこととしたわけでございまして、これらの措置の実施に当たつては、それぞれの制度の運営には支障が生じないよう適切に対処していくということにしておるわけでございまして。

これらの措置の額について申し上げますと、厚生年金の繰り入れの特例等の措置は一兆七千三百十億、それから国民年金国庫負担金の平準化措置は一兆二千二百二十六億、国庫費の定率繰り入れを停止したのが累計で十兆四千六百十七億円となつております。ただ、これらはいずれも厳しい財政事情のもとで経費の節減合理化を図つていくため、それぞれの制度を勘案して行うこととしたものであるということをお願いいたしたいと思います。

なお、補助金の高率補助率のカットにつきましては、六十年度に講じた措置が五千四百億、それから六十一年度が五千億、六十二年度が千七百億、この数字が明らかになっております。

○赤桐操君 一部の数字が明らかになっておりますが、そんなものじゃないと私は思ひます。厚生年金の繰り入れについては一兆七千億、そのほか例へば住宅金融公庫の補助金の一部繰り延べ、これも五千億を超えております。それから外航船舶等の関係の補助金、これも三百五十億程度ある。国民年金の特例会計への国庫負担の繰り延べ、これは今お話しのとおり一兆二千億、それから政管健保の国庫補助の繰り入れ、これが三千五百八十九億、自賠責関係の特会の運用積立金の取り崩し、これが二千五百億、こうしたものを大体計算してみてもこれは約四兆円になるんですね。

このほかにまだ細かいものがたくさんあると思ひます。私どもの手元で調べた範囲のものでありますが、この程度であります。

そのほか今のいわゆる国庫費の定率繰り入れの停止、これによつて十兆円を超えておる。それから地方への肩がわりは、今次長から御説明ありましたが、もっと大きいと思ひます。これは大

体五兆円を超えておると思ひます。そういう全体のものを含めると、二十兆円になる。これが大体五十七年から八八年、六十二年にかけた経過である、ちやうど中曾根内閣が内閣を担当したその時期であつたと私は思ひます。こういう実態だと思ひます。

したがつて、大変な実態であるわけでありまして、これらの詳細な資料について大蔵当局の方からもっと細かく全地域にわたつて影響を及ぼしたそういうものを明らかにしてもらいたいと思ひます。これについては出していただきますか。

○政府委員(斎藤次郎君) 今の大体赤桐先生がおっしゃいました数字はそれとおりでございます。赤桐先生と御相談いたしましたして資料を提出したいと思ひます。

○赤桐操君 それでは、それをひとつお願いしておきます。

なお、こういうぐあいに地方とかあるいは特別会計への負担の押しつけといふものが、結局地方住民のいわゆる負担増あるいは享受すべき行政サービスの下、こうしたものをもたらすわけでありまして、特に特別会計の場合におきましては保険料とかあるいは保険の給付、こうしたものに大きな影響を与えておるのであります。

さらに、強く指摘しておかなきゃならぬのは特例公債の借りかえ、これは六十年で償還するといふ財政上最悪の試験によつて遠い将来の納税者にまで負担をさせなきゃならぬ、利払いや元本の償還を背負わせる、こういうわけでございまして、一般会計全体が大変うまい形でもって推移してきていて、こういう形は、残念ながらこれはいわば粉飾されたようなものであるといふように思ひます。こういうような財政の実態については、まさに一般会計の予算にあらわれる姿とは大分ほど遠い状態に置かれておると思ひます。大変悪い方向を通つてきたと思ひますが、大蔵大臣、いかがでござい

○國務大臣(宮澤喜一君) 一般会計の一般歳出を、先ほど申し上げましたように、数年間にわたるゼロまたはマイナスにとどめるということ自身はそれなりに非常な意味と効果を持つものでございますが、これはもとより生易しい努力ではございませぬ。一般会計のみならず、その他の会計あるいは国庫ばかりでなく地方、いろいろの方面へい

わば御協力をお願いしたい。ということとは、御協力をいただく方から見れば御迷惑なことであつたといふことは、私はそのとおりであると思ひますから、御迷惑ですがどうかよろしくお願いを申し上げたい。ところで数年間をやつてまい

いた、その間にできるだけ行政サービスの質を落とさないようにという努力はいたしましたし、また当面比較的自由のある先から拝借をした、御協力を願つたといふようなこともそういう配慮はいたしてまいりました。ただ、赤桐委員の言われますように、一般歳出だけなるほど案としては

うなつた。しかし、それは一般歳出だけで努力をしてやれたことではない。それなりにいろいろの方に、よく言えば御協力でございますが、あちらから言へば御迷惑とでもいうことであらうかと思ひますが、そういうお力添えをお願いしたい。このことは、これはもうおっしゃいますとおり事実でございます。

○赤桐操君 私どもはこういった財政の状況を見てみますと、大変重要な問題の一つとして中曽根内閣の財政政策を中心とする政策上の問題があつたと思ふですね。これは縮小均衡を志向してきたところの経済運営であつたわけでありまして、大型減税と生活関連社会資本の充実、公共投資の拡大といふことについてはまさにこれは私どもの主張とは相反するものだったと思ひます。

一般経費の一〇％減、これはわかります。しかし、投資的経費まで五％減で貫いてきているわけですね。これはむしろ逆だったんじゃないか、少なくとも名目成長率ぐらいは毎年積み重ねるべきであつたんじゃないか。そうすれば、今この段

階に来てこんな大きな騒ぎをしなくてももっと我が国の経済状態というものは変わつておつたんじゃないかと私も実は考へております。これは私は、予算委員会におきましてもあるいはまた大蔵委員会においても終始一貫主張してきたものであります。そういう感を強く今いたしておるわけでありませぬ。

しかし、こういう私たちの主張については今日まで中曽根内閣はもう頑としてこれは退けてきておる。ところが、国際会議等でたびたびこれが話題となり公約されたということになります。と、これは今回の六兆円の関係ではございませぬが、まさに手のひらを返すような形でもつて大きく変わつてきている、こういう状態でありませぬ。

経済緊急対策のまさに私は決定であり、今回の補正予算のあり方だつたと思ふのであります。公共事業で二兆七千九百三十三億円追加が行われておりますが、まさにこれは中曽根さんらしい一つのやり方であつた、こういうように痛感をいたしております。

しかし、宮澤大蔵大臣は、内外の経済情勢、環境等に対応するために、六十三年以降に際しても公共事業をさらに財政面からの出動を必要とする、こういうような考え方を明らかにされておりますが、とするならば、今回の補正予算をもつて今後の財政運営については大きく政策の転換を行うことになつたのかどうか、これまでの超緊縮財政から積極財政への明確な政策転換、このように理解してよろしいのかどうか。この点が一

つ。それからまた、企業マインドとかあるいはまた国民の消費傾向、こうしたものはやはり国の政策なり大臣の発言、こうした動きを鋭敏に受けとめて動くものであります。中曽根内閣の、特に財政を担当されておられます大蔵大臣として、これらのこうした経済の動向にかかわる問題については責任を持つた所信をひとつ表明されるべきだと思ふのであります。御見解を承りたいと思ひま

す。

○國務大臣(宮澤喜一君) 今日といへども、先ほども申し上げましたように、一般会計の国債依存度は二〇％でございますし、また一般会計に占めます国債費もほぼ二割というところで国債残高は累増をいたしておりますから、財政再建はまだその途上であると申し上げざるを得ません。この仕事を放棄するわけにはまいらないことは先ほど申し上げましたとおりでございますが、同時に、内外からの要請もありまして、先ほど申し上げましたようないわば二つの命題を何とか両立させてまいりたいと思ひておるわけでございますが、私が思ひますに、このような御審議をいただいておりますNTT株式売却代金の活用等々をやつてまいりますと、一昨年のプラザ合意以来低迷いたしておりました我が国の経済もどうか今の段階でぼつ

ぼつ底離れをしそうな感じがございませぬ。そういういたしますと、先ほど赤桐委員が言われました過去におけるやや縮小均衡的な、厳密には縮小ではございませぬけれども、しかし財政再建、行政改革となればそれ自身はどちらかといえば締めていく方向でございませぬから、そういうことから日本経済が本来持つております潜在力をこれから景気が底離れしてまいりますとやや発揮できることにな

ることを念願しております。そういういたしますとそれは国の財政もまたそこから受益することができる。それは自然増収のような形におきまして経済がうまく動くようになりますと財政も均てんをいたしますから、そういうふうなことも考えながら何とかこの二つの相反する命題を処理してまいりたい、このように考へております。

○赤桐操君 さて、そこで二つの法律案の内容に入つてまいりたいと思ふのであります。今回の二法律案はNTT株の売却収入で特例法をもつて特定の公共事業に対する無利子の貸し付けの財源にしていこう、こういうものであります。第一回の売却において当初の予定をはるかに上回る巨額を見たわけでありませぬが、六十二年以降数年間は六十一年度の倍額に上る売却収入が期待できることは、これは明らかになつてきていると思ひま

す。そこで、今回の法案の提案に關して、NTT株の売却収入の持つ性格、その使途、こうしたものについて本来あるべき姿は一体どうあらねばならないか、若干考へてみる必要があると思ひますのであります。

そこで、まずお尋ねしたいと思ひますのは、NTT株の売却収入はどういう性格を持つてつくり上げられてきたものであるか。私は、電電公社が民営化されるに当たりまして、いわばその純資産によつてでき上がったものでありまして、したがつて電電公社の財産がとにかくこういう形でつくり上げられてきた以上は、まず第一に、加入者の電電債の購入による設備投資、こうしたものが大きな一つの使途になつていっていると思ひます。それから第二には、利用者からの料金収入、これだと思ひます。それから第三には、電電公社従業員

の努力と情報化社会の発展、業務の拡大、膨張、この三つが私は電電の今日の組織をつくり上げたと思ふんですね。言うなれば、電電公社の財産形成といふのはそういう経過の中ででき上がつてきたわけでありまして、これがNTT株の今日をもちたらしめているというふうに考へるわけでありませぬ。電電公社の財産が国民共有の資産である、イコールNTT株の売却収入もまた国民共有の資産である、こういう認識がまずこの基本になければならないだらうと思ひます。

公社の民営化法案が衆参両院この前通つたときにもこのことがやかましく論議をされたわけでありまして、そういう論議の経過から考へまして、私は一応大臣の御見解を、こういう私の認識と同じであるかどうか伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま赤桐委員が御指摘になられましたような認識を政府としても持つております。このたびのこのような法案を御審議いただきまして今後の社会資本の整備等々に、国債償還はもとよりいたしまして、活用したいといふこと、こうなりましたのも長年にわたる電電公社あるいはNTT関係各位の御努力のたまものであつて、それについて政府は深い敬意を表す

す。そこで、今回の法案の提案に關して、NTT株の売却収入の持つ性格、その使途、こうしたものについて本来あるべき姿は一体どうあらねばならないか、若干考へてみる必要があると思ひますのであります。

そこで、まずお尋ねしたいと思ひますのは、NTT株の売却収入はどういう性格を持つてつくり上げられてきたものであるか。私は、電電公社が民営化されるに当たりまして、いわばその純資産によつてでき上がったものでありまして、したがつて電電公社の財産がとにかくこういう形でつくり上げられてきた以上は、まず第一に、加入者の電電債の購入による設備投資、こうしたものが大きな一つの使途になつていっていると思ひます。それから第二には、利用者からの料金収入、これだと思ひます。それから第三には、電電公社従業員

の努力と情報化社会の発展、業務の拡大、膨張、この三つが私は電電の今日の組織をつくり上げたと思ふんですね。言うなれば、電電公社の財産形成といふのはそういう経過の中ででき上がつてきたわけでありまして、これがNTT株の今日をもちたらしめているというふうに考へるわけでありませぬ。電電公社の財産が国民共有の資産である、イコールNTT株の売却収入もまた国民共有の資産である、こういう認識がまずこの基本になければならないだらうと思ひます。

るものでございます。

○赤桐操君 五十九年七月十九日の衆議院の通信委員会、竹下大蔵大臣は、いろいろ経過がございまして論議が続けられたのでありますが、その中で新電の株式の売却収入の使途についての政府の統一見解を明らかにいたしております。この内容を見ますと、一、株式売却収入の使途については、種々議論があることは承知しているが、いずれにしても国民共有の資産であることに鑑み、国益にかなうよう、今後、予算編成の過程を通じて、政府内部において慎重に検討してまいりたい。こういう発言をいたしております。

この発言をするに至った過程の中ではかなりの論議が実は重ねられてきております。この年は八月に国会が終わっているんです。そして十二月一日に次の翌年度の通常国会が召集されております。この冒頭でその間におけるいろんなそれぞれの当事者間の詰めが行われて、最終的に衆議院の通信委員会が決定され、衆議院の方に持ち込まれました。両院の決議を経た。こういう経過であったと思っておりますが、この統一見解が出されるまでにはいわゆる金の問題については、売却後の収益については大変ないろいろの議論があったと思っております。そういう経過の中でそれを踏まえてこういふ「国益にかなうよう」という抽象的なものになって出てきたわけでありまして、この間の事情について大臣は御了承をいただいております。

○国務大臣(宮澤喜一君) そのような経緯がございましたことをよく承知しております。

○赤桐操君 政府内部で慎重に検討された結果がこの使途、国民共有の負債である国債の償還財源に充てるといふことになってきたわけでありまして、これは百二国会に提案されて国債整理基金特別会計法の改正案という形で次の段階で発展をいたしております。NTT株式の売却可能三分の二をこの会計に所属をさせる、こういう内容のものであります。会計法の附則十六条にこれがよく出ておりますが、つまりNTTの株式の売却収入として得た資金は一般財源として入ってくるのでありまして、いろいろの議論を含めて国益にかなうような方向で検討をした結果として政府はこれを国債の償還財源にする、こういう実は法案の提出に至ったと思っております。こういうような経過の中でNTTの財務状況、あるいは電気通信事業のあり方、こうしたものから見てその使途について種々の意見も実はあったわけでありまして。

ここで少し私はその間の経過を述べてみたいと思っておりますが、現在NTTには負債が七兆三千七百五十六億円ある、こういうふうに報告がなされております。七兆三千七百億の負債があると言われております。特にこの中で大きな問題は、電電債が三兆九千億でその他の有利子を含めて四兆六千億あると言われております。これについては大変な社を挙げている努力の中で年間二億ぐらいつつこれを埋めているという、大変苦しい状況のもとの努力が重ねられてきておる。こうした中で、次々VANの認可が行われてくるわけでありまして、大変な競争が行われているわけでありまして、こういう状況は、通信委員会等ではしばしば述べられ、報告がなされ、論議されておる。これが今の状況です。

そういう実は一方においては、NTT自体としては大変厳しい状況にあるのでありますが、そういうようなことにもかかわらず、したがってNTTの立場にしてみれば、これだけのものがあるんだから、少しはそこに還元されてもいいんじゃないかというのが私は偽らない心境だと思っております。年間二千億生み出していくということは容易なことじゃないと思っております。それを努力をしながら、報告を聞いてみると、毎年その後減ってきておるといふのが実情だと思っております。七兆円も借金があるんです、電電債はそれにもかかわらず、この還元はなされずに、売り上げについてもなされないで、そしてこれは国債償還なり他の方向に使われていくというのが実態だと思っております。

その使途について政府の統一見解等も出されております。この国債の償還に充てる財源にするんだということであればこれは問題ないのでありますが、売却収入の使途についてはそういう形でもって法定化されたわけでありまして、これは大臣、この電電債の立場というものを御認識になっておられるでしょうか。

○政府委員(足立和基君) 私が答えたいのが適当かどうかあれでございしますが、いろいろNTTの株式の売却に伴います収入について、どのようにそれを将来利用したいかということについて当時大蔵省、先生の言われるような議論がありましたことはおっしゃるとおりでございまして、NTTにつきましても、国債の償還財源に充てるということになっておるわけでございますけれども、そのような要求があるということも十分認識をしておるわけでございます。

○赤桐操君 大臣、いかがですかこれは、御認識になっていらっしゃるか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 全体の問題として、ただいま七兆三千七百億円の債務、その中で電電債が三兆九千億でございますか、このようなことはよく認識をいたしております。

○赤桐操君 こういう状況にあるのであります。今回NTT株式の売却収入の使途の政府決定に当たって、私はもう一つ大きな問題が当時のことを考えてあると思っております。

これは、密接不可分の関係に当時あったのが五十九年度の財源確保等に関する法律です。これは大変な問題の法律だと思っております。この法律によってそれまで法定されてきたところの特例公債、これが借換債不発行主義を放棄して、資産的な裏づけのない特例公債まで六十年で償還をする、建設国債並みになると、こういうことになるわけでありまして、これはいわば政府の言うところの政策転換、こういうことになるのであります。正直言って、一年限りで消費してしまいうした特例公債、そういうものに少なくとも借換債が今度はこれによって行われていくことになる

わけでありまして、過去十年近く行われてきたそれぞれの年度において確認された借換債はやらないうたということに全部撤廃したわけでありまして、しかもその撤廃は、財源確保等の「等」の中に全部含まれて撤廃された、そういう経過がございました。五十九年という年は大変な年だったと思っております。この状況の中で特例公債の発行が行われることになるわけでありまして、結局二世三代三代にわたって裏づけのない、いわゆる消費してしまふ特例公債の償還財源あるいはまた利払い、こうしたものが負担となって続いていくことになるわけでありまして、まさにこれは私は大変な暴挙であった、こういうふうに言わなければならぬと考えております。

この理由はいろいろあったと思っておりますけれども、五十七年度から財源難を理由に定率繰り入れがまず停止されました。それから、国債整理基金の国債の償還財源がそれによって枯渇してきている。この中から、この法改正に当たって電電公社の民営化によって株式の売却収入を国債償還に充てるという発想が政府内部に生まれてきたと思うのであります。

私は、定率繰り入れを厳守して、さらにまた借換債不発行主義を貫いて、そのほかにこうした電電公社が民営化されるに当たっての株の売り上げによって国債の繰り上げ償還なりそうしたものに充てられていくべき筋合いのものであったと思っております。今この電電債の株式の売り上げを財源にするといいたしましても、ところが定率繰り入れを停止して、しかもこの借換債の発行をするという新しい方式をここで強引にとつて、そうしてしかも電電債にこれを頼るといふことは、これは私は邪道で、正しい国債の処理の仕方として国民に受け取られていかないと思っております。これは私は非常に大きな誤りを五十九年の段階で犯したと思っておりますが、宮澤大蔵大臣はどのように御認識をされておりますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 赤桐委員の御指摘は、このNTTの株式というものはいわば本来予定し

ていなかったところの、何と申しますか、降つて
わいたようなそういう財源であつて、それを国債
償還に使うのならば、従来やつていたことはちや
んとやつて、その上でその上乗せ分にこれを使う
のが本当だと、こういうことを言つていらつしや
るわけでありまして、私はその考えそのものを
決して間違つておるといふふうに考へておりませ
ん。

ただ、事實は、従来やつておりました、仮に特
例公債の今度の借入れの制度にしまして、あ
るいは定率繰り入れ停止にいたしましたも、も
ろん好んでこれをいたしたわけではありませ
ん、申すまでもないことではありますが、財政状況
からどうもこうせざるを得なかつた、現実の問題
といたしまして片方で新規国債を発行しておるわ
けでございますから、そうであるとすれば、これ
らのことはいよいよ従来どおりやろうとすればそれ
だけ国債発行をふやさなければならぬという、
そういう財政の現実の事情から考へまして、やむ
を得ないことであるが特例公債についても借りか
えをする、あるいは定率繰り入れも停止をする。
それが大変にいいことである、あるいは好きこの
んでやつたと申しますよりは、そのような財政の
現状に五十九年の段階でなつてまいつたというこ
とが現実であらうと思ひます。

したがひまして、NTTの株式につきましても、
も、本来上乗せの償還分に用いるべきではないか
という御指摘は御指摘として、そのような財政の
状況の中から本来的に償還すべきものの償還財源
に充てざるを得なかつた。このような現実の財政
のいわば窮状からのやむを得ない措置として御理
解をお願いしたいと思ひのであります。

○赤桐操君 いずれにしても私は、申し上げてお
りますように、少なくとも定率繰り入れ、さら
にまた借換債の不発行主義、これは大変な実は長
い歴史の中で積み上げてきたものでありまして、
それが五十九年の段階で一挙に取り扱われたと言
つても過言ではないわけでありまして、これは私
は将来歴史的に大きな批判を受ける財政のあり方

であつたと思つております。

そこで、五十九年度の財確法以来そういう形を
とるようになったのでありますが、この特例公債
の借りかえについては、この大蔵委員会でもあの
ときに決議をしていふと思ひであります。単な
る附帯決議ではなくて、大変強い意味の決議をし
ております。さらにまた、内容的にもこれは盛り
れておるわけでありまして、努力規定が設けられ
ておると思ひます。借換債を発行するに当た
つて、これを返済していくための努力規定がな
されておると思ひますが、特例公債の借
換債は「国の財政状況を勘案しつつ、できる限り
行わないように努める」というように実はその
努力規定の中ではないと思ひます。

あるいはまた、借換債を発行した場合において
も速やかにこれを減償しなげなれば、こういう
ようになつておるわけでありまして、特例公債の
こういう借入れについては、私はやはりそう
した努力規定というものを単なる規定としてど
めておくのではなくて、本当にこれは取り組んで
いかなければならぬ課題だと思つておるわけ
であります。

繰り上げ償還あるいはまた特例公債の借りかえ
のいろいろ今後の停止問題、こうしたものにつ
いてあるいは減償をしていく、こうしたことが本
当は私はこの段階でまず検討されていかなければ
ならない事態だと思ひますけれども、状態を見
ておりますと、政府あるいは当局自体としても
そういう気配はまずありません。だから努力規定
に基づくいろいろの対策がとられていないと思
ひますが、この点はどういうことでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 特例公債をなるべく新
規に発行することを早い時期にやめなければなら
ないというのが、まず着手しなければならぬこ
とであらうと思ひます。
それは、六十五年度を特例公債依存体質から脱
却の目標年次と定めておられて、なかなかその
目標に接近いたしかねておりますので、国会から

もしばしばそれは現実的な目標でないという御指
摘をいただいております。特例公債の新規発行
をゼロにする、そういうことをまず実現をいたさ
なければならぬ。そこから始めなければならぬ
と考えております。

○赤桐操君 今回のNTT株の売却収入が非常に
大きなものになつてきておる。当初の予想以上の
金額になつておるといふことは事実でございます
が、そこで私は、いろいろ内外の情勢等とも考へ
て、財政当局としてとらなげなれば措置は、私
は二つあると思ひます。

一つは、今大臣がおつしやつたところの特例公
債の残高を減少していくという、これはそのた
めの対策をまずとらなければならぬことが一つで
あります。
それから二つ目は、これは私は何といつても今
一番大きな政治課題になつておるところの、また
内外に向けて公約となつておる所得税減税の財源
化ということが二つ目の私は問題ではないかと思
ひます。

今回の所得税減税に当たつて政府提案の内容に
ついては、恒久的な財源が必要であるということ
でもって、なかなかこれを固執しておられます
し、マル優と抱き合せてそういう形をとつてき
ておりますが、私どもはNTT株の売却収入が国
民共有のものであるとするならば、この国民の共
通の超過負担となつておるという一つの最大の
政治課題ではないか、こういうように思つてお
ります。

減税の財源とするという点から考へてみて、少
なくとも今日のこの段階で次の税制協議会で徹
底的に論議をしてもらひまして、マル優等の利子課
税制度の見直し等も含めて結論を出してもらふこ
とにして、この問題については合意を得るまでお
預けにいたしたく、その合意を得るまでの期
間、財源としてNTT株の収入をこれに充ててい
くということは、まず今までの経過を考へてみて

いさきかも私は矛盾しているものではないと思
ひます。国会の意思に相反するものではない
い、むしろ当然ではないか、こういうように思
ひますが、大臣のお考えはいかがでありませ
うか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 結局それは政策として
の選択の問題であらうかと存じますけれども、政
府といたしましては、やはり減税というものはも
とより、殊に税制改正の必要を考へますと恒久的
なものでなければならぬ。そういういたしますと、
恒久的な減税をいたしますためには恒久的な財源
を必要とするということは自明のことございま
すが、その場合にNTT株の収益は毎年かは見込
まれますものの恒久的な財源と申すわけにはま
りません。その問題が一つ。

それから、政府の考へ方といたしましては、や
はりこれは国民の過去の努力により蓄積された資
産でありますから、その使途は積極的な将来に向
かつての資産の形成であるか、あるいは負の資産
であるところの国債の償還であるか、そういうこ
とに用いるのが本来の目的に沿うものではないか
というふうな選択をいたしたわけでございます。

減税ということの意味を決して軽く考へてはお
りません。減税の形で国民に返す、まあ厳格に申
しましたら、納税をしていない人々には受益がな
いというふうないろいろな議論がその辺にござ
いまして減税という形で国民に返すということも
これは一つの私は選択であるかもしれないと思
つておりますけれども、それはしかし、やはり恒
久的な減税に対していつときかの財源で賄うとい
うことは財政上は大変な問題があるといふふう
に政府としては考へたわけでございます。

○赤桐操君 私が申し上げておることは、税制協
議会でマル優等も当然含めて総合的な観点に立
つた対策を行うべきではないか。そして、そこで
総合的な合意を得ることが少なくともこの問題の
処理のあり方ではないか。これを抱き合せて今回
のような形で打ち出すべきものではないだらう。

減税は別個に既にこれは公約として政府は内外に明らかにしているものではないですか。しかも内需拡大などの大きな柱ではないですか。したがって、減税というものを今回のこの政府提案で行うような形ではなく、むしろこちらの方に本来の趣旨を置くべきものではなかったのか。

私が言いたいことは、なるほど社会資本に投資され、A、B、Cのこの考え方で出すということも一つの案でありましょうけれども、これは今私どもが主張しておる減税の考え方よりもより地域的であるし、より特定の業種的な分野にとどまることになるのではないかと。そうではなく、本来の趣旨からすれば、国債の償還とあわせて考えられることは、全国的な、より国民的なものとして求めるならば、この減税の方法が一番ベストではないのか、こういうことを私は考えて申し上げているんです。

マル優の問題について、これがそれでは将来これを裏づけることの長期財源になるのかということにいたしまして、当面マル優の財源と比べてみたところで、それはど上がつくものではないんです。これは御承知のとおりだと思います。したがって私は、少なくともNTT株のこの売り上げの中から二つの方法を選ぶことができれば、それは、今国債の償還と減税の問題こそが当面する最大の課題ではないのか、こういうように私は申し上げておるわけでありまして、内外から求められておるものも内需拡大であり、この国会でいろいろ論議してきたNTT株の処分問題についても、決してそれとの間に矛盾するものではない、こういうふうには私に考えて申し上げておるわけでありまして、いかがでございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今のこの段階で申し上げますと、税制改革協議会でいろいろ御議論があつて、もともと政府といたしましては、前国会に御提案をいたしましたように、シャープ以来の税制改革をいたしたいと思ひまして、所得税、法人税等の大幅な減税を中心に、これはもとより恒久対

策でございますから、それに見合う恒久財源というところで御提案をいたしたわけでございます。その段階におきまして政府は、恒久減税には恒久財源を充てる、NTTの方は先ほどから申し上げておりますように、やはり過去の資産の蓄積でございますから、将来の資産形成あるいは国債償還に用いる、こういうふうな考え方を整理をいたして御提案をいたしたわけでございます。

しかるところ、この税制改革全体につきましては、前国会におきましてこれがほぼ廃案になりました。したがって今回政府は、長期の税制改革の問題は、衆議院に議長あつせんによつて設けられております税制改革協議会のお御議論を見守りながら、当面、国民的な要望の強い所得税の、これはまあいわば前倒し減税になるわけでございまして、それを御提案をいたしておるというのが今日の姿でございます。それに対応してと申しますか、その内容の一つに利子課税の問題があるわけでございまして、これは赤桐委員の言われますように、それ自身はすぐに財源になつてまいりません。今年、来年、到底この減税を賄う財源にはなつてまいりませんので、したがひましてその点は、少なくとも今年度につきましては、剰余金等の処理によつて何かの財源を別途につくらなければならぬ、それがたまたまの現状でございます。

いずれにいたしましても、やがて本格的な税制改正を税制協議会等々で御考慮いただきますときには、それに見合うための財源というものもお考えをいただかないと長期的な税制改革はできない、減税はできないことになつたので、この点は税制改革協議会の御審議をおしほら見守りたい。その間は何かとして政府の方で財源を考えながら、いわゆる前倒しの減税をやつていくしか方法がないんだと。税制改革協議会におかれまして、できるだけ速やかに全体の問題、長期の問題を御検討いただき。こういうふうな政府は考えておるわけでございまして、当初から申しましたように、NTTの株式の売却の問題とその間

題とは分けて今日まで考えてきておるといふのが政府の立場でございます。

○赤桐操君 大臣の御答弁は私は残念ながら納得できません。できませんが、この問題をこれ以上私が今の場で入る立場にございませぬので先へ進めたいと思ひますが、本案による公共事業への無利子貸し付けの額が四百五十兆円となつております。この金額の算出の根拠について明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(斎藤次郎君) この金額の根拠でございますけれども、六十一年度のNTTの株式売却収入が六十一年度補正後の予算におきまして一兆九千五百五十二億円ということで見込んでおつたわけでございまして、収入実績は二兆三千七百四十六億円ということになりました。その売却経費をそれから差し引きしました剰余金がついて四千五百八十四億円となる見込みでございます。このため、今回の補正予算におきまして、当面の国債償還に支障を生じないと考えられるこの剰余金の範囲内におきまして、具体的には四千五百八十億円、ほぼ金額に近い感じでございまして、これを計上したというのが経緯でございます。

○赤桐操君 そうすると、これは決算から補正後のものを引いて、その差額だということですね。

○政府委員(斎藤次郎君) そうでございます。

○赤桐操君 私は、このNTTの株式売却収入の活用というわけでありまして、これは現在の国債整理基金の資金繰りの状況がまず本来なればその組上に上らなきやなぬと思ふんです。その資金繰りの状況を検討してその活用すべき金額というのはいくらかの余剰があるのかということではじき出されてくるべきものだろうと思ふのであります。

六十一年度におけるこの基金の資金繰りの実績、六十二年の見込み、こうしたものについて例年国会に報告をいたしておりましたが、数値について別途ひとつ御報告願ひたいと思ひますが、あらましで結構ですが、この国債整理基金の資金繰りの状況について御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(足立和基君) 六十二年度首でございます。普通国債分について申し上げますけれども、国債整理基金の残高が六十一年度末、すなわち六十二年度首でございますが、一兆八千四百八十一億でございます。六十二年度中に満期到来いたします額が十七兆八千億でございます。借りかえが十五兆六千億でございますので、ネット償還額をいたしまして二兆一千八百四十三億ということになってございます。

そこで、NTTの株式の売却収入でございますが、それが一兆八千二百七十億でございます。運用益等で約千三百億でございますので、結局償還財源をいたしましては一兆五千五百億円余ということになります。国債整理基金残高をいたしましては、六十二年度末で一兆六千八百八十二億円を予定しております。

○赤桐操君 どうもそういうような基礎数字をもとにしながらどのくらいの余裕があるかというふうな提案の仕方ではなくて、決算と補正の関係をあわせてみて、その差額がこれだけあるからこの方に回したい、こういうような勘定の仕方だということになると思ふのであります。まあ全くこれはこういう数字を出すに至つた根拠ということになれば、つかみ金的な感じが大変強くなつたのでございまして、私どもにはこういう金の運用といひますか提案といひますか、ちよつと納得できないんですが、これはいかがですか。

○政府委員(足立和基君) 今私が申しました基金の資金繰り余剰残高でございますけれども、これは現在予算で見込まれております額でございます。今回また六十二年度NTT株の売却を予定してございまして、これは現段階で一体幾らぐらいの価格で売れ、どのくらいの売却収入があるかというところを現段階で確定に見込むわけにはまいりません。したがひまして、今私が申し上げました以上の恐らく額で売れることは想定されますけれども、その場合には国債整理基金の資金繰りに年度末で余裕が生ずれば、それをまた六十三年度に

○赤桐操君 ところで、NTTの上場後の株の動向について最近の状況を少し御説明願いたいと思います。

○政府委員(足立和基君) NTTの株でございますが、本年二月の九日に上場されました。これまでは六カ月余り経過いたしました。まず、初めの一月ほどは新規上場人気等もございまして、株価は大きな上昇を見たところでございまして、その後三カ月余りは約二百万円台後半から三百万円前後というふうなところのいわゆるボックス圏で推移してございました。しかしながら、六月の後半以降、株式市場全体が為替相場あるいは金利水準等の外部環境の変化、あるいは高値警戒感、こういったことからやや軟調な動きになりました。NTTの株価も一時二百三十万円台まで下落いたしました。最近はまだ持ち直しまして、二百五十万円から二百六十万円というふうなところで推移してございます。

○赤桐操君 このNTTの株の放出が十月下旬に予定されているようですが、それについての方針でありますか、これは大臣はどのようにお考えになつていらっしゃいますか。

○政府委員(足立和基君) NTTの株の売却に当たりましては、適正な価格で公平、公正に行われなければならない、これはそのことを常に念頭に置いてございます。ただ、売り出しのときの株価が幾らになるかというところは、これは市場が決めることでございますので、私も幾らというところを申し上げるわけにはまいりませんが、現在の売却方法といたしましては、証券会社による引受方式ということをして行つてございまして、ございまして、この国からの引受額によりまして証券会社が同一価格で投資家に売却する、こういうことの売り出しというものを予定してございまして、

○赤桐操君 証券会社に売り渡すときには、どのくらいの割引で売り渡すんですか。

○政府委員(足立和基君) 証券会社に売ります場合には、一般の企業の時価発行増資あるいは従来政府保有株式の売却の例と同じでございますけれども、現在、ある時点の市場価格、この市場価格をもとにいたしまして、若干の割り引いた水準で証券会社に引き受けてもらう、その引き受けた価格と同じ価格で一般の国民に売り出してもらう、このように考えてございます。

○赤桐操君 大体三割台ですか。

○政府委員(足立和基君) 一般の企業の時価発行増資の場合の割引率は通常三・五割前後でございますので、その辺のところを参考になるかと思ひます。

○赤桐操君 これはやはりまた大変注目されている株でございます。ひとつ今言われたような公平、公正ということ、余り乱高下のないような形でリードしてもらふ必要があるだろう、こう思ひます。

それから次に、提案されている内容を見ますというところ、A、B、Cの三つに分かれています。それです。Aタイプであります。これが六十三以降になります。二億、Bタイプが一兆円、その他Cとこうなるようでありまして、Aタイプの二千億円という内容であります。これは一体どんなものになるんですか。

○政府委員(斎藤次郎君) いわゆるAタイプの公共事業と申しますのは、公共事業のうち当該事業もしくはこれと密接に関連する他の事業から生ずる収益で当該事業に要する経費を支弁し得るというものでございます。

具体的に申しますと、例えば高速道路等の周辺地域で行われる都市開発、工業団地の造成等、開発プロジェクトと一体的に整備されることにより地域経済の安定及び発展に効果のあるインフラエンジニアと連結道路等の新設または改築でありまして、それに要する費用につきまして、これら開発プロジェクトの収益が充当されるような道路事業、また別の例として申し上げますと、都市整備

の観点から、駐車場を核とし、これに関連する施設を当該駐車場設置者の負担において一体的に整備することにより駐車場の利用効率も高め、都市機能の増進に寄与するような駐車場整備事業、また別の例として都市公園の例がございまして、その中において収益性のある施設、コテージ等でございますが、それらを事業者が整備する際、当該事業者の負担で周辺の都市公園施設整備を行う公園整備事業というふうなものが考えられまして、国はこれらの事業から収益を生ずるまでの間、無利子貸し付けを行うこととしていたわけでございます。

Aタイプのために六十三年度の概算要求基準の設定では二千億円という額を留保しておりますけれども、これは今後の予算編成過程におきまして各省庁の考えている事業の内容をよく検討いたしまして、本制度の趣旨に沿うように十分活用されるように、これから予算編成の過程で十分に検討してまいりたいというぐあいに考えておるわけでございます。

○赤桐操君 建設省によれば、これは建設省から聞いたわけではございませんけれども、開発利益収収型の事業として位置づけられておる、こういうふう聞いておりますが、そういうことでいいんですか。

○政府委員(斎藤次郎君) 従来、公共事業はいわば開発利益の吸収という形がなされてきたもので、すべて無償の国庫補助金ないしはその裏の地方負担で行われておったわけでございますが、これは公共事業にいわばそういう収益性の概念を導入いたしまして、無利子の貸付金ではありますけれども、元本を収益で返していただくという意味で、まさに利益吸収型の新しいタイプの公共事業とお考えいただいて結構でございます。

○赤桐操君 そうしますと、これが返されていく過程の中で、その事業から相当の収益が将来に見込むことができる、そういう性格の事業として解してよろしいんですか。

○政府委員(斎藤次郎君) 少なくとも国庫が国庫負担分として貸し付けます無利子の元本部分については、将来、具体的に申しますと二十年以内のこととございまして、それで償還をしていただくことを考えているわけでございます。

○赤桐操君 次に伺いたいと思うんですが、Bタイプというのは、これはなかなか額も大きく考えられているようですが、これはどんなような内容ですか。

○政府委員(斎藤次郎君) これはいわゆる収益性のない通常の公共事業と同タイプのものでございまして、公共事業のうち、面的開発に伴ひまして一体的、緊急に整備を要する公共事業につきまして重点的に投資を図っていくという意味で、従来型の公共事業と経費の性格から申しますと全く異なるところがないわけでございます。

○赤桐操君 これは一般公共事業と大体同じものだと、こういうふうに理解していいんですか、これは。

○政府委員(斎藤次郎君) 事業の性質の性格は通常の公共事業と異なるところはございませんが、ただ貸し付けがなされます対象が面的な開発に伴う一体的、緊急整備を要する公共事業というところから従来型の公共事業と異なるわけでございます。

○赤桐操君 仮にこれ伺いたいと思うんですが、これは二十年で返すんです。そうすると、公共事業というものはいろんなことをやるんですけれども、建設国債でやれば六十年で返せるわけでしょう。しかし、これは二十年で返さなきゃならぬわけでしょう。これはどんなふうになるんですか。

○政府委員(斎藤次郎君) これはいわば、大臣が先ほど申されましたように、国債整理基金特会に生ずる余裕金を一時的に無利子貸付金という形で活用しようということとございまして、その償還期が参りましたときには、いわば国がその時期に償還費補助を行うという形で、地方公共団体に負担がかからないような形でございまして、

負担分として貸し付けます無利子の元本部分については、将来、具体的に申しますと二十年以内のこととございまして、それで償還をしていただくことを考えているわけでございます。

○赤桐操君 次に伺いたいと思うんですが、Bタイプというのは、これはなかなか額も大きく考えられているようですが、これはどんなような内容ですか。

○政府委員(斎藤次郎君) これはいわゆる収益性のない通常の公共事業と同タイプのものでございまして、公共事業のうち、面的開発に伴ひまして一体的、緊急に整備を要する公共事業につきまして重点的に投資を図っていくという意味で、従来型の公共事業と経費の性格から申しますと全く異なるところがないわけでございます。

○赤桐操君 これは一般公共事業と大体同じものだと、こういうふうに理解していいんですか、これは。

○政府委員(斎藤次郎君) 事業の性質の性格は通常の公共事業と異なるところはございませんが、ただ貸し付けがなされます対象が面的な開発に伴う一体的、緊急整備を要する公共事業というところから従来型の公共事業と異なるわけでございます。

○赤桐操君 仮にこれ伺いたいと思うんですが、これは二十年で返すんです。そうすると、公共事業というものはいろんなことをやるんですけれども、建設国債でやれば六十年で返せるわけでしょう。しかし、これは二十年で返さなきゃならぬわけでしょう。これはどんなふうになるんですか。

○政府委員(斎藤次郎君) これはいわば、大臣が先ほど申されましたように、国債整理基金特会に生ずる余裕金を一時的に無利子貸付金という形で活用しようということとございまして、その償還期が参りましたときには、いわば国がその時期に償還費補助を行うという形で、地方公共団体に負担がかからないような形でございまして、

す。例えば下水道事業で申しますれば五年なり十年なり、毎年十億円ぐらいうつのお金をかけて投入する事業を、例えば百億、面的開発に伴いまして重点的に前倒しで一挙に整備しようというものでございますので、それぞれの償還時には国がその償還費補助をして償還をしていただく、そういう仕組みになっているわけでございます。したがって、建設公債の発行の六十年償還とは、その意味では直接の関係がないというぐあいに申し上げられると思います。

○赤桐操君 わかりました。

そうすると、これは五年というもので据え置きをして、後は、六年目からはその返還金を国が補助金として出しながら返還をさせていただきます、こういうことに理解していいわけですね。

○政府委員(斎藤次郎君) そのとおりでございます。

○赤桐操君 そうすると、今までは六十年償還であったものを二十年にするけれども、国からそういう補助金も出して、返還分は国が全部責任を負うと、こういう形だと。言ってみれば、あとはその分だけは国が賄わなければならない。だから毎年一兆円ずつ出して五兆円出していけば、五兆円は六年目からその返還金を国が行っているかきやならない。その場合の処置はどうなさいますか。

○政府委員(斎藤次郎君) その場合にはそのための財源が要るわけでございまして、本来このBタイプの公共事業と申しますのは収益性の生じない通常の公共事業でございまして、いわば国が本来それぞれ法律に定められておるような補助負担割合を負担すべきものでございまして、それを一時N.T.T.の余裕金でもって代替するわけでございまして、これは本来国が負担すべき額を将来お返ししていくという意味でございまして、それで新たな負担と私どもは考えていないわけでございます。償還時の補助についてはそのときどきの財政事情を勘案して財源を捻出するという仕組みになっておるわけでございます。

○赤桐操君 要するに、それに対する財源は場合

によっては建設国債で賄わなければならない、こういう事態も発生することもあり得るわけですね。

○政府委員(斎藤次郎君) そのときどきの財政事情でございますが、そういう事態もあり得る可能性はあるというぐあいに考えております。

○赤桐操君 次に、Cタイプというのがあるんですが、これは第三セクターを対象として行うんだと、こういう説明を受けておるんでありますが、具体的にどういうことになりますか。

○政府委員(斎藤次郎君) そのCタイプでございますが、これは地方公共団体の出資に係る第三セクターが、経済、社会の基盤の充実に資する公共性の高い施設の整備を行う場合に限り、無利子貸し付けによりその促進を図ろうというものでございます。したがって、いわゆる民営タイプのいろいろな事業に融資をするわけでございまして、その中で、第三セクターがやり、しかも公共性の高い施設の整備に限るという限定をつけた上でそういう事業の推進を図っていくという趣旨のものでございます。

○赤桐操君 まあ、いろいろこれは私も聞いてる範囲でありますけれども、通産関係では「暮らしの広場」の整備をするとか、あるいは国土庁関係では防災関係の基地の構想を描いているとか言われているようでありますけれども、なるほどそれは表面はそうなんです。しかし第三セクターなんです、これは言ってみれば、地方公共団体がやるわけじゃないわけなんです。第三セクターがあるわけだし、団体もあるわけでしょう。そういうところにある無利子の金を貸し付けするわけですね。この償還方法はどのようにやるんですか。

○政府委員(斎藤次郎君) これは据置期間を三年置きまして、十五年以内の償還ということで無利子の貸し付けを行うことを考えておるわけでございます。

○赤桐操君 それはこちらから補助金は出さない

わけですか。

○政府委員(斎藤次郎君) これはAタイプと同じでございます。収益でお返しをいただくということになっておるわけでございます。

○赤桐操君 大体わかりました。わかりましたけれども、率直に申し上げまして、これはAタイプにいたしまして、これはもう言うなれば、公共性を持つものであるかもしれないが、収益でもって返していく、また収益の上がるものであると。それからCタイプにいたしまして第三セクターがこれを管理してやっていくわけで、で上がったものについても、それから先いろいろなまた管理されることになるだろうと思うのでありますが、そういう点、Bの方はこれは従来の公共事業とまあ同じタイプのものでありましようけれども、いずれにいたしまして、例えば極端な話ですが、Aにいたしまして見るならば、収益の上がるものについて無利子のものをこれを提供していく、こういうことについていささかこれは問題があるんじゃないかと私は思うんですが、しかもその事業体ができ上がった後、後収益を上げていくことができるわけですか。少なくとも金を借りて仕事をすれば、これは金利が伴うのは今日の日本の社会の原則です。これは例えば真ん中のBタイプであるならばわかりません。しかし、AとCについてはこれはいささか私どもには納得できない、こういうふうに思うんですが、この点いかがですか。

○政府委員(斎藤次郎君) 実は公共事業につきましては、従来からいわずに無償と申しますか、収益が上がる事業に限定をされて、いわばそういう意味で公共性が非常に高いという事業について補助金という形で行われているわけでございまして、今度のAタイプはその中でいわずに純然たる民間の事業との接点と申しましうか、非常に収益性の低い公共事業の中であつても無利子の貸付金であれば何とか収益で元本が回収できるという意味で、全く新しいタイプという意味で従来に例を見ない公共事業の投入の仕方をしようということ

でございます。私どもとしては従来の公共事業のいわば補助金型の公共事業に比べますと画期的な制度であるというぐあいに実は考えておるわけでございまして、これを利子をつけることになりまますと、ますます収益性の高い事業ということになりますので、従来公共事業というのはいわば無償で行っていること、いわば収益性の乏しい事業が公共事業であるということから考えて、無利子の貸付金というのがそういう意味で選択のいわばぎりぎりのところではないかというぐあいに考えておるわけでございます。

○赤桐操君 まあこの中에서도いろいろあると思えますけれども、いわゆる産業基盤向けの投資の形をとらざるを得ないものもある。あるいはまた、生活基盤向けの形に属するものもあるかもしれない。国から無利子でもって貸し付けするというのは諸外国で例がないわけではない。私もそれは現実を知っておる。西独でもやっております。しかし、これは限られた生活基盤に對するところの一種の保護ですよ、これね。そういう意味で行われてきている例はあります。多額なものであることも私も知っております。しかし、この種のものについていう形で行われるということは余り私はないと思っております。

したがって私は、六十七年からこれいよいよ国として返済の裏づけをもって賄っていくかきやならないBタイプもあるわけでありますので、これはそれらを含めて大変な財政の賄いが出てくると思っております。こういう見通しは大臣におありになるんでしようか。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいまお聞きになっておられたとおりでございますけれども、一般に公共事業というものは収益性が低い、片方にそういう分類がございまして、他方で、およそ収益性のある仕事ならこれは民間資本が利子を払ってやるはずである。そういう問題がもう一つございまして、

しかし、仮に都市開発であるとか、あるいは工業団地であるとかというものをやろうとしたしま

して、その周辺に高速道路があつてそこへ一種の導入路をつけられ、その道路建設費はやがてその団地の開発利益で賄えるといったようなことはもう全国各所にございます。駐車場にしてもそうでございまして、そういうときに一つこういう金が出ていったらそういう仕事が進むわけで、それが収益事業とそうでないものと接点というところになるわけでございまして、私は、これは言つてみれば、そういうケースがたくさん全国にございまして、そのお助けをしたらどうだろうかと思つておるわけでございまして、赤桐委員の言われますように、無利子というのはおかしいだらうとおっしゃいますれば、利子を払つてやるわけでは当然どこかの民間事業がやっておるわけではございますから、利子がただであればこれはやれるというふうなケースがたくさんございまして、それをこのAタイプで処理をしていこう、助けていこうと、こう考へておるわけでござい

す。

○赤桐操君 例へば資金運用部資金を使つてもか
なりの金利は払わなきゃならないですね、今日ま
での経過を見て。今は大分資金運用部資金の方が
高くなつてきているケースがありますけれども、
それはまあ別といたしまして、長い間の運用実態
からそういうことがやっぱり言えると思ふんです
ね。国が少なくともこういうものを援助するに当
たつてはそういう金利のあり方ぐらいは考へるべ
きである。建設国債を使えば相当の金利がかか
る、だとするならば、少なくとも国が今日まで行
つてきている財政等の金の中で行った金利程度の
ものは、これは当然見るべきじゃないのかな、こ
う私は思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、再度申し上げ
るようでございますが、金利を払つてもどうか仕
事ならこれは必ず民間資本がやっておることだと思
うのでございます。ですから、先ほど申ししまし
たような幾つかの例で、金利さえなければこれは
できるのだがなというふうなケースは、そういう
仮に公共事業的なものと、それから収益部門とそ

の接点をこれで大いに救つていけるといふふう
に考へておるわけです。

○丸谷金保君 今の質疑を聞いておりまして、無
利子制度ですが、これは現在日本の金融制度の中
で無利子貸し付けというふうな制度は、ほかに実
例がございまして、

○政府委員(斎藤次郎君) 金融面と申し上げるの
が適当かどうかわかりませんが、国の施策
の中で無利子貸し付けを行つてゐるものがあるこ
れ二十本ぐらい現存しております。

○丸谷金保君 例へばどういふものが、

○政府委員(斎藤次郎君) 典型的な例で申し上げ
ますと、文部省に計上しております育英資金の無
利子貸付制度等でございます。

○丸谷金保君 ちょっと今回の制度とは何か性質
が全く違ふ感じがございまして、いづれに
いたしまして、今度のこの制度というのは無利
子貸し付けということが中心になっておるよう
でございます。

そこで、Bタイプの無利子貸付制度ですね、こ
れは償還のときに国が補助をする、こういうこと
ですね。これは貸し付けと言へるのでしょうか。
いですが、利息なしで貸してあげた、しかもそ
の金はまた国が出して、そしてまた国に戻るの
でしょう。こういうの何て言いますか。こつちのポ
ケットから出してこつちのポケットに入れて、こ
つちのポケットから出してこつちのポケットに入
れるんですよ。これは何かありましたね、こう
いう言葉が。何て言いました、大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) 問題は、丸谷委員が御
承知の上で尋ねになつておられるわけですが、れ
ども、仮に下水道の補助金を毎年十億円ずつ出
して十年間で百億円になるわけではございませ
ん、ある団地あるいは一体として開発をしたい、
それは大変に急ぐというときに、十年間下水道を
つくつておつたのでは間に合いませんから、そこ
へ百億円まとめて今出してしまふ。そうします
と、面的な開発が一遍で一体的に行われるわけ
でございますから、そうしておきまして、将来当然

出すべき補助金であつたわけではございまして、百
億円出して、そしてそれを償還してもらふ。こう
いうことにすれば、各地方によく何々団地である
とかそういう一体的な開発あるいは再開発の必要
はたくさんございまして、そういうところの役
に立つわけではございまして、

ですから、こつちのポケットからこつちのポケ
ットとおっしゃいます、その間に十年なら十年
という時間の節約をしておるわけではございまし
て、いわば十年間にわたつての補助金の前渡しを
する、急いで開発をしなきゃならない、そういう
ものとして御理解をいただければ、それが実情だ
と思ふんでございまして、

○丸谷金保君 まさに大臣の言われたとおりだと
思ふんですが、私は、これは貸し付けでなくて補
助金の前渡しだと思ふんです。だって、国債整理
基金というのは国の基金でしょう。そこから出し
て、こへ戻る金はまた国が出すんでしょう。と
すると、受けるBタイプの地方公共団体等は、こ
れは貸付金とは思ふないと思ふんです。

それで、一つここで疑問があるんですが、これ
は法案の中で繰り上げ償還の制度がありますが、
貸付金の前渡しを先に払うというふうなことはち
よつと考えられないんですが、繰り上げ償還とい
うことのね。これはAタイプとかCタイプなら
わかりやすい。無利息で、まあ前渡し金ですよ、
金利もかからないのを返す。しかし、そんな地方
自治体があるだろうかと思ふんですが、どうい
う場合を想定しているんですか、これ。

○政府委員(斎藤次郎君) これは地方公共団体に
は、今丸谷先生おっしゃる通りに、何ら負担がか
からないわけではございまして。繰り上げ償還を
した場合は、当然のことながら国がその繰り
上げ償還に要する費用を補助金として交付する
ということになります。
したがひまして、繰り上げ償還の規定は、国の
財政状況等を考え、将来非常に長い期間なもので
ございまして、そのときどきの国の財政状況を
勘案して、もし国が繰り上げ償還をしていただく

だけの財源の余裕があれば、それで繰り上げ償還
のための費用を地方公共団体にお出しをして、地
方公共団体がその国から出た補助金を財源にし
て、全くその同額を国にお返しいただく。そのお
返しいただいた金を国債整理基金の方へ繰り入れ
ていくというのが、本来国債整理基金特会に帰属
しているNTTの株のいわば余裕金を一時的に流
用していただくので、そういう規定を念のため入
れておいた方が適當ではないかということで、そ
ういふ規定を設けたわけではございまして、

○丸谷金保君 そうすると、これは結局国の一般
会計の財源が余つたから、早く整理をしてしま
うために繰り上げて補助金を出すからその分国に
返しなさいと、こういうことですか。

○政府委員(斎藤次郎君) そういう事態もあり得
るということで、そういう規定を設けておるわけ
でございます。

○丸谷金保君 大蔵大臣、そういうことが考へら
れるでしょうか。どうですか、こ二十年、二十年
にしろ。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、財政が大変楽
になつてなんというのがあるかと思ひます。どうも急にそういうことがあればい
いがなと思ふようなことで、ただ、考え方として
はそういうことがあり得るのでBタイプにつきま
すから、まあ書いておくと、それで、そういう
ふうにいけばまことにいいことでございまして、
いうだけのことだと思ひます。
○丸谷金保君 大臣は大変正直にお答えいただく
ので、私もそのとおりだと思ふんですが、
そうしましたら、こういうのは法案として、そ
ういふ事態が起きてきたときにこの法律の改正で
間に合ふんでないんですか。今ちよつとこ五年
や十年これは全く考えられない事項なんです
が、こんなものを今から入れておくと、何かこの
法律ちよつとおかしいような気がするんですが。
○政府委員(斎藤次郎君) 今大臣がお答え申し上
げましたとおり、いわば念のための規定かもしれ

ませんけれども、将来にわたる財政状況、私も一生懸命財政再建をしておりますので、そういう事態も想定を全くされないというわけではないので、そういう意味で念のための規定を置いておくわけでございます、この規定を置くことによつて、いわば何と申しましょうか、地方公共団体に新たな負担が生ずるというものでもないし、将来国債整理基金特会にできればなるべく早くそういう償還金を戻しておく方がいいという財政の節度の観点もございまして、この規定は置いておく必要はあると私も考えておるわけでございます。

○丸谷金保君 それではお願いいたしますけれども、そういう場合もあり得るかもしれないと想定して法案に入れたと。そうすると、大体これは五年据え置き十五年償還ですね。そうすると、今後二十年のそういう想定した場合の一つの計算例、こういうふうになった場合というのを資料としてお出しただけですね。何にもなくてこんなもの出してはならないと思うんです。

○政府委員(斎藤次郎君) これはいわば財政再建が六十五年に仮にできまして赤字公債の新しい発行をしないで済むという事態になったその後の財政運営ということでございまして、これについて私ももちろん確たる見通しを持ってはいるわけではございませんけれども、そういういわば財政状況になり、なるべく早く国債残高の減少というのが図れるようにないないという意味で、そういう願いを込めた規定というぐあいには御理解をいただきたいと思うのでございます。

○丸谷金保君 大臣ね、今も六十五年赤字国債出さないと。しかし先ほどの御答弁でも、十兆からのことし国債発行をしていて、もうあと三年ですがね、こんな答弁を私はとても承認するわけにいかないんです。あと三年で今御答弁あったようなことができませんか。もうできないことばかり切っているのかからず建前だけで、やることになっていくからと言う。もういいかげんにこの旗をおろしてもらわなきゃ財政論議になりません

よ。国民だって、国会だって、今答弁している大蔵省の皆さんだって、腹の中でこんなものが六十五年まででできると本当にそう思っている人いるんですか、一体。どうですか、大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) 財政再建というのとはなかなか大変なことだと思っておるわけでございますが、この規定の意味は、もう先ほどから申し上げておりましたとおり、仮に国が非常に早く補助金が出せることになった、そのときは補助金を差し上げますからその分はそれで返してくださいます。これはだれも困るわけではないので、決してだれにも迷惑をかけませんから、そういうことはあり得ないからこの規定を置かない、A、Cと違ひましてBだけはそういうことはあり得ないと思ふことも、むしろまたいかにがなことかなと。同じような規定を置いておいて、財政の都合でそれはなかなかそういうことはしきしき起こらないだろうとおっしゃれば、なかなか財政の都合で補助金を予定より早く差し上げるといふようなことはどうも難しいかと思ひますけれども、そうならたら早く償還が済むということを書きますことは、私は別にどなたにも少しも迷惑はかかりませんことではないかと思ひます。

○丸谷金保君 それは迷惑がかからないから何でも書いておけばいいというものでないかと思ひますよ、法律は。そして今御答弁ありましたように、六十五年財政再建という目標があつてそれをやるんだから、それから後のことだから今言いたくはないと。そうすれば、それが達成されたときに今度は補助金を早く出して繰り上げ償還をさして、国債をゼロに限りなく近づけていくためにこういう法案も必要ですというときに改正案として出すべきもので、今から、そういう財政の状況にないときに、私はこんな条項を入れるのは少し僭上のさだだというふうに思ふことを申し上げて、先へ進みます。

それで、今大臣の趣旨説明の中で、「国債の償還等国債整理基金の円滑な運営に当面要する資金を上回る資金が」というふうなことがございます

ね。それで、「国債整理基金の円滑な運営に当面要する資金」というのは幾らくらいを言ってるんですか。幾らなんです。ちょっとこれだけでは理解ができませんので。

○政府委員(斎藤次郎君) 私が答弁してよろしいのかどうかあれでございすけれども、これは国債整理基金は、国債のネット償還額の確保のほかに、国債の体債等の事態に備えるためにある程度手持ち資金を持つておかなきゃいかぬという意味で、運営のためある程度の額を留保しておくべきであるという趣旨でそういう表現をしたわけでございます。

○丸谷金保君 それでは、ある程度ではわからないんですよ、我々にはどうもある程度と言われても。だから、これは一体ある程度というのはいくらいいのこのことを言うのか。それはきりぎり何億何十何円とまでは言いませんけれども、おおよそある程度というのはいくらいいというめどがあると思ふんですが。

○政府委員(斎藤次郎君) 所管ではございせんけれども、私も考えておりますのは、大体一兆円程度の余裕金があればいいのかなというぐあいに考えておるわけでございます。

○委員長(村上正邦君) 速記をとめてください。
〔速記中止〕
○委員長(村上正邦君) 速記を起こして。
○国務大臣(宮澤喜一君) 実は主管局長を御要求がありましたからさつきまでおりましたのですが、退席いたしましたので私からお答えいたしました。

○丸谷金保君 そう言ってくればわかるんですが、ある程度というふうなことでは我々には一体どれくらいが必要なのかということがわからないんですよ。まあ大体そうすると一兆円前後のプールする金があれば回っていくと、こういうふうには理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) その年の償還予定の国債がどのくらいあるか、これは年によって違ひまして、二兆であつたり三兆であつたりいたします。そういう問題と、それから金融の繁閑等々の関連がございまして、基本的には一兆円プラスと、こんなふうな感じでございます。

○丸谷金保君 ここで、N.T.T.の株の問題と大臣の持論である資産倍増論との兼ね合いについてちょっとお聞きしたいんですが、N.T.T.の株を放出して国庫にお金が入る、それからそのために今度は個人は資産がふえますね、これは資産倍増論でやっぱり倍になったということになっていくんですか。

国の株を個人に移したと、これは私たちがこういふのはトータルで見たらちつとも資産がふえたことにならぬので、価値がこつちからこつちへ移っただけだというふうにししか思ひません。だから、こういうのは資産倍増論の中の資産がふえたということに入るのかどうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは私がかつて提案いたしましたことについてのお尋ねでございまして、私が提案をいたしましたのは、やはり社会資本というものを中心に考えておりましたけれども、そういうことから考えておりますので、つまり下水道であるとか公園であるとか、住宅はもちろんでございすけれども、治山治水であるとか、そういうことについての国の社会資本、インフラストラクチャーとでも申しますか、そういうものをいけば物的にとらえて、今持つておるような、例えば下水道の普及率で申して三六%でございすればそれが八〇%になるとか、そういうような物の考え方をいたしておまして、金融資産等々がふえる、あるいは物価上昇によって名目

的にふえるといったようなことを余り主体には実
は考えておりませんでしたので、ただいまおつし
やいますような例は私はその中に入るとは思つて
おりません。

○丸谷金保君 私もちろんそういうのが資産倍
増に入るとは思わないんです。ただ、土地の値上
がり、これはもう明らかに持っている人は資産が
ふえますね、これはどうなんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは実は私自身は、
国富というようにございまして別でございま
すけれども、あのときに私が考えておりました
のはいわば社会資本というところでございまし
たので、今丸谷委員の言われましたように、例え
ば預金であるとかんとかいうもので、そこま
で広げていきますと、それは土地の値上がりも資
産ということになりますけれども、私の考えて
おりましたのは、むしろやはり社会資本というふ
うにひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○丸谷金保君 もちろん、例えば東京湾を埋め立
てて土地がふえた、これはそういう意味で国富
がふえたことになるから資産倍増の対象になる
と思うんですが、私もそういう点でインフレ要因
その他というふうなものは資産倍増にならぬと。
ただ社会資本というふうに一般に受け取ってい
ないですね、宮澤資産倍増論というのは。何か個
人個人の資産がふえるというふうなことに国民は
受けとめがちなんです、今お伺いしますと、そ
れはトータルとしての国民全体、もちろん個人の
資産でもありましようし社会資産でもあるという
ふうな意味での資産倍増論と、こういうふうな受
けとめてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 問題が非常に難しい問
題なものでございまして、御承知のように、こ
れを議論していきますと結構複雑な話になってま
いますから、それほど学問的にきちんと言おう
としたわけではございませぬけれども、いわばか
つての昔々「花見酒の経済」という話がございま
したが、そういうふうな方というものを言おう
としたのではございませぬ。

○丸谷金保君 大蔵大臣は上手な表現を使つ
ていただきましたが、どうも今の日本の経済の推
移を見てみると、まさに「花見酒の経済」という感
じが非常に心配なんです、その点はいかがで
すか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはその問題として
私もよほど真剣に考えなければならぬことだと
思っております、つまり生産にいたしましては
サービスにいたしましては価値を生まないもの
は、それは金銭的には計算ができませんけれども、
そういうものが経済の主体になって動いていくよ
うな場合、いわば財テクとかいうようなことで
ございまして、そういうことは時として必要
なことであることはわかっておりますけれども、
それが経済の大きな部分になるといったようなこ
とは決して健全なことではないと思っております。

○丸谷金保君 そこで、今回御提案いただいてお
りますNTT株売却資金の使途の問題なんです
が、農業などというのやばり富を生産します
ね、あるいは下水道などというのは社会資本を充
実していく、こういうことになるので、下水道の
問題がここに出ておりますが、このことについて
ひとつ御質問申し上げたいと思ひます。

実は、五月の二十二日の参議院の本会議で私は
中曽根総理大臣に、下水道の補助率を年々下げて
きて、地方自治体の負担をふやしながら、内需振
大というところで事業量だけふやすというのはいか
がなものか、こういう御質問を申し上げたんで
す。これに対して総理は、「下水道事業の問題に
ついて、補助率の引き下げによる地方公共団体へ
の影響については、地方財政の運営に支障を生ず
ることのないような措置を既に実行しておるわけ
であります。」こういう御答弁なんです。これは
本会議ですから言ひ放しなので、そんなはずな
いと思ひながらも今日に至つたんです。
たまたま今回の法案の中にも下水道事業が入つ
ておりますし、下水道に対して六百五十三億公共
事業に措置をするというふうな資料もちやうだい

いたしました。五月にも申し上げたのですが、五
十九年から下がっているんです。それで、これは
やはり地方自治体を圧迫しているんですが、この
とき総理が、既にそれに対しては措置している
と言われたこの「措置」というのは一体どういふもの
なんでしょうか。これは自治省が来ておると思
うんですが、ひとつお答えください。

○説明員(大屋正男君) お答えいたします。
下水道事業に係る国庫補助負担率の引き下げに
よります国費減少額につきましては、臨時財政特
例債により措置することとしております。また、
この臨時財政特例債の元利償還金につきまして
は、その金額を地方交付税の基準財政需要額に算
入することとしております。

○丸谷金保君 金額を特例債で見ているから、そ
れで総理は、地方財政を圧迫しないという答弁を
されたというふうな受け取つてよろしゅうござい
ますか。

○説明員(大屋正男君) 臨時財政特例債で全額措
置いたしました、なおかつその元利償還金につ
きましては全額交付税に算入するという措置をと
っておりますので地方団体の財政運営には支障が
ない、このように理解をしていただくわけござい
ます。

○丸谷金保君 基準財政需要額で見ても交付税で措
置をするというの、交付税の総枠がふえるのな
らいいんですよ。三〇%から三三%になって、そ
のふえた分で措置するといふのはいいんですが、
総枠としては交付税はふえないんですよ、ふえ
ないですね。

○説明員(大屋正男君) 昭和六十二年度におきま
して国庫補助負担率を引き下げた場合の臨時財政
特例債につきましては、その全額を地方交付税の
基準財政需要額に算入するわけでございますが、
その原資とするため、交付団体分につきまして必
要な額は国の一般会計から交付税特会に繰り入れ
るものとされております。

○丸谷金保君 そうすると、それはあれですか、
別枠で一般財源で交付税にその分は措置をしてい
るということですか。

○説明員(大屋正男君) そうでございます。

○丸谷金保君 それは後で返さなくてもいい金で
すか。

○説明員(大屋正男君) 後で返す必要はないとい
うものでございませう。

○丸谷金保君 特別会計の方でそれは交付税のい
わゆる一般財源から繰り入れる以外に国からその
特例分が来て、この分を措置をするからというふ
うに交付税に上積みになっているということであ
か、全体に。

○説明員(大屋正男君) そのとおりでございま
す。

○丸谷金保君 そうしますと、不交付団体の方は
どうなりますか。

○説明員(大屋正男君) 不交付団体につきまして
は適切に地方交付税の算定を行った結果、たまた
ま不交付団体となる団体につきましては、地方交
付税によります財源調整あるいは財源保障、こう
いった意義に照らしてその補てんを受けられな
い、こういうこともやむを得ないというふうに考
えております。

○丸谷金保君 補てんを受けられないところは財
政圧迫になりませんか。

○説明員(大屋正男君) 不交付団体につきまして
は、そういった影響を緩和する意味から、昭和六
十二年度におきましては地方債の配分に当たりま
して配慮すると、こういった方針でおります。

○丸谷金保君 地方債で配慮する、不交付団体は
裕福だからそんなことをしないでいい、圧迫するこ
とにならないからという御答弁があるんじゃないか
と私は思つておつたんです。それにもやはり手当
てするわけですね、それはどうしてするんです
か。

○説明員(大屋正男君) 今申し上げましたよう
に、不交付団体への影響ということも考えられる
わけでございますので、それを緩和する意味から
起債で配慮をする、こういったことでございま
す。

要求につきましては理事会において協議いたさしていただきます。

午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後一時十分開会

○委員長(村上正邦君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、中村太郎君が委員を辞任され、その補欠として佐藤栄佐久君が選任されました。

○委員長(村上正邦君) 休憩前に引き続き、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案の施行のための関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○和田教美君 私は、議題となっております二法案の質問に先立ちまして、当面の景気動向、それから今後の財政運営というふうな問題についてまず御質問したいと思っております。

まず、当面の景気動向でございますけれども、経済企画庁の八月の月例経済報告が、景気は足取りは緩やかだけれども回復局面にある、景気が回復期に入ったとの宣言を出しました。宮澤大蔵大臣もこの見方を肯定して政府経済見通しの三・五％の実質経済成長率は間違いなく達成できると、こういうふうにおっしゃっておられます。私も最近の諸指標を見ますと、数字の上では確かに景気は最悪の不況の状態を脱して底を入れたという感じはいたします。しかし、この景気回復が果たして本物なのかどうかという点についてはいろいろと首をかしげざるを得ない点があるわけでございます。底を打ったことは確かだけれども、今の状況でとても自律的な回復軌道に乗ったとはいえないのではないかというふうに考えるわけでございます。

個人消費は確かに堅調でございますけれども、しかし高級外車とか貴金属など高額な商品がよく売れているというけれども、これは株式や土地値上がりで稼いだ財テク資金の一部が消費に回っているのではないかと。あるいはまた、企業が業績見通しを上方修正するところが出てきているといえますけれども、これもその背景に財テクによる金融収支の改善が背景にあるのではないかと。内需主導型への産業構造の転換というのはまだ緒についたばかりでございます。地域によって業種によつて非常にばらつきがある。つまり、回復の程度の開きが非常に大きい。極端なことを言えば、景気がいい、いい、回復過程にあると言っているのは東京だけじゃないかというふうな地方の声もあるわけでございます。失業率が三％以上という非常に深刻な情勢は依然として続いております。どうも政府がいささかバラ色に景気回復ムードをあふっているのではないかとというふうな疑念さえ起こすわけでございます。

いずれにしても、この段階で財政による景気てこ入れの手を緩めるということは許されない情勢だというふうに思うわけですが、その点について大蔵大臣はまずどういう判断をされておるか、お答えを願いたいと思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) 景気が一応底入れをしたであらうということ、それは私もそう思っておりますが、それに關しまして、今、和田委員の言われましたことは私もほぼ同感でございます。一応底入れはいたしました。地城により、あるいは業種によりまして相当ばらつきがございます。船のようなものは、あるいはそれに関する地域などはどういうふうな状態にいていいかというところは見通しがつかないようなものすら、石炭につ

いてもそうでございますが、ございますから、地域、業種によつていろいろ陰りがございます。プラスの要因でいいますと、消費はまずまず堅調であらう。住宅もかなり高い水準である。それから卸売物価が大きなマイナスがなくなりましたので、やや在庫補てんが行われているといったようなこと等々はまずプラスの要因だと思いますけれども、しかし昔でございます。ここまですと設備投資が出てまいりましてこれが景気の回復を主導するわけでございますが、今見ておりますと、これという大きな設備投資の担い手はない。非製造の方でそれは集めれば相当な金額にはなりましようけれども、昔のようにこれこれという大きなリーダーがいらないという不安がやっぱりございます。

そこで、底入れはいたしました。雇用の問題もございまして、地域、業種の陰りもある。設備投資がいわゆる二段階ロケットということにならないといたします。いずれにしても、財政が一遍二遍補正予算を組んだらそれで済むというものではやはりないであろう。殊に我が国の産業構造の調整というのを必要とするといいたしますと、財政はまだまいりない工夫をしながらいいたします。我が国の経済構造の調整に財政としての役割を果たさなければならぬ、こう考えております。

○和田教美君 景気が回復局面に入ったと言われな中で、日銀などを中心に物価の暴行が怪しくなってきたというインフレへの警戒論がはじけております。これは特に七月の卸売物価が対前月比で〇・九％と大幅な値上がりを見せたというところ、それから建設資材の値上がりなどから政府の内需拡大策の今後の進展によつてはポトルネックインフレの心配があるというふうな説が出てきたこと、それからマネーサプライ、この指標であるM₂が前年同月比で三ヶ月連続一〇％台の伸びを示しておるといふようなこと、価格騰貴に火がつきやすいついような要因が出てくるということは私は事実だと思っております。

私も首都圏を中心とする狂乱物価あるいは株価の高水準などがストックインフレと言われるわけですが、これが一般的な物価値上がりには波及しないかどうかということを心配している一人でございます。だから、インフレの芽は早目に摘まなければならぬということはいふまでもありません。しかし、景気がやっと底入れしたという段階で、余りにインフレ懸念ばかりを心配して金融の緩和の政策を転換するとかそういうことをやると、それが景気回復の足を引っ張るということにもなりかねないわけでございます。なかなか取り扱いは難しい段階にきているのではないかとこのように思っています。

そこで、この局面をどういうふうな日銀は判断をしておられるか、また約七年前に及ぶ金融緩和政策でございましたが、これは転換する必要があるというふうにお考えになつておられるのか、その辺のところをお答え願いたいと思っております。

○参考人(三重野康君) お答え申し上げます。先生御案内のとおり、金融政策は、当然のことではございますが、景気、物価、為替、それから内外の金融情勢の総合的判断ということに相なりますが、この間にありまして私どもは最近注目しておりますのは、先生が御指摘になりましたマネーサプライの増加でございます。それも今先生が御指摘になりましたとおり、過去三ヶ月M₂プラスCDは前年比一〇％台を続けております。昨年の十一月が八・三％でございましたから、その後の上昇のテンポあるいは水準というものはかなり高いわけでございます。このマネーサプライというものは何カ月か後に物価を押し上げるプレッシャーになるわけでございますので、そういう意味で注目をしておりますので、そういう意味で高の気配が見えておりますが、卸売物価、消費者物価ともに全体としては比較的落ち着いた推移をたどっているというふうに思っています。しかも先行きのことにつきましては、物の需給、労働需給、賃金コストの動向、あるいは近隣諸国からの輸入増加の可能性、そういうことを考えますと、現

の水準などがストックインフレと言われるわけですが、これが一般的な物価値上がりには波及しないかどうかということを心配している一人でございます。だから、インフレの芽は早目に摘まなければならぬということはいふまでもありません。しかし、景気がやっと底入れしたという段階で、余りにインフレ懸念ばかりを心配して金融の緩和の政策を転換するとかそういうことをやると、それが景気回復の足を引っ張るということにもなりかねないわけでございます。なかなか取り扱いは難しい段階にきているのではないかとこのように思っています。

そこで、この局面をどういうふうな日銀は判断をしておられるか、また約七年前に及ぶ金融緩和政策でございましたが、これは転換する必要があるというふうにお考えになつておられるのか、その辺のところをお答え願いたいと思っております。

○参考人(三重野康君) お答え申し上げます。先生御案内のとおり、金融政策は、当然のことではございますが、景気、物価、為替、それから内外の金融情勢の総合的判断ということに相なりますが、この間にありまして私どもは最近注目しておりますのは、先生が御指摘になりましたマネーサプライの増加でございます。それも今先生が御指摘になりましたとおり、過去三ヶ月M₂プラスCDは前年比一〇％台を続けております。昨年の十一月が八・三％でございましたから、その後の上昇のテンポあるいは水準というものはかなり高いわけでございます。このマネーサプライというものは何カ月か後に物価を押し上げるプレッシャーになるわけでございますので、そういう意味で注目をしておりますので、そういう意味で高の気配が見えておりますが、卸売物価、消費者物価ともに全体としては比較的落ち着いた推移をたどっているというふうに思っています。しかも先行きのことにつきましては、物の需給、労働需給、賃金コストの動向、あるいは近隣諸国からの輸入増加の可能性、そういうことを考えますと、現

在の基調が直ちに大きく崩れることはない、このように判断をしております。

ただしかし、これまた先生が御指摘になりましたけれども、注目すべき点が幾つかあるわけでございまして、一つは国際商品市況の反騰でございまして、これは石油に限りませず貴金属、非鉄、穀物の一部等は一時に比べますとかなり上がってきております。

それからもう一つ、これも先生が御指摘になりましたけれども、住宅投資の非常に旺盛なこと、並びにこれからの公共投資の増大等を見越しまして、一部建築資材あるいは化学製品等についての値上がりが目立ってまいりましたので、この点については今後ともよく見ていかなければならないと思います。これも先生が御指摘になりましたが、物価指数には入っておりませんけれども、いわゆる資産価値、株であるとか土地であるとか、そういうものの値上がりについても、これも物価指数に入っていないからといって、なおざりにするわけにはまいらないというふうに思っております。いずれにいたしても、この物価の安定がなければ景気の持続的な成長あるいは日本経済に一番大事な経済の構造変革というものでできないわけでございますので、これから先そういうものについて一層目を凝らして見ていきたいというふうに考えております。

一方、景気でございますが、今大臣が御説明になりましたけれども、私どもももちろん、この数日の為替のドル安円高傾向等不安定な面もございまして、景気の二面性あるいは地域のいろんな格差というようなことはございまして、全体としてはようやく底固めを脱して景気回復を展望し得る段階にきていると、このように判断をいたしております。

あれこれ申し上げましたが、そういったことから私どもの金融政策のスタンスは、現在の金融緩和と基調を変える必要はないというふうに見えておりますが、ただ金融緩和はもう十分に緩んでおりますので、これが万一にも物価の高騰その他、行き

過ぎたことにならないように、一層慎重な政策運営をやつてまいりたいと、かように考えております。

○和田義典君 景気を回復させて内需主導型経済への構造転換をできるだけスムーズにやる、そのための重要な条件の一つが、これ以上の円高加速を回避する、円相場を安定させるということだと思ひます。その意味で、最近再び円が急騰して、きのうあたりは一時一ドル百四十一円台にまで高くなった。きょうは日銀がかなり強力な介入をしたというところもある。午前終り値では百四十二円台で推移しているようでございますけれども、大蔵大臣は、初めは、今度の円の急騰というところについて、これは相場のあやだというふうなことをおっしゃつて静観を決め込んでおられたようだけれども、そういう事態ではなくなつてきたというふうに私は思ふわけであります。

大抵日本の企業は、円相場が一ドル百五十円内外でこしはらく安定を続けるのではないかとこの前提のもとに、円高乗り切り策というのをいろいろ講じてきたと思ふんです。ところが、円が百四十円を突破して仮に百三十円台になるというふうな、そういう急反騰というものが今後起こるとすれば再び円高不況が深刻化する、そして景気の足を引っ張ると、こういうことにもなりかねないわけでございます。私は非常にこれは重要な問題だというふうに考えております。

そこで、大蔵大臣は当面の円ドル相場をどのよう判断をしておられるのか、これ以上の円高はないというふうに考えておられるのか。それからまた、もし円高が続く場合に、G5だとかサミットなどで合意した各国の協調介入に踏み出す考え方があられるのか。一部の新聞報道によりますと、きのうあたりから既に米国の間に協調介入を始めたというふうな報道もございまして、それは事実かどうか。また、今回の円高相場について大蔵大臣が発言したことが逆に、要するに政府は余り介入しないというふうな反響を呼んで、それがかえつて円高を促進したというふうな見方も新聞などにはあ

るわけですが、その発言についての真意はどういうことであつたのか。大蔵大臣と、これは日銀当局にもひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○岡田英二君(自由民主党) アメリカの六月の貿易収支が一般の予想に反してかなり赤字が大きかつたということ、全体的にはジグザグながら回復の基調にあると見られておりましただけに、このことが市場に影響し、さらに四・六月の経済成長率も速報値よりもちょっと悪かつたといったようなことがございまして、それがドル売りにつながつていったわけでございますが、それにしてもこの今の水準は、ちょうどサミットがございまして六月の半ばごろの水準でございまして、わずかに十日ぐらい足らずの間にその期間の水準にまで変化をしたということは、これはいかにも乱高下でございまして。

で、私が申しましたことは、そのようなアメリカの事情はあるけれども、これは市場が自律的に対応してくれるであらう、投機的な動きにならないことを期待するということを申しました。介入というふうなことがあるかということについては、そうだとすればこれは売りを買うというふうなことも過去にございまして、これは市場が常識的に自律的に処理をしてくれるだろうということをお申しましたが、それがそのように伝わらなかつた、政府は現状を容認するというふうな受け取られたことは、まことに私としては心外であつたわけでございます。

そのようなことから、昨日このような急激な乱高下というものは我々としてははつておくわけにはいかないというところを改めて申しましたわけでございますが、それはたゞ重なるG5あるいはG7、あるいはサミット等におきまして、乱高下の場合にはお互いに協調してこれに対応するということが当然にすべての人が認めておられますところの基本的政策でございますから、そのような事態と考へまして、日本銀行におかれてもそのように対処をされたというふうに承知をいたしております。また、そのような政府、日銀の考え方が市場

に、事実上のそういう行動を通じて、そのようなものとして理解されつつあるということではないかと考えております。

なお、他国との関連でございまして、事の性質上すぐお答えを申し上げるわけにはまいりませんが、いわゆる乱高下のような事態になれば各国間で協調してこれに対処するという了解は、もちろんそのまゝ生きておりますし、有効なものであるというふうに申し上げておきたいと思ひます。

そこで、どの水準が適当な円の価値であるかというところは、まことにお答えしにくい難しい問題でございますが、我が国の企業は大体前百五十円というところをひとつ頭に置きましていろいろ対応を考えたという事実が確かにございましてと思ひます。そのことは私もよく承知しておりますし、とにかくプラザ合意以来まだ二年たつておりませんので、かなり急な動きでございましてから、企業としても対応はなかなか容易でないというところもよく承知しておりますから、そういうことも考えながら、これからの運営に当たつていかなければならないと、こう思つております。

○参考人(三野康夫) 大臣の御答弁につけ加へることはもうないわけでございますが、最近こしはらく落ちついておりました為替レートが先週あたりから非常に不安定な動きを示すようになり、ましたのは、大臣が御説明になりましたように、先週の、六月のアメリカの貿易収支の赤字が今までの改善の方向と逆な方向でございまして、それがきっかけになりました。かつ、先週のアメリカの四・六月のGNPが下方修正されたというふうなことがそれに拍車をかけ、さらに投機筋の動きが加わつてこういう為替の状況になつていと思ひます。

しかしながら、少し冷静になつて考えてみますと、日米のファンダメンタルズがここに来て大きな変化があつたわけではございませんので、私はこのまゝ一本調子のいわゆるドル安、したがつて円高になることはないというふうに思つております。

介人については、大臣からいろいろ御説明がございましたが、中央銀行として介入について具体的なことをお話し申し上げることができないのは残念でございますが、G7のバリ合意、それからワシントン合意というのは現に生きていますということだけ申し上げておきたいと思ひます。

○和田教義君 これは、今のお答えで部分的に出ているわけでございますけれども、あるいはお答えにならないけれども、二月のバリのG5、G7以来、日米欧の通貨当局が外国為替相場の変動を一定の範囲内に抑える管理変動相場制、マネー・ジド・フロート制を採用しているという新聞報道がございました。そういうことが事実なのかどうか、またそうだとすればどういう内容なのか、またこの管理変動相場制というのは、いわゆるターゲットゾーン構想のように上限と下限についてはつきりした水準を設けるものではなくて、緩やかな変動許容範囲を設けるものというふうな伝えられておりますけれども、円の場合、その許容範囲というのはどの程度のものなのか。もしお答えできればひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(内海孝君) ただいま和田委員の御指摘のありました報道によりますと、管理変動相場制という新しい通貨制度について合意があったようなことで報じられておりますけれども、そのような新しい通貨制度について合意があったということはございません。

最近変動為替相場制度のもとにおきましてプラザ合意以降の新しい流れといたしましては、従来は単に本場の乱高下だけをスミージングにするというだけの介入が主だったわけですが、プラザ以降、相場観というものをある程度打ち出しながら、これは漢たるもので、例えばルーブルについて言いますと、これ以上の大幅な為替相場の変動は、というふうなことになるわけでございまして、そういう形で通貨間の安定を図つていこうという雰囲気が強くなつてきていることは御指摘のとおりだと思います。恐らく報道もそういう

た雰囲気をするような形で表現しようとしているのかも知れませんが、特定な幅の中におさめようとか、そういう形のものではないのではなからうと思ひます。これ以上追及をいたしません。日銀副総裁、結構でございます。

次に、六十三年度予算編成を踏まえて、当面の財政運営の問題についてお尋ねいたします。宮澤大蔵大臣は、七月の末の六十三年度予算の概算要求基準を決めたときの新聞社とのインタビューで、NTT株売却収入で財政再建路線と云ふからな形形で財政出動が可能となった、内需主導型に経済構造を変えていくにはかなり財政が関与する必要がある、しばらくの間財政の努力が必要だ、二番目に、六十五年度までに赤字国債依存体質から脱却する財政再建目標は、税の自然増収が期待できるので望みなきにあらずという感じが出てきたと、こういうふうな述べておられます。六十三年度概算要求が景気刺激と財政再建の二つにわかれて言われながら、実際にはある程度積極財政の方に軸足を移したというふうな一般に理解されているのも、そういう大蔵大臣の発言なども根拠になっていると思うんですけれども、財政が積極財政に転換しつつあるというふうな理解しているのかどうか、その点をお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 依然として一般会計の国債依存率は二〇％でございますし、また一般会計の中の国債費も二〇％、こういう状況では財政再建はまだその途上にある、前途なお道いと申し上げるしかございませんので、将来のことを考えますと、何となく財政が弾力性を回復しておきませんと、これは財政至上主義という意味ではなくて、将来の国民のニーズにこたえられないというのを心配いたしますから、そういう意味での努力は今後もひとつとつとつと続けていかなければならないと存じます。他方で、和田委員が言われましたような社会資

本整備、あるいは内需拡大ということが国の内外から求められておる急務でございますから、財政再建上ではありますけれども、このことを閑却するわけにはまいらない。いわばや矛盾する命題を両方負つていかなければならないという宿命的な宿命は一向に変わらないというふうな考えであります。

ところで、しかし過去の国民の努力の蓄積でありますNTTの株式のようなものがそこそここの値段で売却をいたしますと、今後何年間かはこの社会資本整備の努力を助けてくれるだけのかなり大きな財源になり得る、こう考えましたので、このたびの御提案を申し上げておるわけでございします。そういうことがございますので、何とか財政再建の道を追いつながら、しかし今内外から求められておる内需拡大、社会資本整備ということに財政も精いっぱい貢献をいたしたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○和田教義君 もうひとつ歯切れがよくないように思ひますけれども、私は、最近の財政をめぐる環境、これには幾つかの注目すべき変化が起こつておるというふうな考へます。そして、ある程度積極財政に転換できる財政事情が生まれつつあるのではないかとこのように判断をしております。それはどういふことかと申しますと、まず第一に六十一年度の税の自然増収、これが非常に大きく二兆四千億円にもなつた。過去最高であるというところ。第二に、その結果、六十一年度の決算純剰余金、これが六十二年度補正予算で計上した四千三百億円を含めて一兆七千六百十五億円もあつたということ。第三番目に、六十二年度税収の進捗割合からいって、今年度も一兆数千億円から二兆円近く、うまくいけば三兆円台の非常に大きな自然増収が予想されるという見方が多いこと。これは恒常的ではないですけれども、先ほどから大臣も言われておるNTT株売却収入というものが財政を潤して、いわば救いの神みたになつて

おるといふふうなこと。こういうことから財政事情がある程度変わつてきているのではないかとこのように思ひますけれども、この点についての大蔵大臣の御認識をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) NTT株がまさにそのような支援材料になっておりますことはもう和田委員の言われるとおりでございます。しかもこれは、今後何年間かは恐らくNTTの株式の処分を最終的に終わりました後も何年間かは助けになるという感じがいたしますので、我が国がいよいよ経済構造調整、社会資本整備をしていきます期間、かなり役に立つてくれるのではないかと考へております。その点は事実だと思ひます。

そこで、次は税収のことでございますけれども、六十一年度は確かに非常に大きな自然増収がございました。しかし、これは和田委員も御存じのように、かなり一過性のものが多いと考へておく方がどうも無事ではなからうか。つまり、企業によるところの金融収支あるいは財テクあるいは株式の取引が非常に多かつたことからくる増収、あるいは土地の価格の騰貴によります相対税でございしますとか、あれこれどうもや一過性の要因が大きかつたと考へておく必要がある。したがって、それを基礎に六十二年度の税収を樂觀することは必ずしも適当なことではない。他方で、しかし、これもおっしゃいましたように、経済がやや底入れをいたしまして正常な動き方をしていくといたしますと、六十一年度とは別の要因で六十二年度の税収というものの、ある程度の上乗せがもししたらあるかも知れません。そこはしかし何ともたしだいま申すことができませんで、六十一年度の実績から六十二年度を推測することはしない方がよい、こういう感じを持っておるわけでございます。

【委員長退席、理事梶原清君着席】

しかし、総体としましてプラザ合意以後の日本経済の非常に困難な状況が底入れをしたといたしますと、もう少し日本経済全体がこれから順調に動

き出す可能性は少ないと思ひますので、そこから財政も増益をする、受益をするというところはこれはあり得ることだし、またそうしてまいりたいと思つておるわけでございます。

○和田教義君 今おっしゃったように、確かに六十一年度の異常なというか、非常に大きな自然増収というの、これは東京圏を中心とする地価高騰だと株価の上昇などストックインフレ、それをめぐる企業のマネーゲーム、財テクが政府に思われプレゼントをしたという面が確かにあると思ひます。ですから、税収が予想外に伸びて大蔵省は大きな予想違いをしたということ、しかられてくるようだけれども、余りこれは褒めたというか、内容的にはいろいろ問題を含んでいっているように私は思ふわけでございます。

今大臣お触れになったように、例えば六十一年度決算を見ても、法人税が伸びたのは営業利益よりも財テクによる営業外利益が伸びた結果である。それから、所得税の申告分がふえたのも地価の値上がりによる譲渡所得がふえた。また、相続税の増加も同じだ。有価証券取引税が急増しておりますけれども、これは言うまでもなく株価の高騰を反映している。こういうふうなことでやはり思ふプレゼントであるという感じはいたします。その辺のところの大蔵省の基本的な六十一年度決算の分析はどういうふうになっておりますか。

○政府委員(水野勝君) 私どもの見ておりますのも、今委員御指摘のような考え方でございます。私どももいたしまして、去年の十月時点では適正に見積もったつもりではございますが、その時点との経済情勢の変化等もあり、また先ほど来お話しした財テクなり地価の動向によりまして二兆四千億円の増収に相なった、その中の約六割は法人税による増収でございますが、その法人税の増収の中身を見ましても、流通業なり電力、そう

いったところは円高差益の浸透といったような面もございますけれども、一般法人、特に大法人あたりの内容を見ますと、経常利益は赤字でありな

が経常外利益と申しますか営業外収益の点でかなりな収益を上げ、それが結果として税収を押上げていける、そういう意味からいたしまして、法人税が自然増収の中では一番大きなウェートを占めてございました。その中のまた大半の部分がそうした要因ではなかったかと思つておるわけでございます。

それから、ただいま御指摘のございました申告所得税につきましては、地価の上昇等を見込みまして、私ども相応の増収も見込んだところでございますけれども、それを上回る収入があった。それから、土地に関連いたしました登録免許税等もかなりな増収でございました。それから有価証券取引税、相続税でございました。そうしたものを総合いたしますと、六十一年度の伸びは九割程度の伸びになってございますが、これは経済成長率と申しますか、名目GNPに対しますところの割合では二・一五といういわゆる弾性値となつておるわけでございまして、これは過去十年平均が一・一でございました。また、こうした弾性値といった数値をとり始めて以来の高い数値でございました。

そういうこと等からいたしますと、二兆四千億といったものの中で半分以上は、ただいま申し上げました一時的な要因によるものではないか。したがって、先ほど大臣からも申し述べました、これを出発点に六十二年度なり六十三年度なりを見込むのはなかなか難しい面がある。そうした点を含めまして、私どももおよく検討しているところでございます。

○和田教義君 そこで、今のお話ですと、六十一年度の実績を見て六十二年度を予想するのは困難だということではございまして、確かにそういう臨時異例という状況はあると思ひます。

しかし、具体的に見ますと、大蔵省が発表された六十二年四月六月の三ヶ月間の税収実績を見ると、六十二年四月六月の税収に比べると五千五百四十億円の増収ですね。一・五・四％という大幅な伸びを示しておるわけです。これは地価の暴騰と

か株価の上昇というふうな状況が今も続いておるわけですから、そういうことを反映したものだというふうに私は思ふわけでして、この傾向があしたストップするということでは必ずしもないだろうと思ひ、そうすると六十二年度も六十一年度の二兆四千億円を上回る相当な自然増収が期待できるんじゃないかという見方も十分根拠があると思ふんですね。その点はどういうふうに見ておられますか。

○政府委員(水野勝君) まさに委員御指摘のようになお地価が下がっているわけではございません。むしろ、株価水準等につきましても同じ水準が続くか、あるいはそれを上回る水準になっておるわけでございますので、きょう、あしたこれがストップするということ、そういうことではなからうと思ふわけでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、六十一年度といたしましては、補正予算を見積もりましたときの税収の伸びはほとんどその前の年と変わらないくらい、あるいは若干の伸びが見られる程度でございましたが、年度後半に至りましてかなりな伸びを示すようになりまして、特に後の三ヶ月、最後の四半期あたりは二けたの伸びを続け、二けたも高い方を続けるといったような情勢でございました。したがって、今年度におきまして前半の部分につきましてはやはり高い伸びを示すことになるのではないかと思つておるわけでございます。

しかしながら、いずれにいたしましても、この六月税収と申しますのは、新年度といたしましては四月、五月が旧年度税収にほとんど帰属してまいりますので、本格的な新年度としては初めての月でございまして、したがって、まだいわば一カ月の税収がここで判明しておるということでございます。全体の予算に對しますところの進捗率も一〇・一％でございまして、これをもちまして直ちに全体に延ばしまして六十二年度議論でき段階にはまだちょっとないのではないかと。しかし、全く六十一年度の税収の動向が影響を

しないということとは私ども申し上げられないと思ひますけれども、さりとて、ここでこのくらい水準に、このくらいの収入になるといったことを具体的にどうも申し述べることがなかなか難しいと考へておるところでございまして。

○和田教義君 今のお話にもございました六十二年度の税収の進捗状況ですね、進捗割合が一〇・一％、まだ低いからよくわからないということではございましてけれども、しかし四月六期というのは毎年年間税収の一割程度の税収しか確保されないという見方もあるわけでございます。それでも五千五百四十億円の増収があったということ考へれば、仮に七月、九月、十一月、来年の一三月と、この各四半期が四月六期程度であったとしても、当初予算に比べて二兆円を上回り三兆円近い自然増収が膨らむという計算にはなりますね。

ですから、そういう意味で、大蔵省は非常にやばりかたかく見積もり過ぎていっているんじゃないかという感じがするんですけれども、そういう例年の傾向から見てどう考へますか。

○政府委員(水野勝君) ただいま申し上げましたように、二兆四千億円が土台増となつておるわけでございます。したがって、六十二年度税収と申しますのは、六十一年度決算額よりも約七千億円下回つておるといふ、いわば逆の形になっておるといふことは確かにあるわけでございます。ただ、ただいまお話しのように、まだ一割の段階でございまして、なかなかまだ難しいところでございます。

昭和五十四年度にも、当時二兆二千億円ぐらゐの増収が出たときがございましたけれども、その後五十六、五十七年になりますと、午前中にもお話ししたように、二兆円、六兆円という今度は一転して赤字になるような現象も生じておつたわけでございまして、ある時期にかなりの伸びがあった、それをそのまま伸ばしていきますと、またいろいろな事態もございまして、やはり私どもとしては慎重に申し上げるようになるわ

けでございまして、そこらは今の時点ではなかなか具体的なことは申し上げる環境にないわけでございます。

○和田教美君 それじゃ大蔵大臣にお尋ねいたしますけれども、大蔵大臣はさきの予算委員会で、六十五年赤字国債償却は望みなきにあらずと答弁されたということは先ほど申しました。これは結局、六十一年度に続いて六十二年でも相当な税の自然増収があるということではなからその希望を表明されたということではないかというふうに思ふんですね。六十二年赤字国債発行額は四兆九千八百十億円ですか、ですから財政再建目標を達成するためには、六十三年度から六十五年までに毎年度一兆六千六百億円減らしていくことが必要ですね。この実現性は私は極めて困難だといふふうに見えております。しかし、今後の自然増収が仮に三兆円ペースでふえるとか、そういうふうな状況が二、三年続くといふことであれば絶対不可能といふことも言えないと思うのでございませう。ですから、望みなきにあらずといふと何か根拠があると思うので、その根拠をひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 望みなきにあらずといふのは、概して余りしつかりした根拠を伴うときでないときに言う言葉でございすけれども、私はさつき和田委員に申し上げましたように、これ景気が底入れをして何とかかんとかブラザ合意以来のいろんな難しい問題もこなして、日本経済がもう少し潜在力を発揮していくとすれば、ややいい経済の運営ができるのではないかといいことを期待もし、またこいねがっておるものでございすので、そうなりましたら多少の税収の自然増六十二年度とかんとかいふふう具体的に近間のことを申し上げているのではなくて、これからの経済財政運営についての期待、念願を申し上げたわけなんですけれども、いわんやこの六十一年度の自然増収との関連で物を考えているわけではございませんで、そういう意味では、だから

六十二年でも相当自然増収があることをおまえはもう計算に入れておるんだらうとおっしゃいますと、六十五年脱却云々は、そう具体的なことに基づいて申し上げたわけではないのでございす。

○和田教美君 政府の緊急経済対策の効果といふふうなもの、それで景気が上回ってくるという自然増収、正常な形の税収の増があるだらうという優等生の答弁でございすけれども、しかしそういう面が確かにあるとは思ふけれども、今の状況から見ると、やっぱりこの税収増というのはストックインフレによる余計といふふうな印象が私は強いわけですね。だから、そうした不安定な要因に余り過大な期待をかけることは健全ではないといふふうに思ひます。これは大蔵大臣もそのとおりだと思ふんですけれども。

逆説的に言えば、政府が今地価暴騰に対して全くといっていいほど無策なんですけれども、この無策をほつぱり続けておたらかえって税収面では自然増収がふえるというふうな矛盾した結果にもなるわけで、仮にそういう心理が多少でも政府の中に、あるいは大蔵省の中に働いておるとすればこれは大変なことだと思ふわけで、これは断じて許されないと思ふんです。そうすると、やっぱり財政再建目標の達成ということに余りこだわらないで、やっぱり非常に困難だといふ現状を率直に認めて数年繰り延べる、そういう行き方をするのが私は財政運営としては健全ではないかといふふうな思ふわけですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 確かにあぶく銭のような歳入を頼りにしておりますと、これは長続きもしませんし経済のためにも悪うございまして、そういうことはやってはならないことであると思ひます。それから、六十五年云々でございすけれども、そこがまさに望みなきにあらずといふ程度の期待を持っておりますのと、何分にも六十五年がでなくなつたと仮にいたしました、それなら今度はどういう目標かということはどうしても考え

なきやありませんが、このごろのように国際経済等々の影響もありますと、六十五年の時点におけるいろんな諸要素を今から想像することはちよつと非常に難しいものでございすから、そういうこともございまして今の目標をなお追求していこう、必ずしも望みなきにあらずだとして、こういうことでございす。

○和田教美君 次に、今の状況で構造転換を進めるためには財政もお手伝いしなければいけないといふふうにおっしゃつた。そしてまた、六十二年の実質経済成長率三・五%、この達成はできるといふふうな自信を示しておられる。そうなりますと、大蔵大臣は財政出動がある程度可能になつたといふ六十三年度について一体成長率はどの程度の水準を目指すというか、適当かといふふうにお考えなのか。少なくとも六十二年の三・五%より高目の成長が望ましいといふふうにお考えになつておられるのか、お答え願ひたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはちよつと私が有権的にはお答えしにくいのでございすけれども、六十二年の三・五%というのは、たしか四半期ごとでいいますと〇・八か〇・九ぐらいでよろしいはずなんです。そうしますと、四半期平均で〇・八、九というものは経験的に見てそんなに私は難しいとは思われないものでございすから、それで三・五というのはいけるんじゃないかといふことを申し上げておるわけではございす。経済も多少そう動いてまいりました。

今度、しかしその上で六十三ということになりますとちよつとげたの関係や何かよくわかりませんものですが、六十三年度は二年度の経済の動きがこれからどうなりますかにもよりまして、その辺のところがちよつと見当がつきにくいという感じ、率直にそのまま申し上げますとそんな感じでございす。できるならば、それは堅実な歩みの上でもう少し高いことを希望いたしますけれども、恐らく海外余剰はマイナスに働くかと思ひますし、あれこれ考えますとどうもちよつとはつきり今申し上げられません、申しわけないん

でございす。

○和田教美君 今いみじくも大臣おっしゃつたように、従来の輸出依存型経済と比べて今後の内需主導型経済といふことを考えた場合に、年々の実質経済成長率の構成する内需と外需の寄与度というものは根本的に変わつてくると私は思ふんですね。昭和六十年までは、成長率を見ますと外需、今おっしゃつた経常海外余剰、これが常にプラスに寄与してきたわけではございすけれども、円高が進んだ六十一年度に初めて外需が一・五%マイナスに転じました。

〔理事 堀原清君退席、委員長着席〕

そこで、内需成長率は四・一%だったのに実質成長率は二・六%にとどまつた。今後でも対外不均衡の是正というのを目指すためには、経常海外余剰、これは毎年継続してマイナスとなつていくことが望ましいし、また必要だといふふうな思ひます。六十二年の経済見通しでもマイナスになつております。ですから、政府の六十二年経済見通しでは外需寄与度はマイナス〇・五%になつておりますので、それが六十三年度以降も〇・五%から一%程度のマイナスといふことになる、仮に六十三年度の実質成長率が四%といふふうな仮定をしますと、それにプラス〇・五ないし一%の内需成長率が必要だといふふうになります。その点はお認めになりますか。要するに、内需成長率が今までより高くなるということですね。高くなければならないという、その点はどうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それを先ほど申し上げたつもりでございまして、それはおっしゃるとおりと思つております。

○和田教美君 そうすると、私は我が国の経済を内需主導型に転換していくためにはもっと内需成長率を高めなければいかぬといふことになる、もっと明確に積極財政への転換といふことを打ち出して、公共投資だけでなく個人消費も伸ばす、そういう政策を続けていくことが必要だと思ひます。もとより経済情勢によりますけれども、

構造調整期間を六、七年ぐらいいというふうに考えた場合に、少なくともその前半の六十五年ぐらまでは実質成長率が五〇程度の成長率、したがって内需成長率は五・五ないし六・〇ぐらというふうに私自身は考えておるわけでございますが、いずれにしても、今までより積極財政でいかなきやいかぬということになると思うんですが、この点はいかがでございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは財政だけではできないことではございませんで、御承知のようにGNPの半分以上が消費でございますから、消費が堅調に保てるような全体の経済運営ということ、は、企業の収益もそうでございますけれども、雇用所得なんというのがやっぱり非常に大きな要素でございますから、全体経済がうまく動いていきまして結果として企業所得も雇用者所得もかなりよろしい、こういうような運営になってまいりませんと、何といつてもこの消費のところが大きいわけでございまして、その運営いかんによるところが大きいと存じます。

殊に製造業の設備投資には余り大きな期待がかけられないといたしますと、ただいま申し上げたような要素あるいは住宅がこの水準を少なくとも余り落ちないでくれますとこれは非常に助けになります。その上に財政ということでございまして、やはり外の要因がマイナスに働くというふうでなければ本当はならないはずでございますから、我が国の対外公約なり何なりは、それだけのものを内需で、対内要因で穴を埋めていくということになりますと、おっしゃいますように、かなり高い内需がなければならぬ、それはおっしゃるとおりだと思います。

○和田義美君 そこで、今衆議院で審議中の所得税法改正案に関連した質問をいたします。

きょうは所得税法改正案等の改正案そのものの審議ではございませんから、そのものの批判をやるわけではございません。ただ、国際公約、今大臣も言われた国際公約として内需拡大策が至上命題だという以上は、政府はその内需拡大策の重要

な柱である所得税減税について非常に前向きに取り組まなければならないと思うんですが、どうも極めて消極的だという印象を私は持つわけであります。

所得税の減税問題については、政府案の一兆三千億に二兆億上積みするという与野党幹事長・書記長会談の合意で一応国会は動き出したわけですが、そのときに竹下幹事長は、野党がもう一段の上積み、再上積みを減税について要求したのに対して、真剣に承りますというふうに答えた。ところが、その後政府・自民党の態度は、この再上積みを拒否されておるわけです。我々はその態度に非常に不満なわけでございまして、きょうは私はこの内需拡大のためにそういう要求が非常に強いから減税を求めたいということだけではなくて、さきも申しましたように、内需拡大策を進めるためにこれは非常に必要なことだということを強調したいわけです。なぜかという、国民総支出の約六割を占める個人消費、これを拡大することがぜひ必要だというふうに思うわけでございまして。

そのためには、可処分所得を大きくすることが必要である。可処分所得を大きくするためには、一つは賃金をふやすということもあるでしょう。あるいはまた生活物価を安定させるということもあるでしょう。しかし、減税ということも非常に重要な政策手段だと思うんですね。ところが、賃金の方は、ことしの民間の春闘は三・五六％、大変な低率ですね。その影響を受けて国家公務員の給与改定、これもことしは非常に低率に終わるといふことのようにございまして、そうすると、給与はふえないという状況、しかもアメリカよりも物価水準は三割も高いという最近企画庁の発表がございまして、そういう状況の中で、どうして消費の拡大が期待できるか。それを期待するとすれば、減税の幅をうんと大きくすることが必要ではないかというふうに思うんですけれども、どうも政府とこれを支える財界との考え方には見せかけの消費拡大論と矛盾する考え方があるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 政府は所得減税に決して不熱心であつたわけではないと思ひますのは、かなり早い段階から緊急経済対策を決定いたしましたときに、一兆円を下回らない所得減税あるいは前倒しというような考え方を既に述べておりまして、その意味では今年度についていへば、仮にしかるべき財源がなくても、やはり所得減税はしなきゃならぬのではないかとこのことを私どもはかなり前から考えておるわけでございまして、決して減税というものに不熱心であつたわけではございませんし、その効果を考えたわけでもございせん。

衆議院の大蔵委員会では税制案を御検討中でございますが、それに先んじて八月七日でございまして、自民党の幹事長が四項目にわたる案を示されまして、各党が審議を再開されたという経緯、このことろまでは政府といたしまして、もしそういうことで国会の修正が行われますときにはこれは尊重しなければならぬ、こういうふうに考えておるわけでございまして、ただいま申し上げましたような財源等の経緯からいいますと、当初政府は一兆円を考えておつたわけでございまして、このことろの四項目までもう実はいかなりその水準を上回っておりまして、なかなか財源から申しますと容易なことではないという感じがそのこと自身でもいたしておるわけでございまして。

他方で、GNPの六割を消費が占めるということとは言われましたとおりでございますから、今後の経済運営に当たりましては、今おっしゃいましたようなものもろの点を含めまして、国全体の経済がそういうふうな動き方をせひしていつてほしい、財政ばかりでなく、というふうに考えております。

○和田義美君 次に、NTT株の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する二法案について御質問いたします。

NTT株の売却益は、政府の答弁で見ましても、国民共有の財産であるから、売却益の活用にあたっては、国民がひとしくその恩恵を受けられるようにすべきだと、その点は同感でございます。今回の法案では、国債の償還に支障を来さないことを前提に、また最終的には国債償還の財源とするのを担保しつつ、その一部を内需拡大のための公共事業や民生活事業に活用するという事になっております。

確かに、国債償還財源の調達ということも、また内需拡大のために公共投資を拡大するということも、私は必要なことだというふうに思ひます。しかし、先ほどから私言っておりますように、所得税の減税というののもこれまで国民共通の要求であつて、また先ほど申しましたように、内需拡大を図るために緊急の必要性のある問題だというふうに思ひます。NTT株の売却益を国民がひとしく要求している所得税減税の財源として活用することは、私は十分意義のあることだというふうに思ひます。ですから我々は、二兆円を上回る減税を実施するために、六十一年度自然増収のほかにNTT株の売却収入の一部を財源に使えというふうにこれまで主張してきたわけでございまして。

大蔵大臣は、後代に残る何かストックを持ちたいということで、このNTT株を活用するというふうなお考えのようでございますが、社会資本の整備に使うといつても、その使われ方は、従来のような各省庁の縄張り第一主義の配分方式でばらまきというふうなことは、これはかえって一部の利益に奉仕するだけに終わる可能性もある。それよりも減税に使う方がより国民全員の利益にかなうという考え方も私はできると思ひます。

ところが、大蔵省はこの財源を減税に使うことを頑固に拒否されてきたわけだし、今も拒否しておるわけでございまして、一体どういう理由によるのか御説明を願ひたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは前にも申し上げ

たことかと存じますけれども、一つはやはり国民の過去の努力の蓄積でございますから、それは將來に向かつての財産形成であるとか、あるいは負の財産であります債務の償還であるとか、やはりそれに充てることが本則ではないかという考え方が一つございまして。

それからもう一つは、相当大きな財源でございますし、ここ何年かはございましてけれども、資産の処分によるものでございましてこれは恒久財源でないことは申すまでもないことであつて、減税はやはり恒久的な措置でございますので、それに見合うものとしては恒久財源がなければ先へ行つて困るということも明らかである。そういうような幾つかの見地からこのNTT株の売却収入はただいま申し上げましたようなことに使わしていただきたい。

もとより、ここでこの法律をお認めいただきますと社会資本の整備に使うわけでございしますが、これはさりとて出しきりになるわけではございませんで、返つてきましてやがて国債償還に充てるわけでございまして、言葉はちょっとよくございませぬが、減税というのはやっぱり使いきりになります。一種の費消になるわけでございまして、これは国債償還という役割を兼ね備えて、それを原則としてその間の金を活用していきたいというふうな考え方でございまして。

○和田教美君 今回の六十三年度概算要求基準です、いわゆるシーリング、それで公共事業費の総枠をふやす、そういうこと自体は私は異論はないわけですが、しかし我々は、公共事業費の増額分、つまり一般会計による公共事業は要するにシーリングゼロですね、今度の概算要求基準によりまして、マイナスは撤廃したけれども、プラスになつてないわけですね。だから、増額分は結局このNTT株の売却利益を活用するということになつていて、それがしよせん臨時的呢なものだ、そういう臨時的呢なものに頼ることは賛成できないという考え方なんです。

NTT株の売却収入を活用すると言つけれども、内需拡大を支援するための公共事業は、決して私は臨時緊急のものだというふうな発想で取り組むべき問題ではないか。もつと二十一世紀にどういふステータスを遺産として残すか、そういうかなり長い中長期的な視点に立つて推進すべきものだと思うわけ、その点で私は、やっぱりこのNTT株の財源というものをこういう形で使うのは適当でないというふうに考えるんです、その点の御見解はいかがでございましてか。

○国務大臣(宮澤喜一君) いわゆる前川レポート等によりまして我が国の社会経済あるいは経済社会というものが変わつていかなければならないという、そういう物の考え方は政府も同感をしており、それでございまして、それはやはり五年とかいうような時間がかかることではないかと考えております。短く見てもかかるのではないかと。ちょうどこのNTTの売却代金によりましてこのたびの社会資本整備勘定というものは、うまくいけばそのぐらいの間は機能するのではないかと考えております。それは株式がそこそこ売れたという前提でございまして、

そういう前提で、ある程度国債整理基金の余裕金を見ましてもなお償還額よりはかなり余分なものが出てくると思われまして、それを全部その年に使うというところは考える必要のないことでございまして、ある程度先へ向かつて使つていけますし、いわんやこの会計そのものが事情いかにによりましては回転する可能性もございまして、かなりの時間この社会資本整備勘定が仕事をしてくれる。それはちょうど我が国がいわゆる経済社会の調整を必要とする時間ぐらい、たまたまでございまして、役立っているのではないかと考えております。

○和田教美君 NTT株の売却というのは当面六十四年度まで、あと三年ということになつております。今の御答弁だと、そこで稼いだ分を積んでおいて後に繰り延ばすこともあり得るというお考えのようではございまして、そうだとすると、一体六十二年度から六十四年度までのこのNTT株の売却収入、これはそこそこ売れた場合というところを想定していただいて結構でございませうけれども、この間大蔵大臣はたしか本会議で答弁をされておつたと思うんですけれども、一体どれくらいこの財源がでけると、つまり国債償還資金を差し引いてもどれくらいこの財源がでるといふふうにお見込みもなつておられるのか、その辺をお答え願ひたい。

と、一体六十二年度から六十四年度までのこのNTT株の売却収入、これはそこそこ売れた場合というところを想定していただいて結構でございませうけれども、この間大蔵大臣はたしか本会議で答弁をされておつたと思うんですけれども、一体どれくらいこの財源がでけると、つまり国債償還資金を差し引いてもどれくらいこの財源がでるといふふうにお見込みもなつておられるのか、その辺をお答え願ひたい。

○政府委員(足立和善君) 今年度のあるいはこれからのNTTの株式の売却方法あるいは売却時期等につきましては詳細は目下検討中でございまして、中央審の答申はいたしておりましたのでそれに基づきまして、それを参考にしながら具体的に詳細を決めてまいりたいと考えてございまして、今先生のお尋ねの株式売却に伴います売却収入というものはどのくらいか、あるいは六十二年程度のくらいか、あるいは六十五年程度までのくらいかというふうなお尋ねでございまして、株式市況いかにによりまして大変大きく振れることもあり得るわけでございまして、現段階において六十二年程度あるいはこれから何年間の間でどのくらい収入が見込めるというところを確定することを申し上げることは困難でございまして、差し控えていただきたいと思います。

○和田教美君 それじゃ、こういうことは答えられますか。このNTT株の売却収入がある間はこの貸付制度というものは続けるというところは確認できるか、それとも財政事情あるいは経済情勢の変化によつては途中でこの制度をやめてしまふということがあるのか、またNTT株の売却による財源がなくなった場合にはこの無利子貸付制度というものはそれでおしまふことになるのか、その辺のところもう少し明確にしたい。ききたいと思ふんです。

○政府委員(斎藤次郎君) この制度は、先ほど申し上げましたように、例えば下水道事業で毎年十億ずつ十年間やれば百億かかる事業を面的開発で

財政計画も立たないということにもなるでしょうから、その点はいかがお考えですか。

○政府委員(斎藤次郎君) このNTTの貸付制度は当然のことでございますが、NTTの株式売却の余剰金が多くなつた時点で中止せざるを得ないわけではございまして、やめるといふことになるわけではございまして、その期間がかなりこの四、五年は見込めるだろうと、私どもは具体的に数字は持つておりませんが、考えておるわけではございまして。また、この制度を例えば来年度概算要求で一兆三千億ということになつておりましたけれども、再来年になつてやめるとかそういうことを考えているわけではございませんが、公共事業はそのときどきの経済情勢とか財政事情とかを勘案しましてそのたびごとに予算に計上いたしまして、国会の御承認をいただいてその都度決めていくという形になろうかと思ひます。

○和田教美君 次に、まだこの貸付制度にはいろいろ問題点があると思ふんですが、その一つは、これは先ほど午前中の議論でも出ておりましたけれども、六十三年度概算要求基準によると、この無利子貸付制度は一兆三千億円ということになつておりました。そこで民生活向けが一千万円、そしてあと一兆二千億円が公共的建設事業、しかしその中の二千億円はいわゆるAタイプ、Bタイプが、一般の公共事業と同じような性質を持つておるBタイプは一兆円と、こういうことになつております。このBタイプの一兆円というのは、その償還金を後で国が面倒を見る実質的な補助事業だということでは先ほどの大蔵省の答弁でも認められたわけではございまして、それを言いかえると、要するに負担を後代に、後に残す単なる予算の先食いではないか、あるいはまた極端な言い方をすれば、やみ国債ではないかというふうになさる考えられるわけだけれども、その点はいかがでございましてか。

○政府委員(斎藤次郎君) この制度は、先ほど申し上げましたように、例えば下水道事業で毎年十億ずつ十年間やれば百億かかる事業を面的開発で

す。

○和田教美君 次に、六十三年度概算要求基準についてお尋ねしたいんですけれども、投資的経費についてはマイナスシーリングを撤廃するけれども、経常的経費については従来どおりマイナス一〇％シーリングを堅持するということになっております。私はこの経常的経費についても、とにかく一律一〇％マイナスというやり方は、そういうことをこれ以上続けるのはやっぱり限界に来ているのでないかというふうな感じがいたします。

うも社会福祉の金だとか文教費などに非常にしわ

が寄っているということはよく言われるわけですが、いますけれども、大蔵省からいただいた新しいシーリングのやり方の図を見ますとなかなか複雑なようでございまして、つまり経常部門についても例外事項、例えば人件費とか年金とか国際条約の歳出化だとか、こういう例外事項以外にマイナスイ対象除外経費というのがございますね。これは

社会保障関係は、医療費と生活保護費ということになっている。それから予備費なんかも入っております。それから一〇％のマイナスイリミング適用対象経費、これがあるわけです。一体どういう基準でこういう区分をしているのか。

それから、特に聞きたいのは社会保障関係で、仮に生活保護は対象除外経費だとすれば、どういふものがマイナス対象になっているのか、あるいはまた文教費について研究費は一体どうなっているのか、そういう点について少し具体的に御説明を願いたいと思います。

○政府委員(斎藤次郎君) 概算要求基準というの

は、經常経費について申しますと、一〇%削減の対象になっておりますけれども、その例外というのが御指摘のようにございまして、具体的に申しますと人件費に係る義務的経費とか各種年金とか、政府開発援助に必要な経費等とか、あるいは他動的原因によって生じ義務的な性質を有して政

府の意思で支出を左右できないものとして、財政法三十五条によって決められているいわゆる補充

費途の経費というものがございいます。

例えば文教予算について具体的に申し上げますと、文教予算の文部省の概算要求のうちの六十二年当初予算四兆五千億でございますが、経常部門は四兆一千億でございますが、今の例外事項に当たっておりますものが三兆五千億ございまして、一〇%のマイナス対象になっておりますのは五千五百億程度のお金でございます。したがって、この部分についてマイナスシーリングをかけますけれども、総体としては約八十億強のプラスになるという仕組みになっておりまして、十分にそれぞれ例外事項を含みまして概算要求ができる案になると私は考えているわけでございます。

○和田教義君 そうすると、文教費とか社会保険費とかというものが特に虚待されているという事はないとおっしゃるわけでございますか。

○政府委員(斎藤次郎君) 私どもとしては、各省庁今財政改革の途上でございまして、それぞれ御苦勞を願っておるわけでございますけれども、今申しましたように人件費とか年金、恩給とか、政府開発援助とかそれぞれどうしてもふえざるを得ない経費、あるいは一般に補充費と申しておりますけれども、そういう義務的な経費につきましてはそれぞれ増加しない横ばいということで、マイナス対象から外しておりますので、各省で工夫をしていただければ対処できるのではないかと、いふに考えて、この間そういう概算要求の議論の御了解をいただいたわけでございます。

○和田教義君 政府が株を保有しているという意味では、NTTのはかに日本たばこ産業株式会社や日航の株がございいますね。それから、これは清算事業団が持っている形だけれども、もとの国有鉄道の株があるというところでございますが、NTT株については今までの議論が出ておりますけれども、日航の株についてはどうするか、これは今年度中に全部売却する方針だといふに聞いておりますけれども、それはそうかといふこと、いつごろ売却出すのか、またどれくらい売却収入を予定しているのか、予算にも組ん

でいるようにございすけれども、その点を明確にさせていただきたいと思ひます。

○政府委員(足立和基君) 日航株式の売却方法等でございますけれども、現在国会で御審議をいただいております日航法廃止法案、これの御審議、成立を踏まえた上で国有財産中央審議会に御審議をいただく予定でございす。基本的には今年度中に保有株式全額を売却することを考えてございす。現在六十二年度予算におきましては処分収入総額といたしまして三千六百十七億円を見込んでございす。これは予算編成時におきまして直近三カ月の平均株価九千四百円というのを基準といたしまして、政府の所有いたしております四千八百九十九千株、これを乗じまして安全率を八〇%と見て計上いたしておりますわけでございます。

これが現実今年度中処分する予定でございす。どのくらいで処分ができるんだということにつきましては、NTTの場合と同様現在確たることを申し上げることは困難でございす。

○和田教義君 次に、日本たばこ産業株式会社の株についてはどうですか。これは当分売り出さな

○政府委員(宮島壯太郎君) 日本たばこ産業株式会社の株式につきましては、当分の間三分の二以上の保有を政府は義務づけられております。その裏側に当たります三分の一以内の株式につきましては制度上は売却が可能でございすけれども、この株式の売却につきましては日本たばこ産業株式会社の置かれていた経営環境や経営実績、それからたばこ事業等の実態など、こうした点を見ながら慎重に検討をされるべき問題と考へております。

○和田教義君 次にJR株ですね、これは現在は一〇〇%清算事業団が所有しているといふふうに聞いておりますけれども、JR東日本では株式公開は三年後の六十五年あたりをめどに考へてい

日本についてはどうなのか、また他のJR各社についてはどういふ状況にあるのか、これは運輸省でございすか。

○説明員(岩村敬君) お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、JR各社の株式につきましては今般の国鉄改革におきまして全額日本国有鉄道清算事業団が保有しているところでございす。そして、改革の中で明らかにされておりますように、当該株式につきましては、今後清算事業団が抱えております約二十六兆に及ぶ膨大な長期債務の償還の財源に充てるということで順次売却をしていくということになっております。

ただ、具体的な売却の時期でございす。株式を公開するに当たりましてはやはりある程度会社の経営実績なりが積み重ねられないとならないわけでございます。何せJR各社四月一日に発足したばかりでございす。まだ一度も決算をしておりません。今後は経営の動向といふものを十分見きわめた上で売却の時期を検討してまいりたいと思ひます。具体的な売却の方法なり売却の時期につきましては、清算事業団に設けられました資産処分審議会の御意見なりも聞いた上で適切に判断をしてみたいといふふうに考へておるところでございす。

○和田教義君 次に、内需拡大を公共投資を中心に進めるといふ場合に、現にもう関西新空港の問題で起こっているような外国企業の参加、これをつまり公共事業についても要求してくる可能性が

あるのではないかと、いふに思ひます。これはNTT株売却益を活用する分についても、さういふことが起こり得ると思ひますけれども、大蔵大臣としてはこの問題についてはなるべく外国企業にも均等な参加の機会を与えたいといふふうに考へるかどうかお答え願ひたい。それとも公共事業についてはさういふことはあり得ないといふことなのか、その点はいかがですか。

○政府委員(斎藤次郎君) 外国企業の参入につきま

法、会計法の建前から内外無差別という原則で事に対処すべきだといふうに考へておるわけでございます。

○和田教義君 建設省にお伺ひしますけれども、我が国の公共的建設事業に対する外国企業の参加については、法律的にも実態的にも種々の制約があるといふうに言われておるわけですね。それはどういふことなのか。それからまた、それらの制約について何らかの形でそれを解消する方向で努力するの、それとも当面はこのままいくといふことなのか、お考えをお聞かせ願ひたい。

○説明員(村瀬興一君) お答え申し上げます。我が国の建設市場は、我が国の実情を反映いたしました制度のもとに成立をいたしております。今先生がおっしゃいましたように、基本的に難しいといふようなことはないと、いふに考へております。

我が国の建設市場に参入を希望いたします外国企業は、まず建設業の許可を取得するといふことが必要でございす。これにつきましては、外国企業といへども建設業法で定められております要件を満足すれば建設業の許可の取得は可能でございす。今申し上げました、まず建設業の許可の取得をしていただいた上で、あとは具体的なそれぞれの発注者の信頼が得られますように企業努力をそれぞれしていただくということになるかと思ひます。

今申し上げましたように、制度といたしましては内外の差別はないといふに考へております。運輸省は、神奈川県横浜須賀野市と静岡県清水市に全国初の多目的沖合人工島をつくる事業に今年度から着手して、その資金の一部をNTT株の売却益による無利子貸付制度で調達をする、そして十年後に人工島の完成を目指すといふ新聞報道がありました。その計画、そういう報道は事実なのかどうか。またこれについては、先ほどから申し上げ

おります米国政府から既に工事参入を目指しての問い合わせがあるとか、今後ヨーロッパなどからも工事参入の動きが活発化するのではないかと、いろいろ言われておるわけですが、その外国企業の参入という問題について基本的な認識をいこうか、その辺もあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○説明員(相原英郎君) 沖合人工島につきましては、国民の親水ニーズの高まりあるいは沿岸域における地域振興の機運が高まっておりまして、新たな空間を創出するというようなことのためにその整備の要請が強くなっております。また、あわせて内需の拡大、地域の振興ということも期待されております。

そこで、運輸省におきましては昭和五十五年より人工島について調査を開始してまいりました。昭和六十一年度から全国五カ所におきまして沖合人工島の整備に関するフェイジビリティスタディを実施してまいりました。今回その概要がまとまりましたので中間的に報告をし、それらの中から横須賀及び清水について合計約三百ヘクタールの人工島整備計画を計画中といたしております。

内容につきましては、商業業務機能、物流機能……

○和田教美君 余り詳しくなくて結構です。NT株の云々はどうですか。

○説明員(相原英郎君) その整備につきましては、多額の資金を必要とするということから、昭和六十三年より民間活力を活用して事業化を図るべく検討中でございます。その財源の一部としてNT株売却益による無利子貸付制度を活用すべく今後財政当局と御相談をしたいというふうに考えております。

また、人工島の整備につきましては外国の動きでございますけれども、これまで内外に広くさまざまなプロジェクトが紹介されておりますので、それに関する外国企業の参入について関心が高いと聞いておりますが、具体的なお話は現在のところ聞

いておりません。そのプロジェクトの具体化を図っていく過程でそのような要請が出てきました場合に、関係方面と御相談をしながら検討していきたいというふうに考えております。

○和田教美君 時間が大体もう少なくなつてまいりましたので、最後に大蔵大臣にお聞きしたいんですが、大蔵大臣はポスト中曽根の次期政権を目指すに当たって政策目標の一つに、経済大国から生活大国への転換、ということを出されております。先ほど資産倍増論の問題について質問がございましたけれども、私はこの生活大国への転換という考え方には、考え方としては賛成なんです。とにかく内需主導型への産業構造の転換というこの困難な課題を、新前川リポートの言うように、とにかくすべて貿易不均衡の是正、国際収支の黒字減らしということだけで位置づけるとい

う、そういうことではなかなか国民的な共感を与えられないのではないかと、思うわけですね。そこでやはり構造転換をやるに当たっても、国民生活の質を高める、そして真の意味の豊かな社会を築くためにこそこれが必要だというふうな打ち出し方が必要ではないか、こういうふうに考えておるわけですか。もちろんそういう打ち出し方をすれば、それに沿った内需転換策ということが考えられなければならないのはもう言うまでもないと思います。

そこで、大蔵大臣は一体この新しい生活大国への転換という構想はどういう考え方のもとにお出しになってきているのか、その考え方を御聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 戦後我が国は瓦礫から立ち上がりましたから、どうしても経済復興を自立的にしようとするれば、やはり国民全部が働かなければならない。それはいわば生産をしなければならぬということでございます。そういう努力をいたしました。その努力は幸いにして成功いたしました。今日第二の経済大国になりましたが、実はある意味で成功し過ぎたものであります。か、そういうふうにして生産されたものが外国

に、品質もよく価格も相応でございますから、たくさん売れまして、その結果経済摩擦を生じておるといふのがこの四十年間の歴史であったと思うのであります。

もともと生きなければならぬということでは働いてまいりましたわけですが、他人の経済にまで脅威を与えるために働いてきたわけではないわけでございますから、そこまで言われまじと、言われまじでもそうでございますが、やはり働いて得た成果をお互いにどうやって、外国に出すこともさることながら、自分のために使っていくかということは我々のためにも当然考えなければならぬことであつて、外国からそれを言われるまでもないことであると思ひます。

その一つは、やはり経済大国にしてはいかにも社会資本は貧弱でございますし、大都会においては住宅もまたどこでも見劣りがするということでございます。自分たちのために使うとすれば、やはりそういうことが一つの優先順位ではないかというふうに考えるわけでございます。

もちろん、生産から生活へというふうなことはいわば一つのキャッチワードとしての意味でございます。働かないで食っていきけるわけはございませんから、それはもう遊んでいいという意味では絶対ございません。そういうふうには思つてはおりませんが、ただその働くことの目的というのは何かというところをやつぱりお互いに考えていくことによつて、より豊かな国土と、より豊かな生活がつけられるのではないかと、また我が国としてはそういうことができる段階に入つたし、またよそからもそれを求められてゐるのではないかと、そういう意識でございます。

○近藤忠孝君 まず、国債償還制度そのものについて質問いたします。

この国債償還制度、存在したんですが次々崩されてきたわけですね。元来これはどういう趣旨のものであつたかという、まずその理解を大臣にお伺いいたします。

のは、最初財政法で定められております建設公債の償還制度から出発したわけでございますが、社会資本の耐用年数等考えまして六十年で償還をしていくというルールで六十年償還という原則を打ち立てまして、それに基づきまして前年度期首の国債残高の一・六%を定率繰り入れで償還していく、なお剰余金が出た場合にはその二分の一を下らざる額を国債整理基金特会に繰り入れる、そのほか必要に応じて予算繰り入れを行うということ、その六十年償還の原則を誠実に実行していくというのが制度の出発点でございます。

○近藤忠孝君 その国債整理基金が総合減債制度をとつておつた、その理由はどうかでございますか。

○政府委員(斎藤次郎君) それはいわば我が国独自の制度でございます。国債に対する国民の信用というものを守っていく、それから財政の節度をそれによつて維持していく、そういうことからそういう減債制度が設けられてゐるわけでございます。

○近藤忠孝君 これは理財局前国債課長の書いたものですが、三つあります。一つは「一般財源から一定の額を先取りによる償還資金の確保と国債発行に対する間接的な歯止め」。二番目に「財政負担の平準化」。三番目に「資金の効率的な活用による国債価格の維持」。これは間違いないと思ふんですが、問題はこれが次々崩れてきて、定額繰り入れがまず停止されてゐるわけですね。こういう基本が崩れてきたことについての反省、これはどうですか。

○政府委員(斎藤次郎君) 実は、我が国の財政事情は御承知のようなことで、非常に特例公債を含む多額の公債を発行せざるを得ない状況にあるわけでございます。したがって、六十五年度特例公債償却を目指して財政改革を今までやってきたわけでございますが、そういう財政力の対応を図っていくということは喫緊の課題であるということ、そういう厳しい財政事情のもとで定率繰り入れを停止していただいたりしておるわけ

ございますが、これは国債の六十年償還という原則に従い、償還に支障を生じないという、いわば国債整理基金の状況を踏まえて行っているところでございます。

特例公債の償還方法について、確かに午前中も御議論がございましたけれども、建設公債と同じような償還ルールにしておるわけでございまして、このような厳しい財政事情のもととして、実際の問題として現行の償還制度のもとで既に確立している四公債の償還ルールと同様とせざるを得ないというぐあいに私どもは考えておるわけでございます。

○近藤忠孝君 大臣、今の答弁のように、なぜ崩してきたかという理由は言いましたけれども、反省の音が聞こえない、ここにやっぱり問題があると思うんです。これは、また後で問題にします。

次に、昭和六十年に国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案の審議がありました。その中で政府答弁では、NTT株式売却収入は「特定財源とすべきではない」として公債の償還財源に充てる」というんですが、これがこの答弁と矛盾することになっております。これについて御説明をいただきたいと思ひます、反省も含めて。

○政府委員(斎藤次郎君) 今回の無利子貸付制度は、現在の経済情勢に緊急に対処するために、国民生活に緊要な社会資本の整備を図ることによって内需拡大の要請にもこたえる、同時に地域の活性化に資することを目的とするものでござい

ます。また、貸付金につきましては、NTT株式の売却収入の性格を踏まえまして、最終的には国債の償還財源に充てるという原則を崩していないわけでございます。したがって、国民共有の貴重な資産であるNTTの株式売却収入は、国民共有の負債である国債の償還に充てることとして、既に制度的に確立された原則は、この導入によって基本的に変わっていないと私どもは考えているわけでございます。

○近藤忠孝君 政府が委員会あるいは本会議場で答弁したことがどんどん変わってきているというところに私は問題があると思ひます。

その一番最たるものは、国債に関して言いますと、赤字国債の借りかえ禁止を解いてしまったという、それが一番の最大の出来事ですが、この今回の問題もその一つというぐあいに理解せざるを得ません。

次に進みますが、これは午前中も答弁ありましたが、現行償還ルールに基づく基金の円滑な運営に当面要する資金を上回る資金がプールされている、だから今回のこの法案になったという答弁ですが、それはどういふものかという、はば一兆円程度のものかというんです。この算定基準、これはどういふぐあいにできているんですか。

○政府委員(足立和基君) 国債整理基金に手持ち資金としてどの程度保有したいかということとは、そのときどきの国債市況であるとか、あるいは満期到来債の償還時期、規模、こういったようなものに左右されますので、一概に幾らどういふ必要なんだというとはなかなか申し上げにくいわけでございますが、一応私ども非常に漠然とした考え方でございまして、最低一兆円ぐらいの手持ち資金と申しますが、そのぐらゐのものは国債整理基金として必要でないかと考えてござい

ます。この規模を、どういふ根拠でそういうのが出てくるのかというのをあえて申し上げますと、一つは金融情勢等によりまして国債の発行ということができない、休債になるといふ場合が当然考えられます。例えば今年度の国債発行予定額を考へてみますと九兆二千六百億円ほどございまして、これを十二カ月で平準化、毎月毎月同額ずつ発行するということに単純に十二で割りますと七千七百億円ずつ発行するところと予定の額になる。したがって、一カ月休債するとすればその程度の額が手持ちにならねば悪いのではないかと、こういうようなことが一つ考えられます。それからまた、最近も実は行っておるわけでござ

いいますが、国債の市況の乱高下といいますが、こういうようなことがございまして、その場合にそういうものに対処するための国債の買いオペというようなことを実施するわけでございしますが、過去におきまして買い入れ額を年度間で最高行っておりまして一兆円余買入れたことがござい

ます。そのようなことで、強いて根拠ということを上げればそのようなことが参考になるかと思っております。

○近藤忠孝君 今説明した、いわゆる手持ち資金が、この法案の第六条「各会計年度における国債の償還等国債整理基金の運営に支障を生じない範囲内」と、この意味と理解してよろしいですか。

○政府委員(足立和基君) やや具体的に申し上げますと、午前中もちょっと申し上げたわけでございまして、基金の残高をいたしまして六十年度末で一兆八千億円余あったわけでござい

ますが、今の予算では六十二年度中に償還額が約二兆二千億でございます。それに対して、NTTの株式売却収入を一兆八千億円余等々で六十二年度末では一応一兆六千億円程度になるという今予定をいたしてございまして、現実にはこれからNTTの株を売るわけでございまして、その売却額

といふこと、額が、売却収入がふえるといふことは、まだ確定はいたしてございせんが、かなりの確度で予定されることとござい

ます。そういたしますと、その額に応じまして六十二年度末の国債整理基金の残高が増加する。それは、すなわち六十三年度期首の国債整理基金の残高になるわけでございまして、国債整理基金として六十三年度首にどのぐらゐの額を持たらいいんだというこの参考をいたしまして、まず一つは、六十三年度中にネット償還額が幾らぐらゐあるのかということとございまして、これは、現在の見込みでございまして、約二兆一千億円とか二

億円というようなオーダーでございまして、これに

手持ち資金は一兆円ぐらゐ余裕を持つということになりますと、国債整理基金に支障を生じないというようになります。そういうことを考えた上でそれを上回る額、そのようなものが恐らくお尋ねの円滑な運営に当面要する資金を上回る資金ということにならうかと思ひます。

○近藤忠孝君 要するに、やりくりしていければよろしいということですね。

ところで、この六条の「国債の償還等国債整理基金の運営に支障を生じない」という、この理解ですね。法律がこれですとひとりで歩きますね。これについてはいろいろな解釈が可能だと思ひます。

私は、こういう解釈をするんですね。国債償還等ですからね、となりますと、国債発行残高がふえていくということとは、今よりも借金が増えることとまではいいませんが、そのこと自身も支障を生ずることという解釈も出てくるんじゃないか。もしそう

でなく、単にやりくりしていくだけでよろしいとなりますと、これは大蔵大臣として発行残高がどんどんふえていくことを是認することになってしまふんですが、そういう解釈が出てくる余地はありせんか。

○政府委員(足立和基君) 単にやりくりということだけでなく、私先ほど申しましたけれども、六十年償還ルールというものはきっちり守る。それに必要な財源というものはどういふ場合が生じてもいいようにしっかりと確保する、こういうこととでございます。

○近藤忠孝君 今私が言ったようなそういうのは財政当局がそれ自身をやっぱり支障を生じない

と、そういうものと理解しないやっぱり無限にふえていってしまうということとをここで指摘をしておきたいと思ひます。

次に、NTT株の売却益が利用できるのは六十二年から六十五年までで、六十六年度以降はこの財源がなくなると、今まで指摘あったところですね。そうしますと、一たん設けられた無利子融資による公共事業は、財源がなくなったからとい

てそう簡単に廃止してしまうことは、それは今までの例からいって難しいんじゃないかと、こう思っていますね。その上、特にBタイプについては償還期間を交付することになっておりますので、据え置き期間の経過後はそれに見合う新しい財政支出が必要となってくる、こう思うんです。そうしますと、この法案を出した理由が財政再建とぶつからないということですが、それが当面言えたとしましても、少なくとも当面のことであって、問題の先送りにすぎないんじゃないか。やはり財政がどんどんふえていって膨れていくという、これは否めないんじゃないかと思いますが、これは大臣の所見どうですか、お聞きしたいと思います。

——意味わかりませんか。じゃもう一度繰り返しますが、要するに、一たんこの貸し付けによって膨れ上がった財政というのは、公共事業にしましてもこの期間が切れたからといって、三年後には切れますね、そのふえた大きな公共事業をなくすことは無理じゃないか。今言ったもう一つの問題というのは、Bタイプの場合には償還しなればいけませんからね、その償還分については国が出すわけですから、その分はふえますね。そういう意味での財政膨張に当然広がっていくんじゃないか。だから、当面の問題にすぎない、財政再建にぶつからないというのは、そういうことなんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは午前中にも申し上げたこととございますけれども、いわゆる我が国の経済社会の構造調整といいますが、転換といいますが、前川リポート等で述べられておることがどのぐらいの年月を要するものであるうかという点に關連いたしまして、私は五年ぐらいいかなという点を考えておるわけで、これは人によって考え方が違うと思いますけれども、七年と想われる方もおられるかもしれません。そういう期間、まずまずほとんどその期間ぐらいいの社会資本整備勘定が働いてくれるであろうと。NTTの株式の売り払いは一応昭和六十四年度まででございますけれども、しかしそこそこの値段で売れま

すと、蓄積資金は相当な金額でございますから、なおもうしばらくの間新規財源として使えるのではないかと。また、事と次第では回転をするということもございまして、それは私は必ずしもその期間でなくなってしまうというふうには思っておりません。

ただ、近藤委員の言われますことに大事なことが一つございまして、そういうことで何となく情性的に公共事業が広がっちゃうということとはよくないよとおっしゃいますことはそうでございますから、我が国のそういう社会資本整備、あるいは地方の活性化のために必要な範囲でこの仕事をさしていただきたいと思っております。

それからもう一つ言われましたのはBタイプの補助金との関連でございます。これも午前中に申し上げましたが、仮に下水道のための補助金を毎年十億ずつ出して十年たつと百億でございますが、しかしある地域で特定の面的な開発が行われて、それは二年なり三年なりのうちにきちんと整備してしまわなきゃならないというときにこのBタイプの制度を使いますならば、一挙に百億円の下水道補助金を投入するわけができるわけでありまして、それはやがて補助金を出すことによって回収される。しかし、その補助金を出すことは、どっちも十年間に百億円ということとはほぼ予定されておいて、それを短期に集中的に出してしまうという点でございまして、余分な支出になるというふうには私どもは考えませんので、まあ平易な言葉で言えば、そういう緊急の事情があるの十年間にすべきものを一度に前渡しをしてしまつて、そして後でそれを回収していくと、こういうふうにお考え願っていいんじゃないかと思っております。

てきておるのですが、実際にはまさしく今回のNTT株の売却を突破口としてこの積極財政政策に転換を図ろうとしているんじゃないかということ、私は指摘したいんです。

六十三年度概算要求では経常経費は引き続きマイナス一〇%のシリーディングですが、投資的経費については六年ぶりにマイナス五%のシリーディングを外して横ばいとしたわけですね。これ自体破格な扱いであるのに、これに加えて別枠でNTT売却益による一兆二千億円を加えると、六十二年当年初比で二〇%増の突出予算ということになりますね。公共事業費の二〇%増というのは、これは大変大きいと思います。これは田中内閣の列島改造予算あるいは福田内閣の七%成長の対外公約による五十三年度予算に次ぐ伸び率ですね。しかも現在の二〇%増というのは、かつてのような狂乱物価のときの二〇%とは比較にならないほど実質的には大きい伸びだと思っております。これを称して積極財政と言わずして何だろか、こういう気がするんですが、そのことを御答弁いただきたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私の気持ちでは、このような内需拡大、社会資本整備というものが内外の要請、課題になっておりますから、財政としてそれなりの役割を果たすと、私はそのための工夫であるというふうには考えております。それは決して財政がよくなくなったからというわけではございません。依然として国債依存率もまた国債費もほぼ一般会計のたまたま二〇%というようなことで、決して財政がよくなくなつておるわけではございませんから、ですから積極財政に転じられるような状況ではないのでありまして、そういう中で財政もできるだけの役割を果たすと、私はそういうふうにお考えをしております。

地価の高騰とインフレです、五十三年の大型公共事業予算はまさにこれが財政危機を決定的に深刻にしたわけだと思っております。特に現在のような時期、これは景気が上向きかけて、他方、低金利で金融がだぶついておる、こういう時期に大型公共事業をやると地価の高騰を一層あおるんじゃないか、インフレの危険が出てくるんじゃないか、こういう心配についてはいかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは現在の経済状況が底離れはしたといいますが、やはり一般的に言つて、北海道とか四国とかいうところはかなり地域の落ち込みが大きいとございまして、それから例えば造船であるとか石炭であるとかいうところのいわゆる企業城下町、鉄も幾らかさうでございますけれども、というところは、実はどうやってこれ立て直していいかということは大変深刻な問題であります。

それをお考えすると、やはり地域の活性化ということはどうしても財政も押していかなければならぬというふうには思っております。理想的にといいますが、ぜひありたいと思っておりますことは、また大都会にさらにいろいろな仕事を起こして地価が上がついていくということよりも、そういう落ち込みの大きい地方に何かそれぞれの地域の活性化のような仕事が出てきて、そういうところでは地価の問題はございせんので、そういうことになつていってほしい。道路なんかについてもさうでございますけれども、なかなかさういいまして一挙にさういうことはできないのかもしれないけれども、これを今度例えばタイプAとかタイプCなんかは殊にさうでございまして、そういうところにはいかないだらうか。あるいはBにいたしまして、今までの配分ではどうもやはりなかなかそのときのニーズに合えないということがございまして、そういうことを実は念願をしながら、こういう制度を設けたいと思っております。間違ひますとこれは大都市の地価の上昇だけにつながるということとは、十分執行の上で注意しなければなら

いことと思ひます。

○近藤忠孝君 大臣の今の発言聞いても、願ひであつてどうも確たるものではないし、私は次回にも指摘したいと思ひますが、決して大臣の思ひ通りに地方の活性化ではなくて、結局財政危機だけが残つてしまふんじゃないかということをここで指摘したいと思ひます。補正後の国債発行額十一兆八千億円で、これは昨年を上回るもので、依存率も再び二〇〇％台に乗つたわけですね。これはやっぱり明らかに財政再建に逆行すると思ひます。

そこで、今後どうなるのかという、一応の試算としては昭和七十五年に百九十六兆円の残高というのがありますが、そんなものにとどまるんだらうか、こういう心配ですね。現にこれは東海銀行調査月報、八七年七月です。「我が国の財政の現状と展望」ここで三つのケースを試算しています。そして二〇一〇年の財政試算、積極財政ケース、標準ケース、緊縮財政ケース、この三つで、緊縮財政ケースですと大して——しかし相当大きな、二〇一〇年で百五十八兆円というんですがこれはほとんどあり得ない。緊縮財政ケースの場合です。標準ケース、これで二〇一〇年の残高が七百三十七兆円。それから積極財政ケースですと、何と一千五百四十八兆円の国債残高。金利だけで現在の税収を超えてしまふぐらい、こういう試算が現にあるんです。今のまま進んでいったらそんなことにならないという保証はないんじゃないかという心配があるからこそ、こういう試算があるんだと思ひますが、まずこれについての感想をひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(斎藤次郎君) 昭和七十五年に百九十六兆円の残高になるといふ私どもの仮定計算は一定の前提を置いてあるわけでごさいます。確かに補正によつて一兆三千六百億公債を増発いたしましたけれども、六十一年度決算で二千四百億特別公債を減額しましたので、約一兆円ぐらゐの増加にはならうかというぐらゐに考えております。

東海銀行の試算につきましては、今後の財政運営

営に関する前提に大きく左右されるものでございまして、詳細は不明でございまして、一般蔵出の伸び率が非常に高目である。例えば積極財政型について申し上げますと、GNP弾性値一・二というふうな想定を置いておるとか、例えば標準ケースの場合はあれでございまして、その場合に成長率は四％と一義的に決めているとか、いろいろな前提条件がございまして、私も必ずしもこのようになるといふぐらゐに考えてはいないわけでごさいます。

○近藤忠孝君 私のもこのとおりになって、千五百兆円もの発行残高ですと、それこそそのとき我が党が政権担当したらとてもかたがたしませんよ、ね、これ。そうなんでもらつたら困るんだけれども、その可能性だつてこれあり得るんです。私は財政のやっぱり考え方の問題だと思ひます。

今回のNTT株のような措置、金額全体はそれほど全体の中で大きいものではないけれども、しかし考え方として、こういう扱いが平気で行われますと、こんなことになりかねないということとを指摘したいんです。

と申しますのは、定率繰り入れやめたということとは返済のための貯金をやめたということですね。それから、赤字国債借りかえというのは期限到来の金まで返さぬと、それでしよう。あと、じや何で返していくのかとなると、もうこれ臨時収入しかないんです。今回、臨時収入があつたんです。臨時収入があつたのが要するにちよつと多いというだけで、多い分だけ回しちゃうという、こういう考え方が私が今指摘したような、思ひぬところへどんどんこれが拡大してしまふんじゃないかという点で、今までのざるざる、ずるずるやってきた、そのまた延長にすぎないんじゃないか、今回の措置は、ということを指摘したいんですが、それに対する御答弁をいただきたいと思ひます。これは大臣にですね。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、定率繰り入れ等々につきましては、先ほども申し上げましたと

おり、大変にいいことと思つてもちろんやつたわけじゃない。余裕がございせんので借りかえをやつたり定率繰り入れを中止したりしてやるわけ、それはもう大変にいいことだと思つておるわけではございせんが、この制度をやつておきましても、しかし他方で新規国債を発行いたしますならば同じことでございまして、それでさういふ財政状況の中でやむを得ずやめたとおっしゃいますように、財政再建はまだ途中でございまして、何とかしてまず特別公債の新規発行ということをやめなければならぬ。それを六十五年云々と言つて今努力をしているところでございまして。

東海銀行云々のこれは今私も拝見しておるんですが、二〇一〇年に千五百四十八兆円の国債残高になるか否かというところは、結局さういふ財政の運営をするかしないかということで、財政を締めずやつていきましたらとめどもなく借金に重なるわけがございまして、やはり今やっておりますように、何とかして財政需要を抑えて抑えていかなければならぬ。その基本的な政策態度によりまして百九十六兆円であるのか千五百兆円になるのかということであらうと思ひます。

私もはそういう財政の運営をやはりやつてはいけませんので、そういうことになりませんように、政権をおとりになりますときに御迷惑のかからぬようにやりたいと思ひます。

○近藤忠孝君 そういう時期も来るんじゃないかと思つてゐるんですが、それは別にいたしまして、今大臣が言つた、同じだと、返さなくても結局国債を発行することを考えたと同じだと。この答弁は、私は今から十何年前に大平大蔵大臣から聞いたんです。要するに剰余金があつて、剰余金を返さずに剰余金の分だけ国債発行減らすから、だからこの法律どおりやらなくてもいいじゃないかというんで法案が出たんです。同じだという答弁は、全く同じに今出てきたんですが、私は違ふと思ひますよ、あのときは剰余金を国債発行

減額に回してゐるんです。今度は新しく出すんですからね。それでしよう。大体こんな——こんなことか、このNTTの金かなければこれだけのことを考えたかどうかわかりませんよ。だから、元来出さなかつたかもしれない。前のときと同じだというのは、これは国債減額になつていまして、次元が違ふんで、私はさういふ言葉がまた平気で使われているというところに、やっぱり財政再建の道はだんだん遠のいていっていることで大変心配するわけでありまして。

次に入ります、宮澤さん自身も社会資本の充実、特に生活基盤投資の充実が必要だということですが、これはみんな強調しておるんです。しかし、果たして現状がそのとおりになっているのか、また今後なるのかという問題です。

今までもうだつたかというところを見るためには、「昭和六十年年度行政投資実績」これは自治省大臣官房地域政策課の報告書であります、これによりまして、六十年年度の行政投資二十六兆五千五百億円で、

事業別に投資を見ますと、文教施設に対する投資は大幅に下回つてゐる。それから道路、下水道、これは長期的に増加傾向にある。それから、住宅に対する投資は長期的に減少傾向、住宅は減少傾向なんです。

それから、事業目的別投資額によりまして、産業基盤投資は七・一％増であるのに対して、生活基盤投資は一・六％増にすぎない。これは対前年比です。それから、産業基盤投資の構成比が徐々に上昇している。五十年に一五％であつたものが六十年には一八・五％だと、こういう指摘です。

それから、事業主体別ですと、国が実施した事業では生活基盤に一四・九％、産業基盤に四三・五％、雲泥の差があります。しかも国の投資では産業基盤投資が徐々に上昇している一方で、生活基盤投資の比率は低下傾向にある。こういう指摘です。

それから、負担経費別に見てみますと、国費、

料金につきましては、八十円が百五十円という
ことで事業許可をいただいております。

○近藤忠孝君 大臣は、地元の問題ですし、また大蔵大臣へもいろんな陳情なども行っておりますので、御承知かと思うのですが、経過は、最初八
十円で、三十年たつたら大体償還できて料金がなくなるとい
うが、この島の人々はこの橋しかありませんからま
さしく生活道路、しかも一日二万台台という大変な通行量
になって、これなしには生き

ていけない状況になったところが、延伸道路ができたために小型乗用車一台が百五十円になりましたね。というので、また償還期限も先に延びてしまったから、無料になる時期がずっと先に延びた。そのこと自身が大変な不満であるんです。

ただ、今起きている問題はさらに大きな問題で、今の橋が道路公園から本四公団に移管されるんですね。これは言うまでもなく、本四架橋の一環に組み入れられるんです。そうなりますと、延伸道路ができたために無料になる時期が今度さらにずっと先に延びてしまう。しかも、生活道路が生活道路でなくなってしまうんですね、本四架橋の一環ですから。本四架橋の一番入口の橋になりますからね。そして、恐らく料金もまた上がるのだと思うのです。

そこで建設省にお聞きしたいのは、今までは料金についてはその橋だけで考えておたらよかったのでしようが、今度はどうなりますか。

○説明員(松延正義君) 本四に移管いたしましたも、当面現在の道路公園の料金をそのまま続けていくつもりでおります。

○近藤忠孝君 当面は今の料金で続けていくのでしようが、これは制度の趣旨として、本四公団ですからも、本四架橋全体をプールしてその中で料金が決まってくるのではないかと、なりまして、この橋だけで考えれば、あるいは償還期限が来る、あるいは無料になる時期、あるいは料金もここだけで考えればいいものが、通行料その他で考えればいいものが、そうでなくなるという、こういう可能性は十分あるのではないかと。

○説明員(松延正義君) 本四公団道路として本来料金は道路審議会の答申がございまして、全路線画一料金制度にしていることとしておりますけれども、当区間につきましては、今までの経緯もございまして、当面日本道路公園で許可されたのと同じ料金で関係方面と調整を図ってまいりたいというふうに考えております。それで、確かに償還年限につきましては約十年程度延びる予定になります。

それから、先生御指摘のことは、その四車線化後に料金がどういうふうになるだろうかということとだろうと思いますが、地元が四車線化後も現行料金を維持することを要望していることは十分私も承知しているところでございます。四車線化時の料金につきましては四車線供用時に料金決定するということになっておりまして、そういう地元の要望を踏まえながら関係機関等々いろいろな協議しつつ検討してまいりたいというふうに考えております。

○近藤忠孝君 そうすると、当面は今の料金でいくというの、それは四車線になるまでと、こういうことですか。

○説明員(松延正義君) はい、二車線の間でございます。

○近藤忠孝君 四車線になった後は、やっぱり本四架橋全体の中でプールしたものとしてそこで料金体系が決まってくる、こういうふうになるんじゃないですか。

○説明員(松延正義君) 先生の御指摘のとおりでございます。

○近藤忠孝君 ですから、大臣、これは地元民にとつてはとんでもないことなんですね。三十年で無料になるはずのものが、まずそれが先に延びて、しかも八十円が百五十円になってしまった。今の話によると、今のままならば今の料金だというんですが、今のままじゃそれは本四架橋の機能を果たしませんから、四車線にしなければいけませんね。そのときは料金もまた上がっちゃうんでしよう、恐らく。だと思いませんか。そして、通行も生活道路としての通行なのかどうか、これもわからないうちにやらないかと思うんです。こんなことが大臣の地元で起きている。要するに、冒頭に申し上げたとおり、まさしく生活道路が本四架橋の一部にされてしまつて、そしてその道路の論理で物事が進められている。こんなことが大臣の地元で起きているという、そのこと自体についての御感想はいかがですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは私もいろいろ聞いておりますのですけれども、関係の皆さんが今一生懸命何とか答えを出そうとしておられますので、余計な口をきかない方がいいんじゃないか。かえつて事を混乱させるばかりだと思つておりまして、しばらくそういうことで皆さんの調整にまかせたい、こう思つております。

○近藤忠孝君 そうしますと、大蔵大臣としてもやはり生活道路としてできた経過は十分考慮した解決であつてほしいと、こういうお気持ちですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) いや、そこがうっかり申し上げられませんが、大変微妙なことでございますから、私としては関係者の調整にまかせたいだけ申し上げたいと思つてます。

○近藤忠孝君 しかし、関係者の解決にまかせますとね、どんだんどん橋がこのまま進んでしまつて、生活道路がこの本四架橋の犠牲にされてしまふ、こういう事態が起きることは間違いないんじゃないでしようか。

そこで、この経過の中で幾つかの話があつたと思うんです。こうなる前に四つの考え方、四通りの話があつた。

第一は、尾道大橋は生活道路として位置づけて残す。それから第二は、道路公園が現在の二車線を補修し、別に本四公団が二車線をかける。それから三番目は、道路公園がいつそのこと四車線をかけたかどうか。四番目が、本四公団が尾道大橋を道路公園から買収して四車線をかける。これが今進んでいる方法ですが、こんな考えが今まであつた。そしてその最後のが選ばれた。こういう経過はどうですか。

○説明員(松延正義君) 内部でいろいろ検討いたしまして、先生御指摘の例も検討の一つのあれでございまして。

○近藤忠孝君 幾つか検討されて、その中にはやはり地元民の生活道路としての立場を十分守らうという、そういう考えもあつたんだけれども、それが否定されてこまできてしまつたというのが経過のようですね。だから、今まさにそれで突っ

走つておるわけです。大臣が後で声をかけようと思つた、そのころ、総理かどうかそれはわかりませんが、かけたところはもう決まっちゃつて、いかに総理大臣といえどもこれはどうしようもないというふうなことになるか、ねえ問題なんですね。

だから、大臣、先ほどのような消極的なお答えじゃなくて、やはり地元民の生活道路での経過を十分考慮して、その面を特に尊重してほしい。これはむしろ積極的に応援してあげる立場ではないだろうかと思ふんですが、いかがですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 実は同僚議員でいろいろ調整に当たつておられる方もおられますので、私が今あれこれ申し上げない方がいいというふうなこと、こういうお答えをいたしておるわけでございます。

○近藤忠孝君 建設省どうですか、いろんな方がいろいろな動きを地元民のためにしているというんですが、今進んでいる方向、だからあともう一つ二車線かけてそれで四車線になるこの方向、そして生活道路としての面が大いに損なわれる、これを今後地元民のために何とかしてあげるといふ、こういう面はどうなんですか。

○説明員(松延正義君) 将来交通量を予測してみますと、昭和七十年で二万四千九百台、それから昭和七十五年で断面が四万三千五百台という、これは尾道大橋を含めまして第九次の五カ年計画に基づきまして交通量を推定しますとこういう数字になっておりまして、こういった交通量から見ますと、やはり四車線ではこれは十分じゃなからうかと。その場合、あとの二車線を本四の方でかけるという方法があるいはあるかもしれないが、そうなりまして場合、二車線が対面交通で新たに架設することになるわけですね。そうしますと、料金体系あるいは料金徴収期間がおのおの異なつてくるといふことから考えますと、交通量が適正な配分が行われないというところで、やはり管理を一元化しまして本四がこれを架設する方が、いろんなそういった採算性の問題あるいは交通量の配分の

問題、そういったことを考えましてもよろしいんじゃないかならうかと思つています。

それから、生活道路としての機能は、今度新たにかけます道路につきましても両側に歩道も設けますし、今までどおりの機能が十分果たせるんじゃないかならうかと、こういうふうに考えております。

○近藤忠孝君 今の話を聞いても、結局は公団の採算性といういわば本四架橋側の論理が優先をするんだと思うんですね。

〔理事梶原清君退席、委員長着席〕

ですから、そういった点でこれは住民の立場を十分に組み込んでほしいと思うんですが、今度できる橋についても生活道路的な面は残る、ちゃんとやるというんですが、しかし今の二車線、これは構造的に本四架橋の一部としてそのまま使えるのかどうか、それ自身やっぱり問題じゃないでしょうか。

○説明員(松延正義君) 多少手を加えますと十分四車線化に対応できると思います。

○近藤忠孝君 じゃ今後住民の立場を料金の問題も含めてこれは十分に組み上げてほしいということとを申し上げておきたいと思つています。

私は一つの例を申し上げましたけれども、こんな例は全国各地にもたくさんあるのではないかとこう思つていますので、やはり社会資本として生活基盤優先という場合は、こういう問題も含めてこれは大いに、まさしく生活を優先させるということをや強く求めておきたいと思つています。

ちょっと時間余つたけれども、きょうはこれで質問を終わります。

○栗林卓司君 提案理由説明の中にいかにも人目を引く表現があるものだから、私もこの点でお尋ねをしなければなりません。

それはといふのは、「国債の償還等国債整理基金の円滑な運営に当面要する資金を上回る資金が、同基金に蓄積」云々と、こういう表現がありますが、ここで「円滑な運営」と書いてあるんですが、「円滑」というのはどういう意味を含意

しているんでありますか。国債整理基金といふと、その根幹は私は減債制度だと思つていますが、その減債制度が健全に維持されることが「円滑」と判断をするまず第一条件ではないか、こう思つてゐるんですが、この点いかがでありますか。

○政府委員(足立和善君) 先ほどもそれは若干申し上げましたが、国債整理基金といふものは国債の償還を一元的に行うわけでございますから、そのためにNTT株の売却収入というものが整理基金に帰属されている、こういうことでございまして、国債の償還に支障があるというようなことは、いかなる場合であつても避けなければいけない。こういうことを考えまして、支障が生じないということを念頭に置きまして、その当面要する資金をもし上回るといふような資金があれば、それを今回の法律の提案によりまして社会資本の整備の促進に回す、こういうことでございまして。

○栗林卓司君 重ねてお尋ねをしますけれども、この減債制度といふものは国債残高を管理する大原則ではなかったのかと私は思つていますが、これは釈迦に説法ですが、減債制度といふものと三本柱がありまして定率繰り入れと剰余金繰り入れと予算繰り入れ、予算繰り入れはそのときどきでその金額を予算で決めて入れるわけでありまして、あとは、定率繰り入れと剰余金繰り入れは非常に重要な減債制度を支える二本柱としてこれまで確認され、運用されてきたのが実情だと思つておられます。ところが、剰余金繰り入れはまことにしばしば財政法の精神が踏み倒されてまいりましたし、また定率繰り入れの実施が見送られてまいりました。これは財政制度審議会も万やむを得ずという意見を出したことがありますが、これもいろいろ考えましたが、その言っている意味は、簡単に言いますと、赤字国債を発行してまで定率繰り入れをしるというのはいかにもこれは筋が合わない、したがつて見送ることもやむを得ないということだと思つておられます。私もそれは全く同感であります。異論は挟みません。ところが、赤字国債を発行しなくても定率繰り入れができる条件があつたとしたら、それは全体が赤字国債に彩られた財政であつたとしても、やはり定率繰り入れはやるべきだというのが本来は財政制度審議会の答申の本意であつたのではないかと私は思つてゐるんですが、いかがでありますか。

○政府委員(足立和善君) 先生おっしゃるように、定率繰り入れといふものは現在の減債基金制度の六十年償還の基本的な考え方でございますが、財政の事情によりまして不幸にして現在それが停止されておるわけでございまして。しかしながら、国債を六十年で償還していくというこの事実、これは現在でも完全に確保されておるわけでございまして、これはNTTの株式売却収入というものを国債整理基金に帰属させるといふ、国会で御審議をいただきましてそのようになつてなりました。それによつて完全に確保されておるわけでございまして。

その上になおかつ六十年の定率繰り入れといふものを行ふべきだといふ御議論があるかと思つていますが、もしもそういうことをいたしますと、国債整理基金にいわば多額の資金といふものが滞留することになる。それはそれで国債償還という観点からいいますと十全の措置であるには違ひございまいせんけれども、六十年償還ルールというものが完全には守られるであらうと、それが円滑な運営と申したまはしたようにルールが守られると同時に、国債整理基金の手持ち流動性というやうなものも十分なものを持有するといふことも含んでおるわけでございまして、そういう事態が考えられませんでした。それはなおかつその上に定率繰り入れと申すのを行うのは現在の厳しい財政状況を考えればいかにがなか、このやうな判断で定率繰り入れが停止されておるわけでございまして。

○栗林卓司君 六十年償還といふのは減債制度の根幹ですけれども、それはその期限が来たら支払いはやりくり算段して払ふばいいじゃないかといふことではないと思つておられます。やっぱり六十年償還に合せて定率繰り入れをしていくことがその制度の基本的考え方として、たまたま償還期が来たときに金さえ都合つければよろしいということじゃ私はないと思つてゐるんですね。

そこで、なぜこんなことを言っているかといふますと、ないそでは振れないと言われればそれまでですけれども、この一点をおかしくしちゃうと財政はどこまでも節度を失つていく、これを外したら絶対だめだと思つてゐます。その意味で、現在のこの惨たんたる国債整理基金の状況を見ながら「円滑な運営に当面要する資金を上回る」云々と、こういう作文だけはやめていただきたいんです。円滑運営どころか惨たんたるものじゃありませんか。

それで、これは私の勘ぐりかもしれませんが、国債整理基金の資金繰り状況を知りたいと言ひましたら、こういう資料がまゐりました。「国債整理基金資金繰り状況」とタイプで打つてありまして、中を見たら仮定計算例なんです。仮定計算例が来たからけしからぬなんて言ひませんよ。ただ、これを見ますと、ちゃんと定率繰り入れが毎年きちんと計上されておりましたし、これに株式売却収入も入つてゐるんです。そうすると、当然のことながら余裕金残高はまことに大きい金額になるんです。例えば、七十五年ですと一兆七千九百億、その前の年度をそれぞれ挙げてもございせん。こういふものを見ながら、この提案理由説明の「円滑な運営に当面要する資金を上回る資金が、同基金に蓄積される」ことが予想されます。冗談言つちゃいけませんよ、仮定計算でのご想像ですよ。ところが、現実には定率繰り入れはやってないじゃないですか。片一方では株式売却はここにあるやうに六十二年度一兆八千三百億、六十三年度一兆八千三百億、こういつた格好で計上してあります。あるいは計上するめどが立ちますか。

私は言葉でごまかしてはいかぬという意味で申し上げてゐるので、この点はぜひ深くお考えをいただきたいと思ひます。国債整理基金が結構余つ

ているな、そうかい十一兆かい、十一兆七千九百億円、こんな印象がだんだんとひとり歩きしてまわりますと、要するにあれを使いつぶせばいいという気持ちになりますよ、みんな。そのときにこれは減税財源に使ってはだめだと言ったって全然通用しません。このNTT株の売却を減税財源に使えというのがこれほど高まっているのは、国債整理基金の惨たんたる状況についてあなた方が率直に言わないからといった意味で私は今質問し申し上げているわけです。

次に、今回の社会資本整備勘定の対象事業でありますけれども、タイプA、B、Cとあります。そこで、タイプBについてまず伺います。

これは、簡単に言いますと補助金の先送りでございます。補助金の先送りというのは、今できないという事です。したがって、二十年後にそうならた見合の補助金を出してあげますという事なんです、今できないものが二十年たったらなぜできるんですか、お尋ねします。

○国務大臣(宮澤喜一君) どういうお尋ねでしようか。今仮に、ある団地で新しく面的開発がありまして、どうしてもこれは下水道をしないやならない、それに百億かかる。普通なら十年で十億円ずつ出していくわけでございますけれども、今百億円出さないとそのすべての面的開発ができないというときに、今百億円出しましょうというのがこのBタイプでございます。それは決して国として余分な負担をするのではなくて、どうせ十年間のうちに十億ずつ出すわけでございますから、今まとめてここから出しておきます、そして後で補助金の形でそれはこの会計へ返してまいります、こういうことでございます。

○栗林卓司君 ですから、要するに補助金の先送りでありまして、しよせん出していくわけですね。今百億としますといずれ償還時期には百億を出していくわけですね、今の御説明のように。

○国務大臣(宮澤喜一君) 前渡しと言った方が表現としてはわかりやすいと思いますが。

○栗林卓司君 これで財源があり、しかも建設公

債の発行にゆとりがあるとしますと、いろいろややこしいことをしないで、そっくり補助金で出していけば一番わかりやすいわけですね。それを、今前渡しとおっしゃいましたけれども、一応無利子貸し付けをするわけですか、無利子貸し付けで、やがて償還期が来たらそれは補助金で埋めてやるということですから、出す側から見ると、一遍貸してやるけれどもいずれば補助金で埋めてあげますよと。そういう意味では、補助金の先送りと言ってもそう間違いでないかもしれません。

そこで、私が伺いたいのは、今もし財政にゆとりがあり、あるいは建設公債の発行条件に支障がないとすると、あっさり補助金を出してあげばいいんだけれども、なかなかそうもいかない。したがって、二十年後には補助金を出していく、そういう仕組みの制度でありますけれども、二十年後でできるのだったらなぜ今できないのかという事を今お尋ねしたんです。

繰り返します。今は無利子貸し付けをいたします。やがて償還期が参りますと、それは補助金で埋めてあげます。国として出るお金としますと、二十年後に出て今は無利子貸し付けをするだけですね。こちらの方を私は今伺っているのじゃないんです。国として出す側になりますと、今は補助金としては出しませんと、二十年たったら出しますと、こういったふうに私には見えるのですが、これは決して読み間違ひではないと思うんです。そのときに今出せませんと言っているのが、二十年たったらなぜ出せるのか、その辺のからくりがよくわからないのでお尋ねをしたんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは先ほどまさに栗林委員が言われましたように、今建設公債が出せるのならば、今百億円出せるのだからとおっしゃるのとはそのとおりでございます。

御指摘のような財政の状況でございますから、今それだけの建設公債を出すことがどうも好ましいことではない。幸いにしている方法がございいますから、それをやらせていただくので、提案理由の中で、これによりまして建設公債の当面の

増発を抑制することができ云々と申し上げましたのは、そのような趣旨でございます。

○栗林卓司君 ですから、質問を縮めて申し上げますと、いずれ二十年後の償還期がめぐってくる間に財政事情がよほど好転しているのではあるまいか、そういったことが暗黙の前提としてあるということですね。

○国務大臣(宮澤喜一君) そうであることを希望いたしますが、それは論理的にはすぐにはそうなりませんが、ここに申し上げましたように、地方の活性化とか社会資本の整備とかいうことが急を要することでございますから、二十年後にやるよりは今やった方がよろしいのであって、幸いにしていることがございいますから今やらせていたいただきたい、幸いにして建設公債も増発しないですらうございしますと、そうまず申し上げておりました、それならば今年度何年かたつたときに、百億円の補助金でそれを埋めるのだからうそのとおりでございますが、そのときに国の財政は今よりもよくなっているからだろうとおっしゃいます、それを期待しておりますが、場合によってはその百億円出しますときに、それは建設公債で賄わなきゃならない事情があるかもしれない。何ともそこは申せないこととございしますが、問題は、今これをやるのが我が国の社会資本整備や地方の活性化のために必要なんだと、こういう意識でございます。

○栗林卓司君 ある漠然とした願いとして、二十年もたつたらそうあつてほしいなと、気持ちにはわかりますけれども、これは漠然とした期待感にとどまっているから実は困るのであります。この二十年の間に財政の再建はこういう手段、道筋でやってまいりますというのがあるまいかと、二十年終わつたらなるほど財政事情はよくなっているのだなという確信を持っていないんです。

そこで、その間に財政当局として何をやっていくのだろうか、こういった角度からの質問なんです、一つだけ伺いますと、AタイプとCタイプがございまして、Aタイプについては事業に伴う

収入があるわけですから、それで無利子貸し付けを返していくと、こういった話ですね。ところが、Cタイプというのは必ずしも収入があるわけでありませんけれども、開発事業と一体のものとして面的開発の一環であるということとやっていくわけでありますね。

そこで法案を見ると、こういう表現になっておりまして、第三条を読みますと、「これらの事業により整備される施設がその周辺の相当程度広範囲の地域に対して適切な経済的効果を及ぼすと認められるものに係る資金について、日本開発銀行、以下云々と、こうなっているわけです。そこでこの「適切な経済的効果を及ぼす」と認められるものに係る資金について」というのは、このままでは手に取った収益、収入というぐあいになつてまいりませんけれども、何らかの格好で経済的なプラスとして反映されてくると期待しているわけですね、どういった形か別です。そういうものやうな形で回収をしていくのかという問題に私は帰着する気がするんです。今回たまたまNTT株の売り払い代金があったものですから、このAタイプ、Bタイプ、Cタイプという御議論がされていくんですが、考えてみると、本当はNTT株の売り払いがあるうとなかろうと、公共事業の代金をどうやって調達をするかという基本問題が私はもととあつたのではないかと、そんな気がするんです。

そこで、今回のNTT株の売却に見合う約四千億がらみの公共事業分の議論でありますけれども、七兆円を超える補正後の公共事業の規模全体についても、本当はそれを将来ともどうやって回収していくのか、これを考えてまいりませんと財政再建もヘチマもないという気がするんです。

そこで、今引用している文ではありませんけれども、ある社会資本投下をいたします。そうすると、当然そこでは経済活動が活発になり、それを支えている土地の価値も上がってくる、期待される。そしてその開発利益を土地にかかると、あるいは不動産にかかわる税制の問題として何らか置

き直して吸収できないだろうか。こういった議論も当然であると思うんですね。お尋ねしたいのは、公共事業費総体についての話で、N.T.T.株売りの対象の社会資本投下でその小さい部分だけ言っているわけでありません。当然それは何らかの格好で受益者負担、利用料という格好で吸収するの、あるいは税で取っていくの、あるいはそういった回りくどいことをしないで、総体が自然増収で自治体何かつくるといふことになるのか、どっちへ行くか別ですけれども、いずれにしてもそういった道筋を立てていかざるを得ない、そういう気がするんですね。

そこで具体的に伺いますけれども、例えば土地に託して開発費用を回収するといふと、例えば不動産増価税、地方建築税あるいは地方開発課徴金などの制度も海外には例があると聞いておりますけれども、あるいはそういった特殊なものではなくて、あくまでも普通の財産税という格好でこれは回収していくんだらうか。いずれにしても、膨大な費用を投じていくこの公共事業に対してその財源をどうやって調達していくのかというところは真剣に考えていかざるを得ない。この点について現在のところどういってお考えと展望をお持ちなのですか、まずそれをお尋ねします。

○国務大臣(宮澤喜一君) まず土地の価格が上がりました際の課税の問題でございますけれども、土地について申しますならば、一般に言って取得についての取得関連の税金がございます。それから保有につきましては固定資産税であるとか特別保有税がございます。それから、処分につきましては譲渡所得等々がございます。それらの方法で国税、地方税でその課税の対象にいたしておるといふことでございます。

今回このAタイプで申し上げておりますものは、そのような仮に住宅団地でも工業団地でもよろしくございしますが、例えばそれが高速自動車道路からインターチェンジをつくり道をつくるならば開発利益が当然生まれる、そういう場合には

その道路の建設費についてAタイプの無利子貸し付けを行いますならば、それは開発利益で回収することができて地域の活性化にもつながると、こういう考え方でございます。また、Cタイプで申しますと、公共投資に類似する仕事の中で収益性のあるものは民間事業もいわゆる民営が可能であるといふことで民間資本を動員して、そのような公共事業的なあるいは公共性を持つておるプロジェクトに加勢をしておらうと、こういう考え方でございますが、つまり栗林委員の言われますように、公共事業の原資をどうやって確保するかというところは、国あるいは地方団体の租税あるいは借入金による収入によつてというお答えでございますが、それに加えて、さらにいろいろな意味での民間資金を導入することによつてそれをふやすことができれば、そういうふうな考えでよろしいのではないかと考えておるわけでございます。

○栗林卓司君 民間資金の導入もまさにおっしゃるとおりでありまして、昭和五十八年の経済白書を見ますと、「政府投資と民間支出との代替可能性」というタイトルの中でこう言っています、「民間部門でもある程度代替的に供給可能であったり、あるいは便益の享受が特定の個人、グループに帰着できる準公共財のシェアが高まってきていることが特徴的である。」こう言っております。したがって、これは公共財だから全部政府が主体になつてやらなければいかぬというわけでもないの、おっしゃる通りに、民間活力をどうやって導入していくかということも研究していかなければなりません。とは言うものの、民間活力だけでは済まない部分が当然あることは事実ですね。

そこで、これは去年の経済白書ですが、中を一御紹介しますが、書いてあることは、今幸いに日本の社会資本ストックは若い、やがてこれが代替する、あるいは補修する、維持をするといふことになりまして、とらばばな費用が要る、こう言っておりますのも大体五兆から七兆という数字で立っておりますけれども、やはり相当大きな

金額が必要とされるかもしれません。そういったものでは一体どういった格好で調達をしていくのか、こうなつてまいりますと、今たまたま先ほど私申し上げたのはイギリスとフランスとイタリアの例ですけれども、そういったものも真剣に検討していかないとけないのではないかと気がいたしますし、またこれで四全総がいろいろ掲げられておりますけれども、中を拝見しますと、一口で言いますと非常にモビリティの高い社会でございまして、それは情報と人と物が全国を錯綜するようないやうな社会をつくっていくと考えているようであります。

そういった場合に、それをつくっていく社会資本の費用というものをどうやって調達をしていくのか云々と考えますと、それは現在の既存税制で果たして吸収できるのか、何らかの新しい税制を考えていくのが今の時期にまさに必要なのではないか。しかもこれは四全総でもあるいはこの白書でも言っておりますけれども、今ちょうどいわゆる高齢化社会に突入する寸前でありまして、まだまだ相当の事業を起こすことができずけれども、やがては活力を日本経済は失うかもしれない。そう考えますと、私は今言われております税制の見直しというのは、今衆議院で議論しているようなあんな次元のものだけではないの、あるまいかと思ひますので、一言だけ意見を申し上げて終わります。

○野末陳平君 N.T.T.株の売却の収入をこういう無利子貸付制度に使うのがいいのか、あるいはこれにはいろいろ問題があるような気もしますが、それにしても減税の財源にこれを使つていいのか、どっちが内需にも役立つ、いろいろな面でプラスがあるとか、難しいところはいろいろあると思ひます。ですから、私もどちらがいいかと言われた場合に、提案中の方によりプラスがあるのではないかと気もしてはいるんですが、それはまたもう少し考えて後で質問させてもらいたいと思ひまして、とりあえずN.T.T.の株に関連は直接いふのですけれども、ここところ今非常に大きな

問題になつて例の株式の譲渡所得の課税のことでもちょっと聞いておきたいことがあるんです。

というのは、マル優の廃止がキャピタルゲインの方を素通りして先に進んでいることに不満があるようで、キャピタルゲインをどういふふうに課税していったらいいか。一応政府の方は課税強化するんだと言つておりますが、つまりそんなに強化したというほど今回提案中の、こちらには来ておりませんけれども、株式譲渡所得の課税は前向きになつていふのかどうか非常に疑問が多いんですけれども、とりあえずどういふふうに強化する方向なんですか。

○政府委員(水野勝君) 株式のキャピタルゲインが中心のお話であらうかと思ひますが、今回御提案申し上げております課税関係につきましては、現在課税になつております継続的取引の基準、この場合の基準を株数を二十万株から十二万株に、また回数でございまして五十回から三十回に縮減する、それから同一銘柄の株式等を相当数譲渡した場合の課税の基準でございまして、これも二十万株以上から十二万株以上にするといったような改正を御提案させていただいておるわけでございます。

もちろん、基本的にキャピタルゲインも総合して課税されるべき所得でございますので、今後とも総合課税の方向に向かつての努力はいたすつもりでございますが、極めて膨大かつ流動的なキャピタルゲインでございまして、これがたまたま当たった人が損をしないといふふうな実質的に公平を確保できる課税方式、端的にはその所得の把握方法、そういったものににつきましての具体的な実効的な方法をまず確保することが重要ではないか、そういった面に十分今後関心をさらに持つてまいりまして検討はしてまいりたいと思ひますが、今回御提案しております改正内容は先ほど申し上げたとおりでございます。

○野末陳平君 そうしますと、課税強化の中身というのが五十回二十万株が三十回十二万株にな

り、同一銘柄二十万株以上が十二万株以上になつた、具体的にこういうことだと思ふんですね。これが確かに数字的には厳しくなつたように見えるんですけども、じゃ、実態はどうかというところが一番問題だと思ふんですが、強化というからは。

そこで聞きするんですけども、さっきの同一銘柄の方はちょっと外しまして、年間の取引が五十回二十万株というこれに該当をする結果、申告をして納税をしているという件数はどのくらいあるのか、これははっきりわかると思ふんですけども、去年は無理ですね、おとしあたりはどれくらいだったんですか。

○政府委員(水野勝彦) 御指摘の継続的取引関係につきましての件数で申述べますと、六十年度は七十件という件数がございまして、その前年は五十九件、その前年五十八年は八十二件、こんな数字でございまして。

○野末陳平君 件数はその程度だと、非常に少ないと思ひますが、それにしてもそれでどのくらいの税収になつてゐるんですか。これはわかりませんか。

○政府委員(水野勝彦) ただいま申し上げました件数は、全国の申告の実態の中で、先ほどの御指摘のような基準、五十回二十万株に該当をして申告が出されている件数を拾ひ出して計算した数字でございまして。ただ、そうした人につきましてはそうした有価証券の譲渡益のほかにもそれぞれいろいろな所得を申告されておられますし、また全体としてその他の所得も総合をした中で累進課税が行われておるわけでございまして、こうした課税件数による課税所得あるいは税額、こういったものは抜き出して計算をすることはちょっと困難な状況にあるということを御理解いただければと思ふわけでございまして。

○野末陳平君 分離課税でないからそれは当然だと思ひますけれども、それにしてもこの件数というのは株式取引の実態から見てもどうなんですか、大蔵省の見方ではこれはまあまあこんな程度だと

いう認識でしょうか。

○政府委員(水野勝彦) 現在の基準五十回二十万株、こうした基準に該当いたします課税件数としては相応のものであらうか、おおむねこの数年間をとりましても百件未満あたりのところにございまして、これは長年こうしたことで国税庁としてもそこらにつきましては適正に調査をされておる。こうしたあたりの数字が相応のものではないかと、私も考へておるわけでございまして。

○野末陳平君 そうしますと、今度は課税強化でこれが三十回十二万株になりますとどのくらいまでふえていって、そして税収がそこではかれるわけじゃないけれども、見当としては何割増しぐらいの税収になると、そんな感じは当然わかつて思ふんですね。それがはっきりしなきゃ強化と言えないので、その辺はどうですか。

○政府委員(水野勝彦) 現在の件数はそれぞれの申告の終わった後で拾ひ出していただいているものでございまして、今後の予測となるようななかなか難しいわけでございまして。こうした基準、例えば五十回でございましてそれが三十回になるということから考えましても、私も相応の効果があるというふうな期待はしているところでございまして、これによつて、じゃ何件ぐらいふえてどのくらいの所得税額がふえるか、そこらにつきましてはなかなか現在の基準に合う件数につきましても税収等も先ほど申し上げたようなことで難しいわけでございまして、今後の見込みとなりますとやはり難しいわけでございまして。

改正による基準、これによつて該当するもの、それによりましてどれだけその譲渡件数がどういうふうに移り、またそれによつて譲渡益が生ずるか、あるいは譲渡損が生ずるか、これらの点につきましてはすべて予測をすることになるわけでございますが、そうした予測はなかなか技術的に困難なことではございまして、効果としては期待はいたしておるわけでございまして、予測として見込みとして、このぐらいの増収なりが計上できるというところまでは私もちょっと至つて

いないということではございまして。

○野末陳平君 そこで、大臣にお聞きしたいと思ふんですけども、今の主税局長の答弁ですと効果は期待してゐると言うんですけども、この程度だったら、いわゆる株式の譲渡益の実態は不公平の例の一つだと批判を浴びていて、それに対して政府側が今回課税強化しておりますと言ふほどのものかどうか。どうもこれじゃ説得力がないと思ふんですけども、それはいかがですか。それは効果は期待してゐますよ、五十回が三十回になり、二十万株から十二万株ですから少しはきつくなつてゐるようは一見見えるんですけども、効果が期待してゐるでしようけれども、これが課税強化と言ひ切れるほどのものかどうか、しかもややこりで不公平が是正されるのかどうか、その辺についてはどういふふうにお感じになりますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは理屈で申しましたらキャピタルゲインも所得でございまして、それはやはり原則的には課税をするんだということとであらうと思ひますけれども、現実には株式の場合には行政でそれを公平に捕捉をするということには非常に難しいことでありますし、またその場合にはキャピタルロスも当然これは減になると考えなければなりませんといったような問題もございまして、現実には行政が強化されるに従つて、ただいま申しましたように今度は六割方きつくなると申しますか、そういうことをしてまいつておるわけでございまして。ですから、現状そのものは満足かとおっしゃいましたら満足だとはそれは申し上げられない。ただ、本当に行き当たりばつたりでそこだけがたまたまわかつて課税されました、あのことはわかりませんというような税務行政はいかに問題がございまして、捕捉できる能力が進んでまいりますに従ひまして強めてまいるといふことがいよいよ常識的なやり方ではないか。現状で満足かとおっしゃればそれは決して満足だといふことは申せないと思ひます。

○野末陳平君 それから、年間に百件ぐらいだといふのが多いのか少ないのか、これまたちょっと

見当もつかないんです。専門家の方が大体これが妥当なところじゃないかと言ふんだけれども、それも本当かな。というのには、証券会社なんかには実態を漠然とですが聞いてみますと、言うことがまちまちなんです。回数にしても一回というのは何を称して一回かというのが全部違うでございまして、どうもそれ一つとつてみては何か実にあいまいなこれは課税基準だと言わざるを得ないのですね。

主税局長に聞きますけれども、一回というのはまとめて何銘柄にわたつてもいいので、金額的にもどのぐらいでも構わないので、とにかく注文を一回出してこれは一回なんですってね。その売買が成立しているのが一回かと思うとそうじゃないか、ここでもつてもうまるで実態と課税基準に合うかどうか違つてくるというけれども、これは本当ですか。

○政府委員(日向隆彦) 株式の売買の一回とは何を意味するかというお尋ねでございまして、御案内のように、所得税法第九條第一項第一号、所得税法施行令第二十六條第二項等によりまして株式の売買の回数が五十回以上、かつその株式または口数の合計が二十万以上である場合には雑所得等として課税されるようになっておまして、これを受けまして通達で売買回数の方を定めております。

この回数の数え方につきましてはいろいろな考え方があるところでございまして、ただいま委員がいろいろ御指摘になりましたが、回数一回、二回が客観的に明らかであること、納税者が申告するためには一年のうちで自分は何回の回数の売買をしたかということを知る必要があること、一回、二回の売買が納税者の意思に基づいて、いわば顧客の意思に基づいて行われる必要があること等を勘案いたしまして、私どもいたしましては、まず証券会社に委託して行った場合にはその委託契約ごとにそれぞれ一回といたしまして、実務上の取り扱いといたしましては証券会社

から交付を受ける注文伝票総括票の売り買いをも
つてそれぞれ一回、こう判断しているところでご
ざいます。その際、当該委託契約の内容について
重要な要素の変更があった場合には、その変更の
ときにおきまして別個の契約がなされたものとし
て新たな回数数を数えるということにしております。

また、注文伝票総括票は、これも御案内と思
いますが、顧客の要請において交付されるもので
ございます。委託契約において注文伝票総括票
がない場合があり得ますけれども、この場合には
売買報告書の売買をもってそれぞれ一回と判断し
ておるところでございます。

さらに申し上げますと、売買一任勘定取引を行
った場合には、注文伝票総括票というのではないわ
けでございますけれども、その後委託に基づき証
券会社が行った市場での取引の成立ごとに一回と
して判断しているところでございます。

こういったような基準に基づく通達の数
の数え方は、実は昭和三十六年または三十七年以
降長年にわたってやってきておる取り扱いでござ
います。そういう点から考えますと、証券会社
や銘柄等によって差異が出てくるとは考えにくい
ところでございますけれども、注文の出し方が今
私が申し上げましたような例で差がありますと若
干その点に問題があるかと思ひますが、今の委
員の御指摘を踏まえまして問題があるかないか十
分研究してまいりたい、こう思っております。

○野末陳平君　ですから、私は注文の出し方につ
いて文句を言っているんじゃないかと、これは納税
者が自分で申告するわけでしょう。その場合に一
回というのが何か、今の説明を聞いて素人にわか
りませんか、あれが。むしろ申告しようと思つて
ない人の方が圧倒的に多いわけですから、そうす
ると、何回かといつて一々考えながらこれは申告
すべきだといつてやると思えないんですよね、つ
まり難し過ぎて、その一回の基準がね、大臣。
僕は思うのに、余りにもこれは基準が難しく
て、かえって三十回にしようが十二万株にしよう

が、普通株をやっている人たちが全く気にし
ないで、逆に言えば申告していない。まして損の
ときどうするかとか非常に複雑な問題について何
にも説明してないでしょう。ですから、この課税
基準というのは現実にはあるけれども、普通の
人にとつてはこれが何十回になるか強化にも
ならないし、それから株式の譲渡益の公平なる課
税という方向に向かっているものとも思えないん
です。つまり、このやり方はだめだということ
なんです。こういうやり方で課税している
か、それを強化したというような考え方は全く通
用しない。証券会社がどうやらやるならだが、こ
れだつて会社を分けていればまたわかりませんし
ね。結論は納税者一人一人の問題でしょう。そう
すると、それが今言った基準を一々考えながら、
じや確定申告でこれを出さなきゃいけない、じや
書類を証券会社へ請求してとらなきゃいけない
と、そういう気になりますかね。余りにも何か素
人にわかりにくい基準だと思ふんですよ。

ですから、こういう課税方式というのは有名無
実で、改める方向がまず第一なんじゃないか。強
化しましたと言つて澄ましておられても、これは
大した意味のない強化だという気がするんですけ
れどもね、どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君)　ですから、それは先ほ
ども申し上げましたとおり、実際に行政がやり得
る範囲はどういうことかというところを中心に考
えるを得ないわけでありまして、今国税庁から
申し上げましたことかという何万株、何十回という
うなことは、普通申し上げて、これはいわゆる素
人がやられることであるよりはむしろその方の
なりの知識のある人のおやりになることでござ
いましょうからわからないということはないと思
うのでございますが、そういうところから行政で可
能な範囲から入つて少しずつ強化をしてい
くという、決して満足だと私は思つておりませ
んけれども、それが今やり得る限度ではないかと思
つておるのでございます。

○野末陳平君　それでは、やっぱり非常に社会的
にも大きな問題になってきました株式の譲渡益の
課税に関する今後の方向というものはこれから改
めて考えるべきで、今やっているものを下敷きに
していつて強化という方向は、僕は余り意味がな
いということだけは言いたいんです。

そこで、いづれこれも委員会の大きなテーマに
なつてくると思ひますから、ひとつきちつとした
資料をいただきたいと思ひまして、いつぞやちょ
っと質問したんですけれども、しり切れたトンプ
で終わつておりましたので、アメリカにおける実態
ですね、アメリカは番号がありますから日本とは
全く違うわけですが、アメリカにおける番号
号制による株式譲渡益の捕捉の実態とそれから申
告状況などをひとつできるだけ詳しいデータで出
していただけるものかどうか、それがあれば当然
それを参考にまた質疑もできるだろうと思ふん
ですが、その点どうでしょうか。

○政府委員(日向隆雄君)　アメリカにおきまして
は、一九六二年以降納税者が税務署に申告書等を
提出する場合に当該申告書等に納税者番号を記載
することになっております。これは御案内のと
おりでございます。

たまたま私も調査しておりますところで、
一九八一年度のアメリカ財務省報告の中で、所得
の種類別に申告した者及び申告すべきであった者
についての自主申告割合、アメリカはよくい
んな納税水準等を測定するためにサンプル調査を行
つておりますが、これもやはりそれらの者につ
いてのサンプル調査等を行ひまして申告すべき水
準を測定いたしまして、それと実際の申告水準とを
比較したものであります。これがいわゆる自主申
告割合でございますが、これが公表されてお
りまして、これによりまして、土地等不動産も入
っておりますが、株式等の有価証券のいわゆるキャ
ピタルゲインについての自主申告割合は五九%程度
というふうになっております。実はその後一九八
三年から証券業者等のブローカーは、顧客の行
った有価証券の譲渡等について、いわゆる株式の
売買益等につきまして顧客の氏名、住所等に加えて

約税者番号を記載していわゆる情報申告書を課税
当局に提出することが義務づけられてまして、これ
によりまして有価証券の譲渡等についての資料情
報等が豊富になつてきたというふう聞いており
ます。

ただ、今委員がお尋ねになつたところではござ
いますけれども、私もその以降IRS等に連絡し
て調査しておりますが、これ以降現在までのと
ころ、株式等の譲渡益がどの程度捕捉されている
か等についての資料はまだ公表されてお
りませんが、その実態がわかつていないという実情でござ
います。今、委員の御注文がございますので、
その点を踏まえてなお調査研究を進めてまいり
たい、かように考えております。

○野末陳平君　そうすると、アメリカの最近の
実態もわかつていないとなると、これはアメリカは
くまで参考ですから、我々は別の角度から当然考
えてもいいと思ふんです。しかし、一応先に導入
している国の例を見るのもいいので、それはひと
つわかる範囲で資料のような形でまとめて出して
いただきたいと思います。それは大丈夫で
か。それだけお願いしておきます。

○政府委員(日向隆雄君)　正直言ひまして、現時
点で今お尋ねに匹敵する資料等私ども持ち合
わしてはおりませんが、なおIRS等に問い合わせ
いたしまして、それに該当する資料がござ
いましたら、それを調査研究の上提出したい、こう思
つております。

○野末陳平君　じや最後に一つお聞きしますが、
大臣は現状ではキャピタルゲインの課税は余り
うまくいっているような感じを持っておられない
んですけれども、結論としてはやはり納税者番号
のようなものできちつと総合課税という方向を
しなればいけないという認識というふう
に受け取つてよろしいんですか。
○国務大臣(宮澤喜一君)　よく専門家と相談を
してないのをごさいますけれども、私は納税者
番号というものはよほど慎重に考えないとい
けないと思つております。

○野末陳平君 そうすると、じゃそれ以外に何かいい方法を考えたいとこういうことで、その方向で今後そちらは検討なさるといふことですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) だんだん行政の体制を整えていくということでございます。

○野末陳平君 だけれども、それにしては資料がなさ過ぎるんじゃないか。今、現状も主税局長からの答弁だと何となく頼りないようなデータだと思うんでだけれども、きょうはもう時間もないですから、改めてこの問題を、これから本場に大きなテーマになるだろうと思いますから、次回に譲ります。

終わります。

○委員長(村上正邦君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

七月十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、大型間接税の導入反対、不公平税制の是正に関する請願(第六号)

第六号 昭和六十二年七月七日受理

大型間接税の導入反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 京都市左京区吉田本町 山口巖 外六百七十一名

紹介議員 近藤 忠孝君

最近、戦後税制の抜本改革という政府方針の下で、「減税と同時に増税を実施する」、「大型間接税を導入する」という動きが強まっている。大型間接税は、第一に、すべての商品やサービスに税をかけるものであり、現在の高額の教育費負担など苦しい家計の中で、学生生活や父母の生活を圧迫するとともに院生や教職員の生活を脅かす。第二に、生活協同組合や中小業者の事業経営にも大きな影響がある。第三に、物価上昇やインフレをもたらし、国民生活全般にも影響をもたす。不

公平税制を改めれば、大型間接税は導入の必要がなく、同時に減税もすることができ。ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、いかなる大型間接税も導入しないこと。
二、課税最低限(人的控除)の引上げによる大幅減税を行うこと。
三、不公平税制を改めること。

七月二十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願(第九〇号)(第九一號)(第九二號)(第九三號)(第九四號)(第九五號)(第九六號)(第九七號)(第九八號)(第九九號)(第一〇〇號)(第一〇一號)(第一〇二號)(第一〇三號)(第一〇四號)(第一〇五號)

一、大型間接税の導入反対、不公平税制の是正に関する請願(第一一五號)(第一一六號)(第一一七號)(第一一八號)(第一一九號)(第一二〇號)(第一二一號)(第一二二號)(第一二三號)(第一二四號)(第一二五號)(第一二六號)(第一二七號)(第一二八號)(第一二九號)(第一三〇號)

一、マル優制度(少額貯蓄非課税制度)の存続に関する請願(第一五〇號)(第一五一號)

一、新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願(第一五八號)(第一五九號)(第一六〇號)(第一六一號)(第一六二號)(第一六三號)(第一六四號)(第一六五號)(第一六六號)(第一六七號)(第一六八號)(第一六九號)(第一七〇號)(第一七一號)(第一七二號)(第一七三號)

第九〇号 昭和六十二年七月十三日受理

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 埼玉県三郷市戸ヶ崎二、二五七ノ

二 石川福蔵 外三千三百二十八名
紹介議員 諫山 博君

国民は、売上税反対の意志を表明し、売上税法案などは廃案になった。ところが、直間比率の見直しを口実に、新しい大型間接税の導入やマル優の廃止が行われようとしている。いかなる名称を問わず新大型間接税は、国民生活にかかわるすべての商品、サービスに課税するもので、物価をつり上げ、低所得者ほど負担割合が重く、中小業者に大変な負担をかけるものである。軍費を削り、大企業・大資産家優遇税制を是正し、五十兆円を超える内部留保(資本金十億円以上)に適正に課税すれば、増税なしに国民への減税や財政再建は可能である。ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、いかなる名称を問わず新大型間接税の導入は絶対しないこと。
二、国民にはささやかな預貯金の利子に税金をかけることになり、高額所得者には二十パーセントの一律分離課税(現行三十五パーセント)で更に減税となるマル優(少額貯蓄非課税制度)廃止はしないこと。
三、最高税率の引下げによる大金持ち中心の減税や大企業に減税となる法人税率の引下げをやめ、年所得三百万円(四人世帯)まで所得税・住民税がかららないよう課税最低限の引上げによる大幅減税を実施すること。
四、青色申告の事業主報酬、専従者給与への制限などの課税強化はやめ、中小業者とその家族の働き分である自家労賃を認めること。また、配偶者特別控除をすべての配偶者に認めること。
五、大企業・大資産家優遇の不正税制を是正し、税金は軍事費や大企業向けの補助金などに使わずに、国民の暮らしと福祉、中小企業対策などのために使うこと。

第九一號 昭和六十二年七月十三日受理

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 東京都大田区蒲田五ノ四四ノ一四 蒲田民主商工会内 青木英二 外三千三百二十六名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第九二號 昭和六十二年七月十三日受理

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 新潟市女池新明町一ノ六ノ八 本間政行 外三千三百二十六名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第九三號 昭和六十二年七月十三日受理

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡白岡町篠津二、七七 町田昭八 外三千三百二十六名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第九四號 昭和六十二年七月十三日受理

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 京都市下京区仏光寺通猪熊東入 山本新一郎 外三千三百二十六名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第九五號 昭和六十二年七月十三日受理

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 新潟県加茂市学校町一四ノAノ一 一 深井康司 外三千三百二十六

名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第九六号 昭和六十二年七月十三日受理

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 新潟県三条市由利一ノ一六 金安

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第九七号 昭和六十二年七月十三日受理

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 横浜市戸塚区戸塚町六四九ノ七

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第九八号 昭和六十二年七月十三日受理

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 東京都板橋区大山東町五九ノ一

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第九九号 昭和六十二年七月十三日受理

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 新潟県十日町市丑五七ノ四 春日

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一〇〇号 昭和六十二年七月十三日受理

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 京都府長岡京市今里川原二ノ四八

清田ミサ子 外三千三百二十六

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一〇一号 昭和六十二年七月十三日受理

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区釜谷町五九保土

ケ谷民主商工会内 篠崎光治 外

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一〇二号 昭和六十二年七月十三日受理

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 群馬県群馬郡群馬町金古二、一五

五ノ五 服部隆夫 外三千三百二十六

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一〇三号 昭和六十二年七月十三日受理

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 東京都清瀬市中里六ノ九五ノ一七

ノ二一〇 三橋陽子 外三千三百二十六

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一〇四号 昭和六十二年七月十三日受理

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 群馬県群馬郡群馬町福島四八九ノ

二 福田辰雄 外三千三百二十六

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一〇五号 昭和六十二年七月十三日受理

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 埼玉県与野市下落合一、〇四三

山崎栄子 外三千三百二十六

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一一五号 昭和六十二年七月十四日受理

新大型間接税の導入反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 愛知県春日井市大泉寺町九八九

稲垣ゆかり 外九百四十五

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一六号 昭和六十二年七月十四日受理

新大型間接税の導入反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 京都市左京区田中門前町一〇三ノ

三 宮澤彰 外九百三十四

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一七号 昭和六十二年七月十四日受理

新大型間接税の導入反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 茨城県水戸市渡里二、六六九森ア

バート 塚田正巳 外九百三十四

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一八号 昭和六十二年七月十四日受理

新大型間接税の導入反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 札幌市南区澄川三条六ノ三ノ三ノ

五三二 正戸経人 外九百三十四

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一九号 昭和六十二年七月十四日受理

新大型間接税の導入反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 京都市南区西九条島町五三 小国

健一 外九百三十四

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二二〇号 昭和六十二年七月十四日受理

新大型間接税の導入反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 京都府相楽郡加茂町例幣谷三

金辻信一郎 外九百三十四

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二二二号 昭和六十二年七月十四日受理

新大型間接税の導入反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 札幌市豊平区西岡四条二ノ六ノ七

菊地理枝 外九百三十四

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

請願者 京都市左京区下鴨森ヶ前町二八
木戸文代 外九百三十四名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二二三号 昭和六十二年七月十四日受理
大型間接税の導入反対、不公平税制の是正に関する請願
請願者 札幌市南区南三十五条西一〇ノ四
ノ二六ノ一一 浜岡誠 外九百三十四名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二二四号 昭和六十二年七月十四日受理
大型間接税の導入反対、不公平税制の是正に関する請願
請願者 青森県弘前市清原三ノ一〇ノ一二
武田泰子 外九百三十四名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二二五号 昭和六十二年七月十四日受理
大型間接税の導入反対、不公平税制の是正に関する請願
請願者 札幌市北区篠路町茨戸五ノ五七
田中武松 外九百三十四名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二二六号 昭和六十二年七月十四日受理
大型間接税の導入反対、不公平税制の是正に関する請願
請願者 京都市左京区北白川東久保田町二
九 田本茂明 外九百三十四名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二二七号 昭和六十二年七月十四日受理
大型間接税の導入反対、不公平税制の是正に関する請願
請願者 北海道石狩郡石狩町花川北二条四
ノ一六五 臼杵稔 外九百三十四名
紹介議員 宮本 顯治君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二二八号 昭和六十二年七月十四日受理
大型間接税の導入反対、不公平税制の是正に関する請願
請願者 青森県弘前市桜ヶ丘二ノ四ノ一〇
丸谷敦子 外九百三十四名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二二九号 昭和六十二年七月十四日受理
大型間接税の導入反対、不公平税制の是正に関する請願
請願者 茨城県稲敷郡美浦村布佐一、一一
二 増生千春 外九百三十四名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三〇号 昭和六十二年七月十四日受理
大型間接税の導入反対、不公平税制の是正に関する請願
請願者 名古屋市中区和区山陽町一ノ二四ノ
五とさわ荘 近藤哲史 外九百三十四名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一五〇号 昭和六十二年七月十四日受理
マル優制度(少額貯蓄非課税制度)の存続に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
長野市南長野幅下六九二ノ二長野

県議会内 森田恒雄
紹介議員 村沢 牧君
政府は、少額貯蓄非課税制度の廃止を盛り込んだ
税制改革関連法案を第百八回国会に提出し、世論
の賛成が得られず廃案となつたが、減税実施の恒
久財源として、所得税法改正案を今臨時国会に再
提出しようとしている。しかしながら、少額貯蓄
非課税制度は、国民の日常生活に深く密着しており、
高齢化社会が進む中で、しかも厳しい財政下
では、公的年金に多くを期待できない状況にあり、
自助努力による資産形成が従来に増して必要
となつてきており、日常生活防衛に大きな役割
を果たしている。また、日本経済は、円高不況と
貿易摩擦の中で、内需拡大策が望まれているお
り、貯蓄優遇制度により、貯蓄の推進を図り、社
会資本の整備に活用することが内需拡大につな
がりを、消費拡大にも大きな効果が期待できる。つ
いては、少額貯蓄非課税制度がこれまで果たして
きた役割、さらに、今後果たすべき役割を十分認
識し、存続の方向で衆議院議長あつせんによる、
税制改革協議会において慎重に検討されたい。

第一五一号 昭和六十二年七月十五日受理
マル優制度(少額貯蓄非課税制度)の存続に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会内 小林信一
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第一五八号 昭和六十二年七月十五日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本
位の税制改革に関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡穂波町天道六五
佐藤智子 外二千四百四十三名
紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一五九号 昭和六十二年七月十五日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本
位の税制改革に関する請願
請願者 埼玉県所沢市北中三ノ一一二ノ一
七 中村千秋 外二千四百三十二
名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一六〇号 昭和六十二年七月十五日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本
位の税制改革に関する請願
請願者 埼玉県所沢市東住吉一三ノ一三
村越孝 外二千四百三十二名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一六一号 昭和六十二年七月十五日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本
位の税制改革に関する請願
請願者 埼玉県川越市小堤四一八ノ二六
小日向知子 外二千四百三十二名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一六二号 昭和六十二年七月十五日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本
位の税制改革に関する請願
請願者 埼玉県川越市新宿町五ノ一〇ノ八
中里美穂 外二千四百三十二名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一六三号 昭和六十二年七月十五日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本
位の税制改革に関する請願
請願者 埼玉県川越市小堤七八ノ三 横田
行憲 外二千四百三十二名

紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一六四号 昭和六十二年七月十五日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 福岡県甘木市川端町一、六九五ノ一 花木利雄 外二千四百三十二名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一六五号 昭和六十二年七月十五日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 福岡県朝倉郡夜須町吹田二、〇四四 吉郷順一 外二千四百三十二名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一六六号 昭和六十二年七月十五日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 福岡県甘木市来春三九三ノ一 久保山フジ子 外二千四百三十二名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一六七号 昭和六十二年七月十五日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 福岡県三井郡北野町金島四八ノ一 鍾江賢次 外千四百三十二名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一六八号 昭和六十二年七月十五日受理

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 横浜市緑区中山町一、二二八日東 化成工業株式会社労働組合内 松原弘幸 外千四百三十二名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一六九号 昭和六十二年七月十五日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 横浜市緑区十日市場町七五六民主 会館 緑区に民主診療所をつくる 会内 原田敏三 外千四百三十二名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一七〇号 昭和六十二年七月十五日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 横浜市緑区十日市場町七五六 吉村フミエ 外千四百三十二名
紹介議員 宮本 順治君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一七一号 昭和六十二年七月十五日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 横浜市港北区樽町二ノ一ノ二一神 奈川土建一般労働組合横浜支部内 斎藤勝得 外千四百三十二名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一七二号 昭和六十二年七月十五日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 横浜市緑区十日市場町八七二ノ二 遠藤弘 外千四百三十二名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第一七三号 昭和六十二年七月十五日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 横浜市鶴見区梶山一ノ七ノ一 神奈川県東部建設労働組合内 須藤昭英 外千四百三十二名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

七月三十一日本委員会に左の案件が付託された。
一、新大型間接税の導入反対、マル優・財形非課税制度の存続に関する請願(第二八〇号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優・財形非課税制度の存続に関する請願(第二八〇号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優・財形非課税制度の存続に関する請願(第二八〇号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優・財形非課税制度の存続に関する請願(第二八〇号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優・財形非課税制度の存続に関する請願(第二八〇号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優・財形非課税制度の存続に関する請願(第二八〇号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優・財形非課税制度の存続に関する請願(第二八〇号)

六三三号(第四六四号)(第四六五号)(第四六六号)
一、未婚の母への寡婦控除適用に関する請願(第四八五号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優・財形非課税制度の存続に関する請願(第五一九号)(第五二〇号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優・財形非課税制度の存続に関する請願(第五一九号)(第五二〇号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優・財形非課税制度の存続に関する請願(第五一九号)(第五二〇号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優・財形非課税制度の存続に関する請願(第五一九号)(第五二〇号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優・財形非課税制度の存続に関する請願(第五一九号)(第五二〇号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優・財形非課税制度の存続に関する請願(第五一九号)(第五二〇号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優・財形非課税制度の存続に関する請願(第五一九号)(第五二〇号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優・財形非課税制度の存続に関する請願(第五一九号)(第五二〇号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優・財形非課税制度の存続に関する請願(第五一九号)(第五二〇号)

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府八幡市岩田竹綱五六ノ二

竹原文広 外四十九名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

公約違反の売上税(大型間接税)とマル優廃止の関連六法案は、厳しい国民の批判によつて第百八回国会で廃案となつた。しかし、政府は装いを新たにした新大型間接税の導入とマル優の廃止を行おうとしている。大型間接税は、どのような名称・形式にしようとする国民生活にかかわる商品、サービスを始め、文化や学術の分野にまで課税する悪税である。また、マル優制度の廃止は、少額の貯蓄によつて生計を支えている国民の生活を脅かすものである。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、どのような名称・形式にしようとも、新大型間接税は導入しないこと。

二、マル優(少額貯蓄非課税制度)を存続すること。

第二八二号 昭和六十二年七月十七日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府城陽市久世里ノ西五七ノ一

奥田信一 外四十五名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二八三号 昭和六十二年七月十七日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府城陽市中北堤二六ノ四

田藤 外四十五名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二八四号 昭和六十二年七月十七日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡陣ノ内九ノ六

片山繁幸 外四十五名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二八五号 昭和六十二年七月十七日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府宇治市寺田正道九ノ一四

井上卯一 外四十五名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二八六号 昭和六十二年七月十七日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府綴喜郡井手町多賀西北一五ノ一

村田敏昭 外四十五名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二八七号 昭和六十二年七月十七日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府向日市物集女町南条三六ノ三

宇谷直美 外四十五名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

請願者 京都府城陽市中百度一六

藤原正勝 外四十五名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二八八号 昭和六十二年七月十七日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡陣ノ内九ノ六

片山繁幸 外四十五名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二八九号 昭和六十二年七月十七日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府綴喜郡田辺町普賢寺宇頭城

山下敏孝 外四十五名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二九〇号 昭和六十二年七月十七日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡南山五七ノ六

宇佐美和夫 外四十五名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二九一号 昭和六十二年七月十七日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡正中二七ノ二

赤井和雄 外四十五名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二九二号 昭和六十二年七月十七日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府久世郡久御山町田井向野

山田七路 外四十五名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二九三号 昭和六十二年七月十七日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府城陽市平川野原一八ノ一八

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

請願者 京都府宇治市木幡陣ノ内九ノ六

片山繁幸 外四十五名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二九四号 昭和六十二年七月十七日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府城陽市平川野原二二ノ一

田中重雄 外四十五名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二九五号 昭和六十二年七月十七日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府久世郡久御山町田井荒見八

ノ三 松井義夫 外四十五名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二九六号 昭和六十二年七月十七日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府相楽郡精華町祝園下久保田

一二ノ三 出原澄郎 外四十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三一七号 昭和六十二年七月十八日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府城陽市寺田市ノ久保町二ノ二

二九六 富岡金一 外四十四名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三一八号 昭和六十二年七月十八日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡陣ノ内九ノ六

片山繁幸 外四十五名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三一九号 昭和六十二年七月十八日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡陣ノ内九ノ六

片山繁幸 外四十五名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

する請願

請願者 京都市南区西九条池ノ内町 村田 豊康 外四十名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三一九号 昭和六十二年七月十八日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市伏見区下鳥羽前田町四〇二 大川猛 外四十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三二〇号 昭和六十二年七月十八日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市北区紫竹西南町六三 国領 武司 外四十名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三二二号 昭和六十二年七月十八日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市右京区西院下花田町二一ノ 三 古川市郎 外四十名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三二三号 昭和六十二年七月十八日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市伏見区深草勧進橋町一一六 河野正夫 外四十名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三二三号 昭和六十二年七月十八日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市伏見区深草西浦町二ノ一〇 大橋二江 外四十名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三二四号 昭和六十二年七月十八日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市東山区福稲下高松町一一ノ 一四 河原浩一 外四十名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三二五号 昭和六十二年七月十八日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市南区東九条石田町四六 山 野輝男 外四十名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三二六号 昭和六十二年七月十八日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市北区大北山原谷乾町二四八 細川秀夫 外四十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三二七号 昭和六十二年七月十八日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市北区上賀茂東後藤町五一 宮本栄助 外四十名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三二八号 昭和六十二年七月十八日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市北区紫竹本町三五 藤 本均 外四十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三二九号 昭和六十二年七月十八日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市北区等持院西町六〇ノ一 佐野茂雄 外四十名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三三〇号 昭和六十二年七月十八日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市北区紫竹下築山町五 錦八 重子 外四十名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三三二号 昭和六十二年七月十八日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市北区紫竹北大門町五八 藤 本勝 外四十名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三三三号 昭和六十二年七月十八日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市山科区西野榎本町五五ノ三

五 岸康行 外四十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四二四号 昭和六十二年七月二十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府相楽郡精華町下狛馬四二 岡本雅利 外三十四名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四二五号 昭和六十二年七月二十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府宇治市横島町北内二ノ六 日高敏郎 外三十名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四二六号 昭和六十二年七月二十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市伏見区深草桜ヶ谷町四五ノ 四 竹元重徳 外三十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四二七号 昭和六十二年七月二十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市伏見区納所薬師堂一七ノ七 和田春男 外三十名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四二八号 昭和六十二年七月二十日受理

する請願

請願者 京都府相楽郡精華町祝園水車四五

永岡千秋 外三十名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四二九号 昭和六十二年七月二十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府城陽市平川古宮四〇 宮前

敬一 外三十名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四三〇号 昭和六十二年七月二十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府城陽市久世北垣内一三六ノ

六 竹上俊介 外三十名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四三一号 昭和六十二年七月二十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府宇治市五ヶ庄野添五三ノ一

久保田正次 外三十名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四三二号 昭和六十二年七月二十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府城陽市久世北垣内一二八ノ

八 登尾敏 外三十名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四三三三号 昭和六十二年七月二十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡熊小路四三ノ七

北川実 外三十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四三四号 昭和六十二年七月二十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡西中四八ノ七

高橋満洲江 外三十名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四三五号 昭和六十二年七月二十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡陣ノ内九ノ一九

水野寛 外三十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四三六号 昭和六十二年七月二十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府相楽郡加茂町船屋東町 山

口常義 外三十名

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四三七号 昭和六十二年七月二十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府城陽市平川茶屋裏三ノ八

藤村登 外三十名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四三八号 昭和六十二年七月二十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡神原九 川村敦

次 外三十名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四三九号 昭和六十二年七月二十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市伏見区向島庚申町五八ノ七

吉田茂 外三十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四五一号 昭和六十二年七月二十一日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市山科区四ノ宮山田町一一ノ

一五 谷田実 外三十四名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四五二号 昭和六十二年七月二十一日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市山科区西野山久ノ上町八七

ノ七 山道勝則 外三十名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四五三号 昭和六十二年七月二十一日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市山科区川田菱尾田二〇ノ六

三 谷口俊幸 外三十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四五四号 昭和六十二年七月二十一日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市山科区大塚丹田一七ノ一〇

勝本孝子 外三十名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四五五号 昭和六十二年七月二十一日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市山科区勸修寺平田九三ノ四

山本富貴子 外三十名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四五六号 昭和六十二年七月二十一日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市山科区大宅五反畑町一七ノ

五 中塚勇 外三十名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四五七号 昭和六十二年七月二十一日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市山科区川田菱尾田九ノ八

木田幸男 外三十名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四五八号 昭和六十二年七月二十一日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

する請願

請願者 京都市山科区御辻封シ川町三ノ一

西浦照夫 外三十名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四五九号 昭和六十二年七月二十一日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市山科区西野山百々町一四四

川端幸子 外三十名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四六〇号 昭和六十二年七月二十一日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市南区久世殿城町一一二ノ一

〇 横江八清 外三十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四六一号 昭和六十二年七月二十一日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市山科区北花山六反田町二六

ノ二三 石野明博 外三十名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四六二号 昭和六十二年七月二十一日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市山科区西野小柳町五六 杉

浦伸吾 外三十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四六三号 昭和六十二年七月二十一日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市山科区川田山田一五ノ六七

寺戸美枝子 外三十名

紹介議員 宮本 願治君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四六四号 昭和六十二年七月二十一日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市山科区川田中畑町二五ノ五

北村晃朗 外三十名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四六五号 昭和六十二年七月二十一日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市山科区大塚丹田九ノ二四

吉福マサ子 外三十名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四六六号 昭和六十二年七月二十一日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市山科区小山北薄町四五ノ八

中西文雄 外三十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四八五号 昭和六十二年七月二十二日受理

未婚の母への寡婦控除適用に関する請願

請願者 東京都世田谷区梅丘二ノ五ノ七

永井憲一 外三名

紹介議員 久保田真苗君

同じ母子家庭であっても、死別や離婚の場合には

寡婦控除が適用されるのに、未婚の母や遺棄の場合には適用されていない。ついては、未婚の母や遺棄の場合にも、同様に適用されたい。

理 由

我が国においては、近年、未婚の妊娠に対する中絶の割合が諸外国に比べて高く、未婚の母から子供が取り上げられたり、片親家庭に対する偏見や暮らしにくさの程度も著しい。未婚の母には寡婦控除が適用されないことは、税額控除後の実収入のみならず、児童扶養手当や保育料の算定基準にも影響しており、暮らしに与える影響は大きい。

この問題は、法律で中絶を禁止したり、女性に良妻賢母像を勧める純潔教育を行なったり、未婚の母の子供を夫婦そろった家庭に実子のごとく養子に出す制度をつくったりすることによって解決できるものではない。決して家族の解体や男女の分離を目指すというわけではないが、女性の健康と生きやすさの向上のために、家族の多様化を認めるべきである。

第五一九号 昭和六十二年七月二十二日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市右京区嵯峨広沢池下町七六

新田悟 外四十五名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五二〇号 昭和六十二年七月二十二日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨宮崎町一二八ノ

一三四 福浦博信 外三十名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五二二号 昭和六十二年七月二十二日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

する請願

請願者 京都市左京区下鴨西林町二八 服

部光栄 外三十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五二二号 昭和六十二年七月二十二日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市左京区修学院坪江町一一

藤田修 外三十名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五二三号 昭和六十二年七月二十二日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市左京区高野上竹屋町一三

小原謙二 外三十名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五二四号 昭和六十二年七月二十二日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市左京区高野泉町六ノ五〇

小幡泰寛 外三十名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五二五号 昭和六十二年七月二十二日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市左京区一乗寺東関川原町三

〇ノ八 田中一夫 外三十名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五二六号 昭和六十二年七月二十二日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市左京区一乗寺北大丸町四七
野村信行 外三十名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五二七号 昭和六十二年七月二十二日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市左京区新九太町仁王門下ル
山本雄司 外三十名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五二八号 昭和六十二年七月二十二日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市左京区新富小路仁王門下ル
讃州寺町 栗山昭三 外三十名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五二九号 昭和六十二年七月二十二日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町四
鈴木尚信 外三十名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五三〇号 昭和六十二年七月二十二日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市左京区一乗寺里ノ西町一三
平山徹 外三十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五三一号 昭和六十二年七月二十二日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市左京区一乗寺燈籠本町二ノ
六 栗林実男 外三十名

紹介議員 宮本 顯治君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五三二号 昭和六十二年七月二十二日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨水口町二五ノ四
高瀬正雄 外三十名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五三三号 昭和六十二年七月二十二日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨南茶ノ木町二六
樹山克彦 外三十名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五三四号 昭和六十二年七月二十二日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨上川原町七 櫻
田盛次 外三十名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五六九号 昭和六十二年七月二十三日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府綴喜郡田辺町大住閑屋三〇

紹介議員 ノ一七 土佐義春 外二十八名
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五七〇号 昭和六十二年七月二十三日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府綴喜郡井手町井手申垣内一
六ノ一 中坊健三 外二十三名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五七一号 昭和六十二年七月二十三日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府綴喜郡井手町井手北溝一四
浮田敏雄 外二十三名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五七二号 昭和六十二年七月二十三日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府綴喜郡田辺町新長尾谷五二
ノ二〇 安藤元一 外二十三名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五七三号 昭和六十二年七月二十三日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府綴喜郡田辺町新小欠三四
黒田義明 外二十三名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五七四号 昭和六十二年七月二十三日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府城陽市久世芝ヶ原一四三ノ
一 岡本昌美 外二十三名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五七五号 昭和六十二年七月二十三日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府綴喜郡井手町多賀 笠原得
良 外二十三名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五七六号 昭和六十二年七月二十三日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府綴喜郡井手町玉水 上野亀
太郎 外二十三名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五七七号 昭和六十二年七月二十三日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府綴喜郡田辺町宮津西浦三
大西又次 外二十三名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五七八号 昭和六十二年七月二十三日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府綴喜郡田辺町三山木見導田
小宮慶幸 外二十三名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五七九号 昭和六十二年七月二十三日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府久世郡久御山町林中垣内二
二 西畑時夫 外二十三名
紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五八〇号 昭和六十二年七月二十三日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡南山九七ノ六
津々木忠信 外二十三名
紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五八一号 昭和六十二年七月二十三日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府綴喜郡井手町多賀立石三三
村田重一 外二十三名
紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五八二号 昭和六十二年七月二十三日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府綴喜郡田辺町新 森田晋
外二十三名
紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五八三号 昭和六十二年七月二十三日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府綴喜郡田辺町大住責谷二ノ
六 富田正 外二十三名
紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第五八四号 昭和六十二年七月二十三日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府綴喜郡田辺町大住八河原四
一ノ六 迫田稔 外二十三名
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

八月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願(第六〇〇号)(第六〇一号)(第六〇二号)(第六〇三号)(第六〇四号)(第六〇五号)(第六〇六号)(第六〇七号)(第六〇八号)(第六〇九号)(第六一〇号)(第六一一号)(第六一二号)(第六一三号)(第六一四号)(第六一五号)(第六一六号)(第六一七号)(第六一八号)(第六一九号)(第六二〇号)(第六二一号)(第六二二号)(第六二三号)(第六二四号)(第六二五号)(第六二六号)(第六二七号)(第六二八号)(第六二九号)(第六三〇号)(第六三一〇号)(第六三二〇号)(第六三三〇号)(第六三四〇号)(第六三五〇号)(第六三六〇号)(第六三七〇号)(第六三八〇号)(第六三九〇号)(第六四〇〇号)(第六四一〇号)(第六四二〇号)(第六四三〇号)(第六四四〇号)(第六四五〇号)(第六四六〇号)(第六四七〇号)(第六四八〇号)(第六四九〇号)(第六五〇〇号)(第六五一一号)(第六五二〇号)(第六五三〇号)(第六五四〇号)(第六五五〇号)(第六五六〇号)(第六五七〇号)(第六五八〇号)(第六五九〇号)(第六六〇〇号)(第六六一〇号)(第六六二〇号)(第六六三〇号)(第六六四〇号)(第六六五〇号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願(第六八七号)(第六八八号)(第六八九号)(第六九〇号)(第六九一号)(第六九二号)(第六九三号)(第六九四号)(第六九五号)(第六九六号)(第六九七号)(第六九八号)(第六九九号)(第七〇〇号)(第七〇一号)(第七〇二号)

一、大型間接税導入とマル優廃止反対に関する請願(第七一八号)(第七一九号)(第七二〇号)(第七二一号)(第七二二号)(第七二三号)(第七二四号)(第七二五号)(第七二六号)(第七二七号)(第七二八号)(第七二九号)(第七三〇号)(第七三一号)(第七三二号)(第七三三号)(第七三四号)(第七三五号)(第七三六号)(第七三七号)(第七三八号)(第七三九号)(第七四〇号)(第七四一号)(第七四二号)(第七四三号)(第七四四号)(第七四五号)(第七四六号)(第七四七号)(第七四八号)(第七四九号)(第七五〇号)

一、大型間接税導入とマル優廃止反対に関する請願(第七一八号)(第七一九号)(第七二〇号)(第七二一号)(第七二二号)(第七二三号)(第七二四号)(第七二五号)(第七二六号)(第七二七号)(第七二八号)(第七二九号)(第七三〇号)(第七三一号)(第七三二号)(第七三三号)(第七三四号)(第七三五号)(第七三六号)(第七三七号)(第七三八号)(第七三九号)(第七四〇号)(第七四一号)(第七四二号)(第七四三号)(第七四四号)(第七四五号)(第七四六号)(第七四七号)(第七四八号)(第七四九号)(第七五〇号)

第六〇〇号 昭和六十二年七月二十四日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡双葉六五ノ二二
浦田光男 外四十一名
紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第六〇一号 昭和六十二年七月二十四日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡城ノ内二三 野
沢徳英 外三十六名
紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第六〇二号 昭和六十二年七月二十四日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府綴喜郡井手町多賀下川三六
高木政治 外三十六名
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第六〇三号 昭和六十二年七月二十四日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府綴喜郡井手町多賀西南組二
三ノ六 村田忠次 外三十六名
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第六〇四号 昭和六十二年七月二十四日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府相楽郡南山城村奥田 中川
武吉 外三十六名
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第六〇五号 昭和六十二年七月二十四日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府相楽郡南山城村北大河原
今西弘 外三十六名
紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第六〇六号 昭和六十二年七月二十四日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府相楽郡南山城村今山 森地
健次 外三十六名
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第六〇七号 昭和六十二年七月二十四日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡広門三ノ一八
巖敏博 外三十六名
紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第六〇八号 昭和六十二年七月二十四日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡森垣内一 中村
登 外三十六名
紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第六〇九号 昭和六十二年七月二十四日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都府八幡市橋本東刈又一八ノ二

一五 野木正治 外三十一名
紹介議員 宮本 顯治君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第六六三号 昭和六十二年七月二十七日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願
請願者 京都市伏見区羽東師鴨川町二八〇
ノ一二 河田盛夫 外三十一名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第六六四号 昭和六十二年七月二十七日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願
請願者 京都市伏見区羽東師鴨川町二二六
中村時雄 外三十一名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第六六五号 昭和六十二年七月二十七日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願
請願者 京都市伏見区竹田七瀬川町四六
北迫巳智夫 外三十一名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第六六七号 昭和六十二年七月二十八日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願
請願者 北九州市八幡区西本町四ノ七ノ二
一 森俊郎 外十一名
紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第六六八号 昭和六十二年七月二十八日受理

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願
請願者 北九州市八幡区西本町四ノ七ノ二
一 八幡民商婦人部内 緒方八千代 外五名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第六六九号 昭和六十二年七月二十八日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願
請願者 福岡市中央区六本松二ノ三ノ五
古賀義明 外五名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第六九〇号 昭和六十二年七月二十八日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願
請願者 福岡市博多区博多駅南二ノ四ノ二
七 谷川司水 外五名
紹介議員 小笠原真子君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第六九一号 昭和六十二年七月二十八日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願
請願者 福岡市中央区大名二ノ二ノ五一
一 ボラス吉田五〇二 森原春一 外五名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第六九二号 昭和六十二年七月二十八日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願
請願者 福岡市中央区春吉三ノ一四ノ一八
春吉マーケット商業協同組合内

砂田哲 外五名
紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第六九三号 昭和六十二年七月二十八日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願
請願者 福岡県大野城市瓦田一、〇四九ノ七 古賀義隆 外一名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第六九四号 昭和六十二年七月二十八日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願
請願者 福岡県大野城市下大利団地 松倉素子
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第六九五号 昭和六十二年七月二十八日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願
請願者 福岡県大牟田市白金町一七三 鳥巢美代子
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第六九六号 昭和六十二年七月二十八日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願
請願者 福岡県大野城市瓦田一、〇四九ノ七 滝永郁代
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第六九七号 昭和六十二年七月二十八日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願
請願者 福岡市南区大楠二ノ二ノ二 木村自然
紹介議員 吉岡 吉典君

位の税制改革に関する請願
請願者 福岡県大野城市瓦田一、〇四九ノ七 原井実夫
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第六九八号 昭和六十二年七月二十八日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願
請願者 北九州市八幡区西本町四ノ七ノ二 八幡民主商工会気付八幡民建センター内 林田満隆
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第六九九号 昭和六十二年七月二十八日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願
請願者 福岡市南区大楠二ノ二ノ二 八川見栄子
紹介議員 宮本 顯治君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第七〇〇号 昭和六十二年七月二十八日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願
請願者 福岡県大野城市瓦田一、〇四九ノ七 二又三郎
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第七〇一号 昭和六十二年七月二十八日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願
請願者 福岡市南区大楠二ノ二ノ二 木村自然
紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第七〇二号 昭和六十二年七月二十八日受理
新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願
請願者 福岡市天神二ノ一〇ノ七全岩田屋
労働組合内 八柄豊

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第七一八号 昭和六十二年七月二十九日受理
大型間接税導入とマル優廃止反対に関する請願
請願者 群馬県前橋市川原町四七五ノ三
武井正美 外十五名

紹介議員 諫山 博君

高齢者、失業者に特に犠牲を強い大型間接税の導入、マル優制度の廃止をしないようにされた

第七一九号 昭和六十二年七月二十九日受理
大型間接税導入とマル優廃止反対に関する請願
請願者 和歌山県新宮市蓬萊三ノ七ノ二八
太田照男 外八名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第七二〇号 昭和六十二年七月二十九日受理
大型間接税導入とマル優廃止反対に関する請願
請願者 東京都練馬区大泉町三ノ一九ノ一
三 市川なみ子 外八名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第七二二号 昭和六十二年七月二十九日受理
大型間接税導入とマル優廃止反対に関する請願
請願者 北海道苫小牧市大成町一ノ一ノ一
ノ一、四二二 山田則彦 外八名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第七二三号 昭和六十二年七月二十九日受理
大型間接税導入とマル優廃止反対に関する請願
請願者 京都市下京区西七条南東野町七六
大山初子 外八名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第七二三号 昭和六十二年七月二十九日受理
大型間接税導入とマル優廃止反対に関する請願
請願者 群馬県高崎市南新波町一三五ノ一
紋谷やよい 外八名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第七二四号 昭和六十二年七月二十九日受理
大型間接税導入とマル優廃止反対に関する請願
請願者 北九州市八幡西区吉祥寺町三ノ一
〇八 河本政雄 外八名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第七二五号 昭和六十二年七月二十九日受理
大型間接税導入とマル優廃止反対に関する請願
請願者 岡山県倉敷市堀南六九一ノ四 朝
倉啓造 外八名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第七二七号 昭和六十二年七月三十日受理
大型間接税導入とマル優廃止反対に関する請願
請願者 北海道夕張郡栗山町錦三丁目 芦
沢多美男 外十七名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第七二八号 昭和六十二年七月三十日受理

大型間接税導入とマル優廃止反対に関する請願
請願者 愛媛県新居浜市寿町二ノ一七 沼
田之敏 外十一名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第七二九号 昭和六十二年七月三十日受理
大型間接税導入とマル優廃止反対に関する請願
請願者 横浜市磯子区原町五ノ二五 高橋
八重子 外十一名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第七三〇号 昭和六十二年七月三十日受理
大型間接税導入とマル優廃止反対に関する請願
請願者 北海道函館市高松町一六三ノ二
山本弘幸 外十一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第七三一号 昭和六十二年七月三十日受理
大型間接税導入とマル優廃止反対に関する請願
請願者 横浜市神奈川区大口通七二 片山
ヤイ 外十一名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第七三二号 昭和六十二年七月三十日受理
大型間接税導入とマル優廃止反対に関する請願
請願者 横浜市神奈川区西寺尾二ノ一六ノ
一六 錦織トシ 外十一名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第七三三号 昭和六十二年七月三十日受理
大型間接税導入とマル優廃止反対に関する請願
請願者 北海道小樽市新光一ノ二四ノ二三
田中新一 外十一名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第七三四号 昭和六十二年七月三十日受理
大型間接税導入とマル優廃止反対に関する請願
請願者 横浜市旭区上白根町四七八 内田
たけ 外十一名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

八月十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、大型間接税導入反対等に関する請願（第七九一号）（第七九二号）（第七九三号）（第七九四号）（第七九五号）（第七九六号）（第七九七号）（第七九八号）
二、利子非課税制度の廃止反対等に関する請願（第八六二号）（第八六三号）（第八六四号）（第八六五号）（第八六六号）（第八六七号）（第八六八号）（第八六九号）（第八七〇号）（第八七一号）（第八七二号）（第八七三号）（第八七四号）（第八七五号）（第八七六号）（第八七七号）（第八七八号）（第八七九号）（第八八〇号）（第八八一号）（第八八二号）（第八八三号）（第八八四号）（第八八五号）（第八八六号）（第八八七号）（第八八八号）（第八八九号）（第八九〇号）（第八九一号）（第八九二号）（第八九三号）（第八九四号）（第八九五号）（第八九六号）（第八九七号）（第八九八号）（第八九九号）（第九〇〇号）（第九〇一号）（第九〇二号）（第九〇三号）（第九〇四号）（第九〇五号）

一、売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願（第九四三号）（第九四四号）（第九四五号）（第九四六号）（第九四七号）（第九四八号）（第九四九号）（第九五〇号）（第九五一号）（第九五二号）（第九五三号）（第九五四号）（第九五五号）（第九五六号）（第九五七号）（第九五八号）（第九五九号）（第九六〇号）（第九六一号）（第九六二号）（第九六三号）（第九六四号）（第九六五号）（第九六六号）（第九六七号）（第九六八号）（第九六九号）（第九七〇号）（第九七一号）（第九七二号）（第九七三号）（第九七四号）（第九七五号）（第九七六号）（第九七七号）（第九七八号）（第九七九号）（第九八〇号）（第九八一号）（第九八二号）（第九八三号）（第九八四号）（第九八五号）（第九八六号）（第九八七号）（第九八八号）（第九八九号）（第九九〇号）（第九九一号）（第九九二号）（第九九三号）（第九九四号）（第九九五号）（第九九六号）（第九九七号）（第九九八号）（第九九九号）（第一〇〇〇号）（第一〇〇一号）（第一〇〇二号）（第一〇〇三号）（第一〇〇四号）（第一〇〇五号）（第一〇〇六号）（第一〇〇七号）（第一〇〇八号）（第一〇〇九号）（第一〇一〇号）（第一〇一一号）（第一〇一二号）（第一〇一三号）（第一〇一四号）（第一〇一五号）（第一〇一六号）

(第一〇一七号)

第七九一号 昭和六十二年七月三十一日受理
大型間接税導入反対等に関する請願
請願者 千葉県東葛飾郡調布町木間ヶ瀬
四、九五六 齊藤なつ 外八十三
名

紹介議員 諫山 博君

自民党政府が進める軍備拡大、大企業本位の政治の下で、勤労国民の暮らしなどは重大な危機にさらされている。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、いかなる形にしろ、大型間接税導入、マル優廃止を絶対に行わないこと。軍事費を削り、大企業の優遇税制をやめて、勤労者の所得税大幅減税を実施すること。

第七九二号 昭和六十二年七月三十一日受理
大型間接税導入反対等に関する請願
請願者 千葉県野田市小山四、〇七三 金久保のぶ子 外七十四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第七九一号と同じである。

第七九三号 昭和六十二年七月三十一日受理
大型間接税導入反対等に関する請願
請願者 千葉県松戸市五香六実七三五ノ一
押野東正 外七十四名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第七九一号と同じである。

第七九四号 昭和六十二年七月三十一日受理
大型間接税導入反対等に関する請願
請願者 千葉県船橋市夏見三ノ八ノ一八山
川莊 山本照男 外七十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七九一号と同じである。

第七九五号 昭和六十二年七月三十一日受理
大型間接税導入反対等に関する請願
請願者 千葉県習志野市花咲一ノ一九ノ一
八 森孝子 外七十四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第七九一号と同じである。

第七九六号 昭和六十二年七月三十一日受理
大型間接税導入反対等に関する請願
請願者 千葉県八千代市萱田町六五九ノ一
三 加藤隆三 外七十四名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第七九一号と同じである。

第七九七号 昭和六十二年七月三十一日受理
大型間接税導入反対等に関する請願
請願者 千葉県八千代市八千代台東六ノ一
三二〇 石川喜一 外七十四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第七九一号と同じである。

第七九八号 昭和六十二年七月三十一日受理
大型間接税導入反対等に関する請願
請願者 千葉県船橋市みどり台二ノ四ノ六
ノ四〇六 秋吉八重子 外七十四
名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第七九一号と同じである。

第八六二号 昭和六十二年八月三日受理
利子非課税制度の廃止反対等に関する請願
請願者 東京都世田谷区三軒茶屋一ノ一八
ノ九 大沼一晴 外九名

紹介議員 諫山 博君

政府・自民党は、所得税減税の実施とマル優(少額貯蓄非課税制度)廃止を抱き合わせにした所得

額貯蓄非課税制度)廃止を抱き合わせにした所得

税法改正案の今国会成立を図ろうとしている。マル優廃止は、第百八回国会で、売上税法案と同様に、国民の総反響にあつて廃案となつたもので、郵便貯金も含めて、原則としてすべての非課税を廃止し、その利息から二十パーセントの税金を源泉徴収しようというものである。一見、公平なシステムのように見えるが、今まで、マル優の枠以上の預金の利息については三十五パーセントの税金がかかつていたことを考えれば、大資産家優遇となる。一方、マル優廃止などを財源にするという政府・自民党の減税案は、所得税の最高税率を現行七十パーセントから五十パーセントへ(現行十五段階から六段階へ)、個人住民税の最高税率を現行十八パーセントから十五パーセントへ(十三段階から四段階へ)引き下げようとするものである。さらに、法人税率も現行四十二パーセントから三十七・五パーセントにまで引き下げようと計画している。しかし今進めるべきことは、現行の不公平な税制の是正、特に大企業・大資産家優遇措置をはじめとする特権的な減免税を改めることである。こうすれば、マル優制度の廃止や、新大型間接税の導入をなくしても、所得税・住民税等の大幅減税を実現でき、財政再建も可能となる。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、マル優など利子非課税制度を存続させること。

二、課税最低限(人的控除)を大幅に引き上げ、大幅減税を行うこと。

三、いかなる名称、形式にせよ新大型間接税は導入しないこと。

四、大企業・大資産家を優遇する不公平な税制を改めること。

第八六三号 昭和六十二年八月三日受理
利子非課税制度の廃止反対等に関する請願
請願者 東京都柏江市和泉本町四ノ七ノ五

〇ノ四〇一 佐藤好男 外九名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八六四号 昭和六十二年八月三日受理
利子非課税制度の廃止反対等に関する請願
請願者 東京都世田谷区祖師谷四ノ二三ノ七 福田博 外九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八六五号 昭和六十二年八月三日受理
利子非課税制度の廃止反対等に関する請願
請願者 東京都杉並区堀ノ内二ノ三九ノ一
七 木野和男 外九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八六六号 昭和六十二年八月三日受理
利子非課税制度の廃止反対等に関する請願
請願者 東京都世田谷区梅丘一ノ四四ノ八
山田清之助 外九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八六七号 昭和六十二年八月三日受理
利子非課税制度の廃止反対等に関する請願
請願者 東京都練馬区関町南三ノ七ノ一二
本多稲子 外九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八六八号 昭和六十二年八月三日受理
利子非課税制度の廃止反対等に関する請願
請願者 東京都江東区東砂二ノ一三ノ二二
ノ六二二 吉田ヤス 外九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八六九号 昭和六十二年八月三日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都練馬区東砂二ノ一〇ノ七

萩原汐子 外九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八七〇号 昭和六十二年八月三日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都江東区東砂二ノ一〇ノ七

萩原寅次 外九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八七一号 昭和六十二年八月三日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都江東区東砂三ノ六ノ二二

川島秀男 外九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八七二号 昭和六十二年八月三日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都江東区東砂二ノ一三ノ二〇

ノ三〇八 星幸子 外九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八七三号 昭和六十二年八月三日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都練馬区大泉町四ノ三〇ノ二

〇 宇佐美国夫 外九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八七四号 昭和六十二年八月三日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都練馬区春日町五ノ八ノ一四

安川貞子 外九名

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八七五号 昭和六十二年八月三日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都練馬区東大泉七ノ一ノ一

一 後藤新一郎 外九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八七六号 昭和六十二年八月三日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都練馬区春日町二ノ二ノ二

五 金成京子 外九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八七七号 昭和六十二年八月三日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都品川区南大井五ノ二ノ二

加藤一郎 外九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八九〇号 昭和六十二年八月四日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 川崎市川崎区大師駅前一ノ二ノ一

一一 山下佐久 外八十一名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八九一号 昭和六十二年八月四日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 神奈川県平塚市河内四四ノ三

赤石幸夫 外七十七名

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

紹介議員 市川 正一君

第八九二号 昭和六十二年八月四日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 埼玉県富士見市鶴馬一、一一五ノ

五 野中栄 外七十七名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八九三号 昭和六十二年八月四日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都武蔵村山市中藤一、四六〇

ノ九ノ二〇四 高橋美代 外七十

七名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八九四号 昭和六十二年八月四日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都町田市鶴川五ノ一ノ三ノ一

〇三 福田肇 外七十七名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八九五号 昭和六十二年八月四日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都町田市鶴川五ノ三ノ七

横 井孝治 外七十七名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八九六号 昭和六十二年八月四日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都町田市鶴川二ノ一九ノ一四

大野宏子 外七十七名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八九七号 昭和六十二年八月四日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都町田市真光寺町五六九の一

飯田美佐子 外七十七名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八九八号 昭和六十二年八月四日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都多摩市諏訪一ノ一八ノ八

三浦章子 外七十七名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第八九九号 昭和六十二年八月四日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都日野市落川四ノ五 藤田久

美子 外七十七名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第九〇〇号 昭和六十二年八月四日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都葛飾区新宿二ノ二七ノ六

伊藤晃 外七十七名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第九〇一号 昭和六十二年八月四日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都葛飾区奥戸六ノ一八ノ一八

内藤隆雄 外七十七名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第九〇二号 昭和六十二年八月四日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都東村山市久米川町四ノ一七

ノ一二 重枝美津子 外七十七名

紹介議員 宮本 頤治君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第九〇三号 昭和六十二年八月四日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都東村山市富士見町二ノ一六

ノ二三 谷田部金太郎 外七十七名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第九〇四号 昭和六十二年八月四日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都葛飾区水元四ノ七ノ二二

松本典二 外七十七名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第九〇五号 昭和六十二年八月四日受理

利子非課税制度の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川六ノ二五ノ八

横山隆吉 外七十七名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第八六二号と同じである。

第九四三号 昭和六十二年八月五日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 福岡県宗像郡玄海町池田三、一〇

六 吉田政夫 外三百五十四名

紹介議員 諫山 博君

我々は、低所得者への増税によつて、大金持ち・大企業に対し、減税をする税制改悪には反対である。ついで、次の事項について実現を図られた

一、低所得者ほど負担率の高い売上税（大型間接税）は、絶対に行わないこと。

二、マル優（少額貯蓄非課税制度）は廃止しないこと。

三、所得税、住民税は生活費に課税しないように、課税最低限を大幅に引き上げ、低所得者には大幅減税すること。

四、国民健康保険への国庫負担を増やし、保険料の値上げをしないこと。

五、軍事費を削り、大企業や大金持ちへの優遇制度を正して国民生活にまわすこと。

第九四四号 昭和六十二年八月五日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 北九州市八幡西区本城地 四方

田秀男 外三百四十二名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九四五号 昭和六十二年八月五日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 東京都大田区石川町二ノ一〇ノ五

末石五月男 外三百四十二名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九四六号 昭和六十二年八月五日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 北九州市若松区高須南三ノ四ノ一

四ノ四〇四 丸山廣高 外三百四十二名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九四七号 昭和六十二年八月五日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 宮城県仙台市袋原沼田一ノ一 佐々木一枝 外三百四十二名

紹介議員 宮本 頤治君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 京都市西京区榎原釘貫三市住四

ノ四〇六 松本清美 外三百四十二名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九四八号 昭和六十二年八月五日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 北九州市若松区和田町二ノ一八

出水美則 外三百四十二名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九四九号 昭和六十二年八月五日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 宮城県仙台市鹿野一ノ九ノ二須

藤金七郎 外三百四十二名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五〇号 昭和六十二年八月五日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 京都市西京区大原野東竹の里町三

ノ一ノ六四ノ四〇五 森河悦子 外三百四十二名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五一号 昭和六十二年八月五日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 宮城県仙台市袋原沼田一ノ一 佐々木一枝 外三百四十二名

紹介議員 宮本 頤治君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五二号 昭和六十二年八月五日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 北九州市若松区中川町一ノ四

堂山サヨ子 外三百四十二名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五三号 昭和六十二年八月五日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 東京都大田区南六郷二ノ三ノ五

小山清恵 外三百四十二名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五四号 昭和六十二年八月五日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 福岡市博多区諸岡三ノ一八ノ二四

半田義弘 外三百四十二名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五五号 昭和六十二年八月五日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 東京都大田区東横谷五ノ一七ノ一

四ノ八一〇 高橋時男 外三百四十二名

紹介議員 宮本 頤治君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五六号 昭和六十二年八月五日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 宮城県仙台市袋原沼田一ノ一 佐々木一枝 外三百四十二名

紹介議員 宮本 頤治君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

大幅減税実現に関する請願

請願者 東京都大田区萩中三ノ二ノ五

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五七号 昭和六十二年八月五日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 東京都大田区本羽田三ノ二ノ一八

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九五八号 昭和六十二年八月五日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 東京都大田区東糀谷六ノ九ノ一

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇〇二号 昭和六十二年八月六日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 秋田市上北手猿田館ノ下一四 鎌

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇〇三号 昭和六十二年八月六日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 秋田市仁井田横山一一五 加藤京

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇〇四号 昭和六十二年八月六日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 広島市中区基町二〇ノ一ノ一、〇

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇〇五号 昭和六十二年八月六日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 札幌市白石区厚別中央三条四ノ二

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇〇六号 昭和六十二年八月六日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 広島市安佐南区上安五ノ三ノ七ノ

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇〇七号 昭和六十二年八月六日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 広島市安佐南区上安五ノ三ノ一

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇〇八号 昭和六十二年八月六日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

大幅減税実現に関する請願

請願者 札幌市南区南三十二条西一〇ノ二

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇〇九号 昭和六十二年八月六日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 群馬県碓氷郡松井町八城一八二

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇一〇号 昭和六十二年八月六日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 札幌市中央区伏見五ノ一ノ一幸栄

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇一一号 昭和六十二年八月六日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 秋田市広面昼寝二ノ三ノ五 一ノ関

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇一二号 昭和六十二年八月六日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 群馬県安中市原市一、六一四ノ一

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇一三号 昭和六十二年八月六日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 群馬県前橋市広瀬町一ノ一六ノ二

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇一四号 昭和六十二年八月六日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 秋田県仙北郡協和町船岡沢内 田

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇一五号 昭和六十二年八月六日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 秋田市仁井田切上七ノ一 一 高橋

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇一六号 昭和六十二年八月六日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 秋田市夜島二ノ一ノ二 嵯峨正治

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一〇一七号 昭和六十二年八月六日受理

売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願

請願者 広島市中区西白島町二七ノ一ノ

一、三三三 金島政一 外八百十

四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

八月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案

二、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案の実施のための関係法律の整備に関する法律案

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案

（趣旨）

第一条 この法律は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用し、社会資本の整備の促進を図るため、国の融資に関する特別措置を講ずるとともに当該資金の運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（国の無利子貸付け）

第二条 国は、当分の間、別に法律で定めるところにより、道路、公園その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の公共的な建設の事業（以下この項において「公共的建設事業」という。）で、次に掲げるものに要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

一 地方公共団体以外の者が国の直接又は間接の負担又は補助を受けずに実施する公共的建設事業のうち、当該公共的建設事業（これと密接に関連する他の事業を含む。）により生ずる収益をもつて当該公共的建設事業に要する費用を支弁することができるものと認められるもの

二 地方公共団体等が実施する公共的建設事業のうち、都市開発事業、工業団地造成事業、集落地域の整備事業その他の一定の区域の整備及び開発の事業の一環として一体的かつ緊急に実施する必要があるもの

2 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）を超えない範囲内で別に法律で定める。

第三条 国は、当分の間、国民経済の基盤の充実に資する施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進することを目的とする法律に基づき当該施設を整備する事業その他の政令で定める事業のうち、地方公共団体（その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。）の出資又は拠出に係る法人が行う事業でこれらの事業により整備される施設がその周辺の相当程度広範囲の地域に対して適切な経済的効果を及ぼすと認められるものに係る資金について、日本開発銀行、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下この項、第六条及び第七条において「日本開発銀行等」という。）が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため、日本開発銀行等に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、十五年（三年以内の据置期間を含む。）以内とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の国の貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

（無利子貸付け対象事業に係る国の負担金等の交付）

第四条 国は、第二条第一項第二号に該当する事業に要する費用に充てる資金を地方公共団体等に対し無利子で貸し付けた場合には、当該貸付けの対象とした事業に係る国の負担又は補助については、別に法律で定めるところにより、当該貸付金の償還時において行うものとする。

この財源に充てるため、各会計年度における国債の償還等国債整理基金の運営に支障の生じない範囲内で、日本電信電話株式会社の株式の売払収入に相当する金額の一部を、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

第五条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。）の規定（罰則を含む。）は、国が第二条第一項第二号に該当する事業に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合における当該無利子の貸付金（以下この条において「無利子貸付金」という。）について準用する。この場合において、補助金等適正化法の規定（第二条第一項、第四項及び第五項、第三条第二項、第六条第一項、第七條第二項、第十條第三項、第十一條、第十五條、第十七條第三項、第十八條第一項及び第二項、第二十條、第二十七條並びに第二十九條を除く。）中「交付」とあるのは、「貸付け」と読み替えるほか、別表の上欄に掲げる補助金等適正化法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

二 第二条第一項の規定による貸付け（特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）の財源

2 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第十四号）第三十六條の規定は、無利子貸付金については、適用しない。

三 第三条第一項の規定による日本開発銀行等への貸付けの財源

3 補助金等適正化法第七條、第十條から第十六條まで、第三十條及び第三十一條（第三號を除く。）の規定は、無利子貸付金の貸付けの対象とされた事業に係る国の負担金又は補助金については、適用しない。

4 政府は、前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

（繰入規定）

（産業投資特別会計法の特例）

第六条 政府は、当分の間、次条第二項に規定する産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入

七 特別融資関係特別会計への繰入れ及び第二条第一項の規定による貸付け（特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）並びに第三条第一項の規定による日本開発銀行等への貸付けに関する政府の経理は、当分の間、産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百十

二号)第一条の規定にかかわらず、産業投資特別会計において行うものとする。

2 前項の規定により、同項に規定する政府の経理を産業投資特別会計で行う場合においては、同特別会計は、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分する。

3 第一項の規定により、同項に規定する政府の経理を産業投資特別会計で行う場合においては、産業投資特別会計法第一条第二項、第三条、第三条の二第一項、第三条の三並びに第四条第一項及び第二項中「この会計」とあるのは、「産業投資勘定」とする。

4 産業投資特別会計社会資本整備勘定においては、一般会計からの繰入金、特別融資関係特別会計からの繰入金、第二条第一項の規定による貸付金(特別融資関係特別会計において経理されるものを除く)及び第三条第一項の規定による貸付金の償還金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、一般会計への繰入金、特別融資関係特別会計への繰入金、第二条第一項の規定による貸付金(特別融資関係特別会計において経理されるものを除く)、第三条第一項の規定による貸付金、一時借入金の利子及びその他の諸費をもつてその歳出とする。

5 前項に規定する特別融資関係特別会計への繰入金は、第二条第一項の規定による貸付けの財源に充てるため、特別融資関係特別会計の当該貸付金に相当する金額を特別融資関係特別会計に、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

6 政府は、前条第二項の規定による繰入金のほか、一時借入金の利子及びその他の諸費に相当する金額を限度として、予算で定める金額を、一般会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れることができる。

7 第一項の規定により、同項に規定する政府の経理を産業投資特別会計で行う場合においては、産業投資特別会計法第六条中「歳入歳出予

算」とあるのは「歳入歳出予算は、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分し、各勘定において」と、同法第七条第二項第一号中「歳入歳出予算計算書」とあるのは「各勘定の歳入歳出予算計算書」と、同項第二号中「前年度の」とあるのは「各勘定の前々年度の」と、同項第三号中「前年度」とあるのは「各勘定の前年度」と、同項第四号中「前年度」とあるのは「産業投資勘定の前年度」と、同法第八条中「この会計」とあるのは「各勘定」と、「積立金」とあるのは「当該各勘定の積立金」と、同法第九条中「この会計」とあるのは「各勘定」と、翌年度の歳入とあるのは「当該各勘定の翌年度の歳入」と、同法第十二条中「この会計」とあるのは「各勘定」と、同法第十三条第一項中「この会計」とあるのは「各勘定」と、「この会計の」とあるのは「当該各勘定の」と、同法第十五条第一項中「この会計」とあるのは「各勘定」とする。

8 大蔵大臣は、他の各省各庁の長の同意を得て、当該各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に第二条第一項の規定による貸付金(特別融資関係特別会計において経理されるものを除く)に係る支出負担行為に関する事務を委任するものとする。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第七条の規定は、昭和六十二年の予算から適用し、昭和六十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

2 産業投資特別会計法第九条の規定により昭和六十二年の歳入に繰り入れるべき金額は、産業投資特別会計産業投資勘定の同年度の歳入に繰り入れるものとする。

3 この法律の施行の日の前日までに収納した産業投資特別会計の昭和六十二年の歳入に属する収入は産業投資特別会計産業投資勘定の歳入

と、同日までに産業投資特別会計の同年度の予算に基づいてした債務の負担又は支出は同勘定の同年度の予算に基づいてした債務の負担又は支出とみなす。

4 この法律の施行の際、産業投資特別会計に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、産業投資特別会計産業投資勘定に帰属するものとする。

(外貨公債の発行に関する法律の特例)

第三条 外貨公債の発行に関する法律(昭和三十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 当分の間、第一条第一項の規定の適用については、同項中「産業投資特別会計」とあるのは「産業投資特別会計産業投資勘定」と、「同会計」とあるのは「同勘定」とする。

別表(第五条関係)	
第一条第四項	交付の目的に従つて
第三条第二項	交付の
第六条第一項	交付の
	交付が
	交付すべきもの
第十条第三項	交付の
第十一条第一項	交付の決定
第十五条	交付の
	交付すべき
第十七条第三項	交付すべき
第十八条第一項	交付の
	交付されているとき
第十八条第二項	交付すべき
	交付されているとき
第二十条	期限を定めて
	交付すべき
第二十六条	その交付
	委任すること

交付の目的に従つて	貸付けの目的に従つて
交付の	貸付けの
交付の	貸付けの
交付が	貸付けが
交付すべきもの	貸し付けるべきもの
交付の	貸付けの
交付の決定	貸付けの決定
交付の	貸付けの
交付すべき	貸し付けるべき
交付すべき	貸し付けるべき
交付の	貸付けの
交付されているとき	貸し付けられているとき
交付すべき	貸し付けらるべき
交付されているとき	貸し付けられているとき
期限を定めて	当該超える部分について貸付けの決定を取り消し、期限を定めて
交付すべき	貸し付けるべき
その交付	その貸付け
委任すること	委任すること(他の各省各庁の長から当該事務の一部の委任を受け、当該各省各庁の長が、当該各省各庁の機関又は都道府県の機関に委任する場合を含む)

第二十七條	交付する
第二十九條第一項	交付を
第二十九條第二項	交付又は 貸付け又は交付若しくは

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 総理府関係(第一条―第五条)
- 第二章 大蔵省関係(第六条―第十二条)
- 第三章 厚生省関係(第十三条―第十四条)
- 第四章 農林水産省関係(第十五条―第二十条)
- 第五章 通商産業省関係(第二十一条)
- 第六章 運輸省関係(第二十二条―第二十五条)
- 第七章 建設省関係(第二十六条―第四十五条)
- 附則

第一章 総理府関係

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第一条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

6 国は、当分の間、港湾管理者(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ)に対し、第六条第一項の規定により国がその費用について補助する同法第二条第五項第十一号に掲げる港湾施設用地の建設又は改良の工事に日本電信電話株式会社の株式の売払収入の

活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六条第一項の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ)により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

7 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む)以内で政令で定める期間とする。

8 前項に定めるもののほか、附則第六項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

9 国は、附則第六項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第六条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 港湾管理者が、附則第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

別表港湾の項中(昭和二十五年法律第二百十

八号)を削る。

(北海道東北開発公庫法の一部改正)

第二条 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第九項を次のように改める。

(無利子貸付け)

9 公庫は、当分の間、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第三条第一項に規定する事業を行う者に対し、第十九条の規定により当該事業に要する資金の融通を行うときは、無利子で貸し付けることができる。

(水資源開発公団法の一部改正)

第三条 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九条を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

第九条 国は、当分の間、公団に対し、第二十六条第一項の規定により国がその費用についてその一部を交付する特定施設の新築又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)以下「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものに要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他第二十六条第一項の政令で定める費用に充てる資金について、予算の範囲内において、同項の規定により国が交付する金額(第二十八条第一項の規定により同項に規定する者が負担する金額があるときは、当該金額を控除した金額)から第二十六条第三項の規定(この規定による都道府県の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む)により都道府県が負担する金額を控除し

た金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、公団に対し、第四十三条の規定により政府がその経費について補助することができる第百八条第一項第一号に掲げる業務で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十三条の規定により政府が補助することができ金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により、公団に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である業務に係る第二十六条第一項の規定により国が行う費用の交付は、当該貸付金に相当する金額に係る部分については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により、公団に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である業務について、第四十三条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 公団が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期

限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（沖繩振興開発特別措置法の一部改正）
第四条 沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

第九条 国は、当分の間、港灣管理者（港灣法

第二条第一項に規定する港灣管理者をいう。

以下同じ。）に対し、第五条第一項の規定により

国がその費用について補助する同法第二条

第五項第十一号に掲げる港灣施設用地の建設

又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株

式の売払収入の活用による社会資本の整備の

促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律

第五号）以下「社会資本整備特別措置

法」という。第二条第一項第二号に該当する

ものに要する費用に充てる資金について、予

算の範囲内において、第五条第一項の規定

（この規定による国の補助の割合について、

この規定と異なる定めをした法令の規定があ

る場合には、当該異なる定めをした法令の規

定を含む。以下同じ。）により国が補助する金

額に相当する金額を無利子で貸し付けること

ができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、交

通安全施設等整備事業に関する緊急措置法第

二条第三項第二号に掲げる交通安全施設等

整備事業で第五条第二項の規定により国がそ

の費用について補助することができるものの

うち社会資本整備特別措置法第二条第一項第

二号に該当するものに要する費用に充てる資

金について、予算の範囲内において、第五条

第二項の規定により国が補助することができ

る金額に相当する金額を無利子で貸し付ける

ことができる。

3 国は、当分の間、地方公共団体に対し、水

道法第三条第二項に規定する水道事業の用に

供する水道施設の新設又は増設に関する事業

で第五条第二項の規定により国がその費用に

ついて補助することができるもののうち社会

資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該

当するものに要する費用に充てる資金につい

て、予算の範囲内において、第五条第二項の

規定により国が補助することができ金額に

相当する金額を無利子で貸し付けることがで

きる。

4 前三項の国の貸付金の償還期間は、二十年

（五年以内の償還期間を含む。）以内で政令で

定める期間とする。

5 前項に定めるもののほか、第一項から第三

項までの規定による貸付金の償還方法、償還

期限の繰上げその他償還に関し必要な事項

は、政令で定める。

6 国は、第一項の規定により、港灣管理者に

対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの

対象である工事に係る第五条第一項の規定に

よる国の補助については、当該貸付金の償還

時において、当該貸付金の償還金に相当する

金額を交付することにより行うものとする。

7 国は、第二項又は第三項の規定により、地

方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、

当該貸付けの対象である事業について、第五

条第二項の規定による当該貸付金に相当する

金額の補助を行うものとし、当該補助につい

ては、当該貸付金の償還時において、当該貸

付金の償還金に相当する金額を交付すること

により行うものとする。

8 港灣管理者又は地方公共団体が、第一項か

ら第三項までの規定による貸付けを受けた無

利子貸付金について、第四項及び第五項の規

定に基づき定められる償還期限を繰り上げて

償還を行つた場合（政令で定める場合を除

く。）における前二項の規定の適用について

は、当該償還は、当該償還期限の到来時に行

われたものとみなす。

（沖繩振興開発金融公庫法の一部改正）

第五条 沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年

法律第三十一号）の一部を次のように改正す

る。

附則第五条の次に次の一条を加える。

（無利子貸付）

第五条の二 公庫は、当分の間、日本電信電話

株式会社の株式の売払収入の活用による社会

資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和

六十二年法律第 号）第三条第一項に規

定する事業を行う者に対し、第十九条第一項

第一号の規定により当該事業に要する資金の

貸付けを行うときは、無利子で貸し付けるこ

とができる。

第二章 大蔵省関係

（国有林野事業特別会計法の一部改正）

第六条 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年

法律第三十八号）の一部を次のように改正す

る。

附則に次の三条を加える。

第十三条 森林法（昭和二十六年法律第二百四

十九号）附則第六項又は地すべり等防止法（昭

和三十三年法律第三十号）附則第八條第一項

の規定による無利子の貸付けに関する経理

は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、

この会計において行うものとする。

前項の規定により、同項に規定する貸付け

に関する経理をこの会計において行う場合に

おける治山勘定の歳入及び歳出については、

第八条の二中「一般会計からの繰入金」とあ

るのは「一般会計からの繰入金、日本電信電

話株式会社の株式の売払収入の活用による社

会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭

和六十二年法律第 号）第七條第五項の

規定による産業投資特別会計社会資本整備勘

定からの繰入金」と、「負担金」とあるのは

「負担金、森林法附則第六項又は地すべり等

防止法附則第八條第一項の規定による無利子

の貸付金の償還金」と、「同条第二項」とある

のは「森林法附則第六項又は地すべり等防止

法附則第八條第一項の規定による無利子の貸

付金、次条第二項」と、「相当するもの」とあ

るのは「相当するもの、附則第十四条の規定

による産業投資特別会計社会資本整備勘定へ

の繰入金」とする。

第十四条 森林法附則第六項又は地すべり等防

止法附則第八條第一項の規定による無利子の

貸付金の償還（返還を含む。以下この条にお

いて同じ。）を受けた場合においては、当該償

還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金

（返還金を含む。）に相当する金額を治山勘定

から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰

り入れるものとする。

第十五条 日本電信電話株式会社の株式の売払

収入の活用による社会資本の整備の促進に関

する特別措置法第七條第五項の規定による産

業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入

金の額が、当該年度における森林法附則第六

項又は地すべり等防止法附則第八條第一項の

規定による無利子の貸付けの合計額を超過す

る場合においては、当該超過額に相当する金

額は、翌年度において日本電信電話株式会

社の株式の売払収入の活用による社会資本の整

備の促進に関する特別措置法第七條第五項の

規定による産業投資特別会計社会資本整備勘

定からの繰入金額から減額し、なお残余があ

るときは、翌年度までに治山勘定から産業

投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れる

ものとする。

（日本開発銀行法の一部改正）

第七条 日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百

八号）の一部を次のように改正する。

附則第十九項を次のように改める。

19 日本開発銀行は、当分の間、日本電信電話

株式会社の株式の売払収入の活用による社会

資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第三条第一項に規定する事業を行う者に対し、第十八条第一項第一号の規定により当該事業に要する資金の貸付けを行うときは、政令で定めるところにより、無利子で貸し付けることができる。

（道路整備特別会計法の一部改正）

第八条 道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。附則に次の四項を加える。

13 道路法附則第四項若しくは第五項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）附則第二項から第五項まで、道路整備特別措置法附則第七項第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第五項、沖縄振興開発特別措置法附則第九条第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付け（土地区画整理法附則第二項から第五項までの規定による無利子の貸付けについては、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下同じ。）及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

14 前項の規定により、同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三条及び第四条の規定の適用については、第三条中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の三第一項」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の三第一項若しくは附則第七條第一項」と、「又は民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項若しくは附則第十五条第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、土地区画整理法附則第二項から第五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第五項、沖縄振興開発特別措置法附則第九条第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け」とする。

15 道路法附則第四項若しくは第五項、土地区画整理法附則第二項から第五項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第五項、沖縄振興開発特別措置法附則第九条第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け」とする。

事業に関する緊急措置法附則第五項、沖縄振興開発特別措置法附則第九條第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日（返還を含む。）に相当する金額をこの会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

16 日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、当該年度における道路法附則第四項若しくは第五項、土地区画整理法附則第二項から第五項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第五項、沖縄振興開発特別措置法附則第九條第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

（治水特別会計法の一部改正）
第九条 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。
附則第二十七項から第三十項までを次のように改める。

27 河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項又は水資源開発公団法附則第九條第一項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

28 前項の規定により、同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における治水勘定の歳入及び歳出については、第四条第一項第一号中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第五号中「納付金」とあるのは「納付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項又は水資源開発公団法附則第九條第一項の規定による貸付金の償還」と、同条第二項第四号中「交付金」とあるのは「交付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項又は水資源開発公団法附則第九條第一項の規定による貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。」

29 河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項又は水資源開発公団法附則第九條第一項の規定による無利子の貸付けの償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日（返還を含む。）に相当する金額を治水勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰

り入れるものとする。

30 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金金の額が、当該年度における河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項又は水資源開発公団法附則第九條第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金金額から減額し、なお残余があるときは、翌年度までに治水勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第十條 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の四項を加える。

19 港湾法附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)附則第六項又は沖縄振興開発特別措置法附則第九條第一項の規定による無利子の貸付けに關する政府の経理は、当分の間、第一條の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

20 前項の規定により、同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における港湾整備勘定の歳入及び歳出については、第四條第一項第一号中「一般会計からの繰入金」とあるのは、「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法(昭和六十二年法律第

の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第四号及び同條第二項第四号中「港湾法第五十五條の七第一項」とあるのは「港湾法第五十五條の七第一項、同法附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第六項又は沖縄振興開発特別措置法附則第九條第一項」と、同項第七号中「一般会計への繰入金」とあるのは「一般会計への繰入金及び附則第二十一項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

21 港湾法附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第六項又は沖縄振興開発特別措置法附則第九條第一項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む)に相當する金額を港湾整備勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

22 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金金の額が、当該年度における港湾法附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第六項及び沖縄振興開発特別措置法附則第九條第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相當する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金金額から減額し、なお残余があるときは、

翌々年度までに港湾整備勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

(都市開発資金融通特別会計法の一部改正)

第十一條 都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 都市開発資金の貸付けに關する法律附則第二項の規定による無利子の貸付けに關する政府の経理は、当分の間、第一條の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

附則に次の三項を加える。

3 前項の規定により、同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第三條第一項中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「借入金金の償還金及び利子」とあるのは「借入金金の償還金及び利子、附則第四項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

4 都市開発資金の貸付けに關する法律附則第二項の規定による無利子の貸付金の償還を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金に相當する金額をこの会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

5 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金金の額が、当該年度における都市開発資金の貸付けに關する法律附則第二項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合において

は、当該超過額に相當する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法第七條第五項の規定による同勘定からの繰入金金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

(空港整備特別会計法の一部改正)

第十二條 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

14 空港整備法附則第五項から第七項までの規定による無利子の貸付けに關する政府の経理をこの会計において行う場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第三條第一項中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「一般会計への繰入金」とあるのは「一般会計への繰入金、附則第十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

15 空港整備法附則第五項から第七項までの規定による無利子の貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む)に相當する金額をこの会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

16 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金金の額が、当該年度における空港整備法附則第五項から第七項までの規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超

過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

第三章 厚生省関係

(水道法の一部改正)

第十三条 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十一條を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

第十一条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第四十四條の規定により国がその費用について補助することができ、水道事業又は水道用供給事業の用に供する施設の新設又は増設で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二号）以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十四條の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができ、金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、前項の規定による場合のほか、水道の整備で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第四十四條の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第十四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十二條の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができ、金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、市町村に対し、前項の規定による場合のほか、廃棄物を処理するための施設（公共下水道及び流域下水道を除く。）の設置で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により、市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第二十二條の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 市町村が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第四章 農林水産省関係

(土地改良法の一部改正)

第十五条 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の七項を加える。

2 国は、当分の間、都道府県に対し、第二十六條の規定により国がその費用について補助する土地改良事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二号）以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二條第一項第二号に該当するものに、都道府県が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金について、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつては、その者に對し都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十六條の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、都道府県に対し、農業集落排水施設整備事業その他土地改良施設の機能を補完し又はその適正な管理を確保するために必要な施設等を整備する事業のうち土地改良事業と併せて行うもので社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものにつき、都道府県が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金の一部を、市町

村その他政令で定める者が行う場合にあってはその者に對し都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

5 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

6 国は、附則第二項の規定により、都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である土地改良事業に係る第二百二十六条の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行うものとする。

7 国は、附則第三項の規定により、都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である事業について、当該貸付金に相當する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行うものとする。

8 都道府県が、附則第二項及び第三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（漁港法の一部改正）
第十六条 漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の十項を加える。

9 国は、当分の間、地方公共団体に對し、第二十条第二項又は第三項の規定により国がそ

の費用について負担し、又は補助する漁港修築事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第...号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第一号に該當するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十条第二項又は第三項の規定（これらの規定による国の負担又は補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担し、又は補助する金額に相當する金額を無利子で貸し付けることができる。

10 国は、当分の間、地方公共団体に對し、第二十条第四項の規定により国がその費用について補助することができ、漁港修築事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該當するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十条第四項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができ、金額に相當する金額を無利子で貸し付けることができる。

11 国は、当分の間、地方公共団体に對し、前二項の規定による場合のほか、漁港施設の整備並びにこれと併せて漁港施設に相當する施設及び漁港の環境の整備を行う事業（第二十条第二項、第三項又は第四項の規定により国がその費用について負担し、又は補助する漁港修築事業を除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該當するものに要する費用に充てる資金の一部（漁港施設の整備を行う事業以外の事業を市町村が施行する場合にあっては、当該市町村に對し都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部）を、予算の範囲内において、無利子で貸し付

けることができる。

12 前三項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

13 前項に定めるもののほか、附則第九項から第十一項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

14 附則第九項又は第十項の規定により国が地方公共団体に對し貸付けを行う場合における第二十条第五項及び第二十四条の二から第二十四条の四までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条第五項		第二十条第二項、第三項又は第四項		第二十条第二項、第三項又は第四項	
第二項又は第三項	附則第九項	第二項又は第三項	附則第九項又は第十項	第二項又は第三項	附則第九項又は第十項
負担し、又は補助することとなる	貸し付けることとなる	負担し、又は補助することとなる	貸し付けることとなる	負担し、又は補助することとなる	貸し付けることとなる
第二十条第二項、第三項又は第四項	附則第九項又は第十項	第二十条第二項、第三項又は第四項	附則第九項又は第十項	第二十条第二項、第三項又は第四項	附則第九項又は第十項
負担金又は補助金の交付	貸付金の貸付け	負担金又は補助金の交付	貸付金の貸付け	負担金又は補助金の交付	貸付金の貸付け
当該負担金又は補助金	当該貸付金	当該負担金又は補助金	当該貸付金	当該負担金又は補助金	当該貸付金
第二十条第二項、第三項又は第四項	附則第九項又は第十項	第二十条第二項、第三項又は第四項	附則第九項又は第十項	第二十条第二項、第三項又は第四項	附則第九項又は第十項
負担金又は補助金の交付	貸付金の貸付け	負担金又は補助金の交付	貸付金の貸付け	負担金又は補助金の交付	貸付金の貸付け
当該負担金又は補助金	当該貸付金	当該負担金又は補助金	当該貸付金	当該負担金又は補助金	当該貸付金
第二十条第二項、第三項又は第四項	附則第九項又は第十項	第二十条第二項、第三項又は第四項	附則第九項又は第十項	第二十条第二項、第三項又は第四項	附則第九項又は第十項
負担し、又は補助する	貸し付ける	負担し、又は補助する	貸し付ける	負担し、又は補助する	貸し付ける
第二十条第二項、第三項又は第四項	附則第九項又は第十項	第二十条第二項、第三項又は第四項	附則第九項又は第十項	第二十条第二項、第三項又は第四項	附則第九項又は第十項
負担金又は補助金の交付	貸付金の貸付け	負担金又は補助金の交付	貸付金の貸付け	負担金又は補助金の交付	貸付金の貸付け
当該負担金又は補助金	当該貸付金	当該負担金又は補助金	当該貸付金	当該負担金又は補助金	当該貸付金
第二十条第二項、第三項又は第四項	附則第九項又は第十項	第二十条第二項、第三項又は第四項	附則第九項又は第十項	第二十条第二項、第三項又は第四項	附則第九項又は第十項
交付せず	貸し付けず	交付せず	貸し付けず	交付せず	貸し付けず
負担金又は補助金をその交付	貸付金をその貸付け	負担金又は補助金をその交付	貸付金をその貸付け	負担金又は補助金をその交付	貸付金をその貸付け

15 国は、附則第九項の規定により、地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である漁港修築事業に係る第二十条第二項又は第三項の規定による国の負担又は補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行うものとする。

16 国は、附則第十項の規定により、地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である漁港修築事業に係る第二十条第二項又は第三項の規定による当該貸付金に相當する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行うものとする。

17 国は、附則第十一項の規定により、地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である漁港修築事業に係る第二十条第二項又は第三項の規定による当該貸付金に相當する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行うものとする。

公共団体に対し、第二十七条第一項の規定により国がその費用について負担するの海岸保全施設の施設の新設又は改良に関する工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号。以下「社会資本

本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十七條第一項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

7 国は、当分の間、地方公共団体に対し、前項の規定による場合のほか、海岸保全施設に関する工事及びこれと併せて海岸保全区域内において施行する海岸の環境の整備に関する工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

8 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第六項及び第七項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

10 附則第六項の規定により国が地方公共団体に対し貸付けを行う場合における第二十七條第三項の規定の適用については、同項中「第一項の規定により国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第六項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

11 国は、附則第六項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第二十七條第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 国は、附則第七項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸

付けの対象である工事について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 地方公共団体が、附則第六項及び第七項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（沿岸漁場整備開発法の一部改正）
第二十条 沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
附則第二項及び第三項を次のように改める。
（国の無利子貸付け等）

2 国は、当分の間、都道府県に対し、沿岸漁場整備開発事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第一号）第二条第一項第二号に該当するものに、つき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に、都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、附則第二項の規定により、都道府県

に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である沿岸漁場整備開発事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 都道府県が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（工業用水道事業法の一部改正）
第二十一条 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。
附則第十三項及び第十四項を次のように改める。
（国の無利子貸付け等）

13 国は、当分の間、地方公共団体に対し、工業用水道の布設で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第一号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

14 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

15 前項に定めるもののほか、附則第十三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

16 国は、附則第十三項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該

貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

17 地方公共団体が、附則第十三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十四項及び第十五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（港湾法の一部改正）
第二十二條 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。
附則に次の十二項を加える。
（国の無利子貸付け等）

15 国は、当分の間、港湾管理者に対し、第四十二條第一項又は第三項の規定により国がその費用について負担する港湾施設の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第一号）以下「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十二條第一項又は第三項の規定（これらの規定による国の負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

16 国は、当分の間、港湾管理者に対し、第四十三條の規定により国がその費用について補助することができる港湾施設の建設又は改良の工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充て

る資金について、予算の範囲内において、第四十三条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができ、金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

17 国は、当分の間、港湾管理者に対し、前二項に規定する港湾工事以外の港湾施設の建設又は改良の工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

18 前三項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

19 前項に定めるもののほか、附則第十五項から第十七項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

20 附則第十五項の規定により国が港湾管理者に対し貸付けを行う場合における第四十二条第四項（第五十五条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第四十二条第四項中「これによつて国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第十五項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

21 国は、附則第十五項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第四十二条第一項又は第三項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

22 国は、附則第十六項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る、第四十三条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

23 国は、附則第十七項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

24 港湾管理者が、附則第十五項から第十七項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十八項及び第十九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

25 第四十六条の規定は、附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に係る法律（昭和二十六年法律第七十三号）附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）附則第六項又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）附則第九条第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「その工事に費用を国が負担し又は補助した」とあるのは「附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に係る法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第六項又は沖縄振興開発特別措置法附則第九条第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた」と、「国が負担し、若しくは補助した」とあるのは「附則第二十一項、北海道開発のためにする港湾工事に係る法律

附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第九項若しくは沖縄振興開発特別措置法附則第九条第六項に規定する国の負担若しくは補助若しくは附則第二十二項若しくは第二十三項の規定による国の補助に係る」と読み替へるものとする。

26 第四十六条の規定は、前項に規定する港湾施設で附則第二十一項、北海道開発のためにする港湾工事に係る法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第九項若しくは沖縄振興開発特別措置法附則第九条第六項に規定する国の負担若しくは補助又は附則第二十二項若しくは第二十三項の規定による国の補助に係るものについては、適用しない。（北海道開発のためにする港湾工事に係る法律の一部改正）

第二十三条 北海道開発のためにする港湾工事に係る法律（昭和二十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の六項を加える。

7 国は、当分の間、港湾管理者に対し、第二条第一項の規定により国がその費用について負担する港湾施設の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二条第一項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

8 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第七項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第九項若しくは沖縄振興開発特別措置法附則第九条第六項に規定する国の負担若しくは補助若しくは附則第二十二項若しくは第二十三項の規定による国の補助に係る」と読み替へるものとする。

26 第四十六条の規定は、前項に規定する港湾施設で附則第二十一項、北海道開発のためにする港湾工事に係る法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第九項若しくは沖縄振興開発特別措置法附則第九条第六項に規定する国の負担若しくは補助又は附則第二十二項若しくは第二十三項の規定による国の補助に係るものについては、適用しない。（北海道開発のためにする港湾工事に係る法律の一部改正）

第二十三条 北海道開発のためにする港湾工事に係る法律（昭和二十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の六項を加える。

7 国は、当分の間、港湾管理者に対し、第二条第一項の規定により国がその費用について負担する港湾施設の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二条第一項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

8 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第七項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第七項の規定により国が港湾管理者に対し貸付けを行う場合における第二条第二項において準用する港湾法第四十二条第四項の規定の適用については、同項中「これによつて国が負担することとなる金額」とあるのは、「北海道開発のためにする港湾工事に係る法律附則第七項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

11 国は、附則第七項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第二条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 港湾管理者が、附則第七項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（空港整備法の一部改正）

第二十四条 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の十二項を加える。

（国の無利子貸付け等）

5 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第八条第一項又は第九条第一項の規定により国がその費用について負担する空港施設の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）以下「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第八条第一項又は第九

（空港整備法の一部改正）

第二十四条 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の十二項を加える。

（国の無利子貸付け等）

5 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第八条第一項又は第九条第一項の規定により国がその費用について負担する空港施設の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）以下「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第八条第一項又は第九

条第一項の規定（これらの規定による国の負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第八條第四項又は第九條第三項の規定により国がその費用について補助することができ、空港の施設の新設、改良等の工事で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第八條第四項又は第九條第三項の規定（これらの規定による国の補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができ、金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

7 国は、当分の間、地方公共団体に対し、公共用飛行場その他の航空運送に係る施設（空港の機能の増進又は利用者の利便の向上に資するもの及び空港によつては満たされない航空運送の需要に應ずることにより空港の機能を補完することとなるものに限る。）の新設又は改良の工事（前二項に規定するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

8 前三項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第五項から第七項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

10 附則第五項の規定により国が地方公共団体

に対し貸付けを行う場合における第八條第三項（第九條第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第八條第三項中「第一項の規定により国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第五項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

11 国は、附則第五項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第八條第一項又は第九條第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 国は、附則第六項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事について、第八條第四項又は第九條第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 国は、附則第七項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

14 地方公共団体が、附則第五項から第七項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

15 附則第五項又は第六項の規定により国がその費用に充てる資金を無利子で貸し付けた工

事のために取得した土地、工作物その他の物件は、第二種空港にあつては国に、第三種空港にあつては当該空港を設置し、又は管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件については同様とする。

16 第十三条の規定は、前項に規定する工事のために取得した土地、工作物その他の物件又は当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件については、適用しない。
（広域臨海環境整備センター法の一部改正）
第二十五条 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。
（国の無利子貸付け等）
第三条 第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地方公共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改良の工事で廃棄物処理法附則第四条第二項又は港灣法附則第十六項の規定による貸付けの対象となるものを行う場合について準用する。この場合において、第二十六条第一項中「国の補助」とあるのは「国の貸付け」と、「交付すべき補助金」とあるのは「貸し付けるべき貸付金」と、「交付する」とあるのは「貸し付ける」と読み替へるものとする。

2 廃棄物処理法附則第四条第六項及び第七項並びに港灣法附則第二十二項及び第二十四項の規定は、前項の規定により準用される第二十六條第一項の規定によりセンターに対し貸付けが行われた場合について準用する。
第七章 建設省関係
（砂防法の一部改正）
第二十六条 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の次に次の一条を加える。
第五十二条 国庫ハ当分ノ間府県又ハ下級公共団体ニ対シ第十三條第一項ニ依リ国庫ニ於テ

其ノ費用ニ付テ負担スル砂防工事ニシテ日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）以下社会資本整備特別措置法ト称ス。第二條第一項第二号ニ該當スルモノニ要スル費用ニ充テ用スル資金ニ付テ予算ノ範囲内ニ於テ第十三條第三條第一項ニ依リ国庫ニ於テ負担スル金額ニ相当スル金額ノ貸付ヲナスコトヲ得此ノ場合ニ於テ同項ニ依リ国庫ノ負担ノ割合ニ付テ同項ニ異ナリタル規程ヲ設ケタル法令アルトキハ国庫ニ於テナス貸付ノ金額ハ同項及其ノ法令ニ依リ国庫ニ於テ負担スル金額ニ相当スル金額トス

国庫ハ当分ノ間公共団体ニ対シ予算ノ範囲内ニ於テ第二條ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地ニ於テナス砂防設備ニ関スル事業（前項ノ砂防工事ヲ除ク）ニシテ社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号ニ該當スルモノニ要スル費用ニ充テ用スル資金ノ一部ヲ貸付スルコトヲ得
前二項ノ貸付金ニハ利子ヲ付セズ其ノ償還期間ハ二十年（五年以内ノ据置期間ヲ含ム）以内ニ於テ政令ヲ以テ定ムル期間トス
前項ニ定ムルモノノ外第一項又ハ第二項ニ依リ貸付金ノ償還方法、償還期限ノ繰上其ノ他償還ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
第一項ニ依リ国庫ニ於テ府県又ハ下級公共団体ニ対シ貸付ヲナス場合ニ於テハ第十三條第一項ニ依リ国庫ノ負担若シ第一項後段ノ法令アルトキハ同條第一項及其ノ法令ニ依リ国庫ノ負担ニシテ其ノ貸付ノ対象タル砂防工事ニ係ルモノニ付テハ其ノ貸付金ノ償還時ニ於テ其ノ貸付金ノ償還金ニ相当スル金額ヲ交付スルニ依リテ之ヲナスモノトス
第二項ニ依リ国庫ニ於テ公共団体ニ対シ貸付ヲナス場合ニ於テハ国庫ハ其ノ貸付ノ対象タル事業ニ付テ其ノ貸付金ニ相当スル金額ノ補助ヲナスモノトシ其ノ補助ニ付テハ其ノ

付けの対象である道路の新設又は改築について、第五十六条又は第八十八条第一項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助又は負担を行うものとし、当該補助又は負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 都道府県又は地方公共団体が、附則第四項又は第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（土地区画整理法の一部改正）

第二十九條 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の十一項を加える。

2 国は、当分の間、都道府県又は市町村に対し、第一百八条第三項の規定により国がその費用について負担する土地区画整理事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号。以下社会資本整備特別措置法という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第一百八条第三項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、第三条第三項の規定による施行者に対し、第二十一条の規定により国がその費用について補助することができる土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法

第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十一条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 国は、当分の間、住宅・都市整備公団に対し、土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、政令で定める地方公共団体に、土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、個人施行者（政令で定めるものに限る。）又は組合が施行する場合にあつては当該個人施行者又は組合に対し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団又は地方公社が施行する場合にあつては住宅・都市整備公団、地域振興整備公団又は当該地方公社に対し当該地方公共団体が住宅・都市整備公団法第四十五条第二項（地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。）の規定又は第一百九条の二第一項の規定により負担する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

6 国は、当分の間、地方公共団体に、施行区域内に居住する者で土地区画整理事業の施行により従前の住宅が除却されこれに代わるべき新たな住宅を必要とするものとなるものその他当該事業の施行により特に新たな住宅を必要とするものとなるものに貸付するた

め、住宅の建設の事業で、社会資本整備特別

措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

7 附則第二項から前項までの国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

8 前項に定めるもののほか、附則第二項から第六項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

9 国は、附則第二項の規定により、都道府県又は市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である土地区画整理事業に係る第一百八条第三項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 国は、附則第三項の規定により、第三条第三項の規定による施行者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である土地区画整理事業について、第二十一条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11 国は、附則第四項から第六項までの規定により、住宅・都市整備公団又は地方公共団体に、貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が、附則第二項から第六項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還

期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（道路整備特別措置法の一部改正）
第三十條 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（資金の貸付けの特例）
第七條 国は、当分の間、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める道路の新設又は改築のうち、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第一号に該当するものであつて政令で定めるものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

一 日本道路公団 日本道路公団が第二条の二の規定に基づき、又は第三条第一項の許可を受けて行う道路の新設又は改築

二 首都高速道路公団 首都高速道路公団が第七条の二第一項の規定に基づき行う首都高速道路の新設又は改築

三 阪神高速道路公団 阪神高速道路公団が第七条の二第二項の規定に基づき行う阪神高速道路の新設又は改築

四 本州四国連絡橋公団 本州四国連絡橋公団が第七条の七の規定に基づき行う本州四国連絡道路の新設又は改築

五 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

六 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。
（第八条の三第一項の貸付金の償還方法の特例）
第八条 第八条の三第一項の規定による貸付金

のうち、社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当する道路の新設又は改築（政令で定めるものに限る。）であつて、同項の規定により、国が、当分の間、それに要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けることができることとされているものに係る貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

（積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正）

第三十一条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

3 国は、当分の間、道路管理者（指定区間外の一般国道にあつては、道路管理者である都道府県知事の統括する都道府県。以下同じ。）に対し、第六条の規定により国がその費用について補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六条の規定（この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

5 前項に定めるもののほか、附則第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

6 国は、附則第三項の規定により、道路管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第六条の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 道路管理者が、附則第三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（都市公園法の一部改正）

第三十二条 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十項を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

10 国は、当分の間、地方公共団体に對し、第十九条の規定により国がその費用について補助することができる都市公園の新設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十九条の規定（この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができ金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

11 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

12 前項に定めるもののほか、附則第十項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

13 国は、附則第十項の規定により、地方公共

団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である都市公園の新設又は改築について、第十九条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

14 地方公共団体が、附則第十項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十一項及び第十二項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（地すべり等防止法の一部改正）

第三十三条 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八條を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

第八條 国は、当分の間、都道府県に對し、第二十九条（第四十五條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により国がその費用について負担する地すべり防止工事又ははた山崩壊防止工事（以下「地すべり防止工事等」という。）で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十九条の規定（この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により、都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である地すべり防止工事等に係る第二十九条の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（下水道法の一部改正）

第三十四条 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「以下「新法」という」を「以下この条及び次条において「新法」という」に改める。

附則第五條を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

第五條 国は、当分の間、地方公共団体に對し、第三十四条の規定により国がその費用について補助することができる公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十四条の規定（この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）によ

り国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により、地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である同項の設置又は改築について、第三十四条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 地方公共団体が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（住宅地区改良法の一部改正）
第三十五条 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の九項を加える。

（国の無利子貸付け等）
8 国は、当分の間、施行者に対し、第二十七条第一項又は第二項の規定により国がその費用について補助することができる同条第二項に規定する不良住宅の除却又は同条第二項に規定する改良住宅の建設で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、

て、予算の範囲内において、第二十七条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

9 国は、当分の間、施行者に対し、改良住宅の改良で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

10 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

11 前項に定めるもののほか、附則第八項及び第九項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

12 国は、附則第八項の規定により、施行者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である不良住宅の除却又は改良住宅の建設について、第二十七条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 国は、附則第九項の規定により、施行者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である改良住宅の改良について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

14 施行者が、附則第八項及び第九項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十項及び第十一項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二

項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

15 附則第八項の規定による貸付けを受けて建設される改良住宅に係る第二十九条の規定の適用については、同条の見出し中「補助」とあるのは「補助又は無利子の貸付け」と、同条第一項中「第二十七条第二項」とあるのは「第二十七條第二項又は附則第八項」と、「補助」とあるのは「補助又は無利子の貸付け」とする。

16 前項の規定により読み替えて適用される第二十九条の規定により公営住宅法第十二条の規定を準用する場合においては、同条第一項中「国又は都道府県の補助又は住宅地区改良法附則第八項の規定による無利子の貸付け」と、「国若しくは都道府県」は「国若しくは地方公共団体から補助」とあるのは「国若しくは地方公共団体から補助若しくは住宅地区改良法附則第八項の規定による無利子の貸付け」と読み替えるものとする。

（共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）
第三十六条 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

2 国は、当分の間、地方公共団体に對し、第二十二條第二項の規定により国がその費用について補助することができる共同溝の建設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十二條第二項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む）

む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、附則第二項の規定により、地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である共同溝の建設又は改築について、第二十二條第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（河川法の一部改正）

第三十七条 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の七項を加える。

5 国は、当分の間、地方公共団体に對し、第六十條第二項後段、第六十二條、第六十五條の二第一項後段又は第九十六條の規定により国がその費用について負担する改良工事で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一

る資金について、予算の範囲内において、第六十条第二項後段、第六十二条、第六十五条の第二項後段又は第九十六条の規定（これらの規定による国の負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6 国は、当分の間、地方公共団体に対し、一級河川又は二級河川（第百条の規定によりこの法律の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（前項の改良工事及び修繕を除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

7 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

8 前項に定めるもののほか、附則第五項又は第六項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

9 国は、附則第五項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である改良工事に係る第六十条第二項後段、第六十二条、第六十五条の第二項後段又は第九十六条の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 国は、附則第六項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11 地方公共団体が、附則第五項又は第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）
第三十八条 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

2 国は、当分の間、民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構に対し、同法附則第十四条第一項第一号に掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

3 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

（交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正）
第三十九条 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

5 国は、当分の間、道路管理者（指定区間外の一般国道にあつては、道路管理者である地方公共団体の長の統括する地方公共団体。以下同じ。）に対し、第十条第二項又は第三項の

規定により国がその費用について負担し、又は補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二十号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十条第二項又は第三項の規定（これらの規定による国の負担又は補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担し、又は補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

7 前項に定めるもののほか、附則第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8 国は、附則第五項の規定により、道路管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第十条第二項又は第三項の規定による国の負担又は補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 道路管理者が、附則第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（都市再開発法の一部改正）
第四十条 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）
第五条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、市街地再開発事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二十号）以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものにつき、第二百二十二条第一項に規定する施行者が施行する場合にあつては当該施行者に対し当該地方公共団体が同項の規定により補助する費用に充てる資金の一部を、当該地方公共団体が自ら施行する場合にあつては所要する費用に充てる資金の一部を、公団等が施行する場合にあつては当該公団等に対し当該地方公共団体が第二百二十二条第一項の規定により負担する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体又は住宅・都市整備公団に対し、市街地再開発事業の施行区域内に居住する者で第七十九条第三項の規定により権利変換計画において施設建築物の一部等又は借家権が与えられないように定められたものその他当該事業の施行により特に新たな住宅を必要とするものとなるものに賃貸するための住宅の建設の事業で、社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項又は第二項の規定により、地方公共団体又は住宅・都市整備公団に対し貸

付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正）

第四十一条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第六項までを次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

2 国は、当分の間、都道府県に対し、第二十一条の規定により国がその費用について補助することができる都道府県営工事で日本電信電話株式会社株式の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二十一条第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十一条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、附則第二項の規定により、都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である都道府県営工事について、第二十一条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 都道府県が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（都市公園等整備緊急措置法の一部改正）

第四十二条 都市公園等整備緊急措置法（昭和四十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（国の無利子貸付け等）

第四条 国は、第二十一条第三号の町村に対し、昭和六十二年以降四箇年間は、同号に規定する公園又は緑地の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二十一条第二号に該当するもののうち、都市公園等整備五箇年計画に照らし緊急に行われる必要があると認められるものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で

定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により、町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公園又は緑地の設置について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 町村が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第四十三条 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

第三条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、住宅街区整備事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二十一条第二号に該当するものにつき、第二十八条第一号に掲げる施行者（政令で定める施行者を除く。）が施行する場合にあつては当該施行者に対し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、当該地方公共団体が自ら施行する場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、住宅・都市整備公団又は地方住宅供給公社が施行する場合にあつては当該公団又

は地方住宅供給公社に対し当該地方公共団体が第九十二条第一項の規定により負担する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 地方公共団体が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（住宅・都市整備公団法の一部改正）

第四十四条 住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五条を次のように改める。

（道路法等による国の無利子貸付けの特例等）

第二十五条 公団が第三十四条の規定により特定公共施設の新設等に関する工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二十一条第二号に該当するもの（以下「社会資本整備関連特定工事」という。）を施行する場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に要す

る費用についての次に掲げる法律の規定の適用については、第一号イに掲げる法律の規定中「道路管理者である地方公共団体」とあるのは「住宅・都市整備公団」と、第一号ロ及び第二号から第五号までに掲げる法律の規定中「地方公共団体」とあるのは「住宅・都市整備公団」とする。

一 道路法の規定で次に掲げるもの

イ 附則第五項

ロ 附則第九項及び第十項

二 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）附則第二項、第五項及び第六項

三 都市公園法附則第十項、第十三項及び第十四項

四 下水道法附則第五項第一項、第四項及び第五項

五 河川法附則第五項、第六項及び第九項から第十一項まで

2 前項の場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に係る特定公共施設の管理者は、同項の費用の額から道路法附則第五項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、都市公園法附則第十項、下水道法附則第五項第一項又は河川法附則第五項若しくは第六項の規定による無利子貸付金の額を控除した額を公団に支払わなければならない。

3 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他必要な事項は、政令で定める。

4 当該社会資本整備関連特定工事に係る特定公共施設の管理者が第二項の規定による支払をする場合には、第三十七条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

5 第二項の規定による支払金は、第五十九条第一項の規定の適用については、第三十七条第四項の規定による支払金とみなす。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正）

第四十五条 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（機構の業務の特例）

第十四条 機構は、当分の間、第四条第一項各号に掲げる業務のほか、建設大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第二条第二項第二号に掲げる民間都市開発事業で公共施設の整備に関するものうち、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第

号）第二条第一項第一号に該当するものであつて政令で定めるものを施行する者（地方公共団体）その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。）の出資又は拠出に係る法人に限る。）に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により、機構が同項各号に掲げる業務を行う場合には、第十一条第一項、第十二条又は第十七条第三号中「第四条第一項各号」とあるのは「第四条第一項各号及び附則第十四条第一項各号」と、第十四条中「第四条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第四条第一項第一号及び第二号並びに附則第十四条第一項第一号」とする。

3 機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う場合においては、建設省令で定める基準に従つて行わなければならない。

4 機構は、第一項第一号の規定による貸付けを受けた者に対しては、当該貸付けに係る事業に關しては、第四条第一項第二号に掲げる業務を行わないものとする。

（資金の貸付け）

第十五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項の規定によるもののほか、前条第一項第一号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路の整備に関する費用に充てるべきものを無利子で貸付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、第六条及び第八条から第十二条までの規定による改正後の国有林野事業特別会計法、道路整備特別会計法、治水特別会計法、港湾整備特別会計法、都市開発資金通特別会計法及び空港整備特別会計法の規定は、昭和六十二年度の予算から適用する。

第五部

大蔵委員会会議録第二号

昭和六十二年八月二十五日

【参議院】

昭和六十二年九月五日印刷

昭和六十二年九月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C